

◇第一四九号 丑十一月報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

丑十一月中之内

得取締方精々心付、見本錢差出方等委細之儀は御勘定奉行江可被談候事、

九月

一一

丑十月廿六日閨老水野泉州侯より御達

松平越中守

南部弥八郎

一 丑九月十五日閨老山形侯より仙台侯家来御呼出し御

達

覚

願之通当丑年より五ヶ年之間、鉄小錢吹立之振合を以精鉄四文錢壹ヶ年廿万貫文ツ、鑄錢御差許し相成候間、吹立方之義は銀座江承合、運上之儀は鉄小錢同様拾万貫文ニ付五千貫文宛之割ヲ以代金ニ而銀座江相納、尤領内錢払底難儀之由ニ而御差許之事ニ付、近国江錢ニ而売申候儀は難相成、万一不取締之儀有之候ハ、年限中ニ而も御差留之 御沙汰可有之候間、兼而其旨相心

其方儀、当御役被 仰付候以来入費多之処、京地事變後は別而御守衛向厚相心得候ニ付而は入費相嵩可為難儀、当節 公辺ニ於而も御用途差湊、御勝手向御切迫之折柄ニは候得共、出格之訳を以御役中当八月より月々

金三千兩宛百文錢取交御手当被成下候、尤当八月より十二月迄五ヶ月分合金壹万五千兩百文錢取交、此節御渡相成候間、委細之儀は御勘定奉行可被談候、

三

一去ル四日野宮中納言様江重役之者被召呼、松平飛騨守在所江之御暇被下置、其上拜領物被仰付、且長々相詰大儀思召候得共丹羽左京大夫様御上京迄滞京被仰付候段申付越候、此段御届申上候、以上、

十月廿六日
松平飛騨守内
出御幾之進

(四の1)
一 九月廿七日大坂御城江彼地詰家来之者被召出、別紙之

通松平伯耆守様より被仰渡、御短刀拝領仕候付、此段
御届申上候、以上、

十月廿六日
加賀中納言内
小倉兵左衛門

(四の2)
別紙

加賀中納言江

其方儀、当夏中京師御警衛、老年之処憤發速ニ上京御
守衛相勤、帰国之砌御警衛人数指置候処、何レも格別
勉強御取締筋も宜、一段之事ニ思召候、依之御短刀被
下之、

五
一 丑十月廿七日膳所候より御届

(五の1)
去月廿六日、於大坂表松前伊豆守様江別紙之通奉伺候
処、当月十五日於京地松平周防守様より以御書取御差

図御座候旨申越候ニ付、此段申上候様主膳正申付候、
以上、

十月廿七日
本多主膳正家来
石川運平

(五の2)
別紙

先達而御届申上置候通り、主膳正家来共之内浮説ニ泥
ミ候者共禁錮申付、追而遂吟味候処、是迄川瀬太宰等
江遷及仕候筋無御座候由申立罷在候得共、兼々示方ニ
相背候者共ニ付不日ニ仕置申付候積ニ御座候、然処太
宰儀当時御吟味中ニ候得共、別紙名前之者共手限仕置
申付候而も不苦御儀ニ御座候哉、此段各様江も 御内
慮奉伺候様在府主膳正申付越候、以上、

九月廿六日
本多主膳正家来
伊兵田唯一

(五の3)
御書取

書面之通相心得不苦候事、

禁錮申付候名前

保田信解

田河藤馬之丞

阿閉權之丞

槇島錠之助

宇橋作也

森喜右衛門

高橋雄太郎

増田仁右衛門

関元吉

深柄俊助

渡辺宗助

以上、

六

一大和守儀、此度急速上京候様被仰付候処、先達而中より喘氣ニ而難儀罷在候ニ付、専療用仕漸々快方ニは御座候得共、今以長途之旅行相成兼難儀仕候、快氣次第早速発足仕候得共、追々延引相成候間、此段右様迄申上置候様申付候、以上、

十月廿七日

松平大和守家来

岩倉弥右衛門

一七

丑十月十五日於京都御達

(七の1)

松平周防守

去年常野州賊徒追討之節、格別戦功も有之候ニ付、出格之訳を以宇都宮江所替被仰付候処、御都合も有之候ニ付所替之儀は御差止被仰出候、出格之訳を以式万石御加増被成下候、猶追而所替被仰付ニ而可有之候、右御直ニ被仰含之、但以後御役御免被仰出候事、

(七の2)

戸田土佐守

名代

戸田大和守

先般棚倉江所替被仰付候処、御都合も有之候付所替之儀は御差止被仰出候、猶追而相達候品も可有之旨被仰出候、

右於美容之間替席、宍岐守申渡書付渡之、老中列座、

一八 十月廿日小笠原考岐守殿四品被任之候由、

十一月廿二日於京都板倉阿州侯加判之列被仰付、且伊賀守ニ改名被致候由、

一九 丑十月落首

丙寅之とし大小

大正か三七十開らけ八霜は極

五ツの九二と六つましくに

拳見立

庄屋 大樹公

狐 一橋

狩人 会津

庄屋をハうまく化せし狐めを

鉄炮もつてねらふかり人

かへる 大樹

へひ 殿下

なめくじり 唐津世子

ちいさなる口ニかへるを吞気でも

ぬらりとそばへよるなめくじり

○

慶喜よくおやりなされよ正直に

暗らひと照す会津蠟燭

福山も貧乏山となり果て上ミにも

伊豆て国シやまつ前

豊なる後を守ると行かすして

白川夜船夢で下る欵

大手前うた諷ふても楽しめず

水の和泉も涌出しもせず

一〇 丑四月西本願寺家来西村芳三郎飯ニ脱走人と相成、

長防江入込見聞之趣左之通

昨十二月十五日夜京師暴動後長府侯へ御預ニ相成居候

奇兵隊之者共、追々憤発し終ニ長府を脱走、壇浦江罷

出候節は漸々人数八十三人ニ而、赤根武人を総官とし

て高杉新作・波多助・本ノマ、金吾・佐世八重郎・川上玄明・

村上宅馬・洲上幾太郎・窪無二三・不破重内・雨宮新次郎・中野源藏・藤村栄熊・馬場新三郎・小川佐吉以下之者共、同所ニ於て熟談を遂ケ、益田・福原・国司之三家老を自腹せしめて吉川監物を始先鋒隊之者共を打果さんと決心ニ及候得共、野戦之徒は元より小銃一挺も無之候得共、押而萩江罷出、一応歎願ニ可及と出張致し候処、其趣先鋒隊へ相聞へ候ニ付、隊長吉之丞本ノマ・陳原巳三郎以下千二百人計り江堂ト申所迄出陣し、同廿三日於同所戦争有之候処、奇兵隊ニは少人数之事故百姓共を多人数金錢ニ而相雇、紙旗を差後陣ニ為備、八十三人之者共先鋒ニ相立、後軍よりは百姓共ニ寺々の半鐘或は太鼓を為打、同音ニ鯨波声を為揚候処、先鋒隊ニは存外之多勢ト仰天致し居候処へ、高杉已下之隊士忽切入及合戦候処、先鋒隊終ニ敗軍、江堂之陣屋を打捨明木村迄引退候、奇兵隊ニは追討ニ江堂・中登・川上三ヶ村放火致し、伊佐ニ陣ヲ居へ、重而之討手を相待、此戦争ニ雨宮新次郎・藤村栄熊両士銃丸ニ当り即死、雖然此節野戦炮二挺・小銃三十挺程分捕有之、

然ニ此戦ニ勝利を得候事相聞へ候ニ付、所々江分散致し居候奇兵隊之者共追々駆付加り候間、忽三百余人ニ相成、依之赤根武人・高杉新作以下大二勇立居候、此時之落首ニ

大川のいなも得つらぬ先鋒隊鯛を釣逆江堂をとられ
た

是より冬分四五度も争戦有之候得共、為差戦も無之只小せり合ニ候処、戦ひ毎ニ奇兵隊勝利を得、追々多人数ニ相成、猶又下之関ニ罷在候伊藤周介、去夏外国より致帰国、井上文太と申合奇兵隊ニ内通有之ニ付、猶更威勢強相成候由、

一当正月元日夜、奇兵隊士八拾人計下之関新地萩ノ会所江屯集致し居候先鋒隊江夜討ヲ掛候処、折節詰居候隊士百五十人計不意之夜討ニ依て狼狽し、武器・雑具を打捨、山越ニ逃去候人共四五人切殺、金銀其外武器数多奇兵隊へ分捕有之候、

此夜、同所清水之鼻と申所ニ於て癸亥丸軍艦預り居候山本氏を切殺、癸亥丸を奪取、首級を同所柳川屋

敷之門前ニ梟首致し候、

右は昨年奇兵隊士馬関極楽寺ニ止宿、先鋒隊ニは同所裏町教法寺ニ旅宿致し居候処、元来奇兵隊士輕輩之憤発士多く、殊ニ疎暴言語ニ絶たり、先鋒隊ニは本身之士多分、又は身柄家格等ヲ以奇兵隊を見下し、岩国之吉川監物等同心ニ而旧冬之取計ニ及び、猶又昨秋既ニ極楽寺より教法寺江夜討を掛候処、途中赤馬町ニ而先鋒隊ニ出逢争戦ニ及び候事も有之、其上先鋒隊ニは余程傑出之由、宮城彦助と申五百石之身上ニ候得共、是迄戦功も無之、殊更一昨亥七月幕府之朝陽丸乗取於鍋ヶ崎暴発致し候者之意趣を含、奇兵隊より申請度旨願出候ニ付無抛教法寺ニ於て割腹被申付候、其節宮城彦助年五拾八才、辞世ニ

とにかくに死おくれぬそ武士の誠を通す道にそありけり

給官赤根武人儀、去秋切腹之様子京師江注進も有之候得共、全虚説ニ而当今高杉新作と兩人専尽力致し居、毎度見請候、

一 正月四日、於下之関公辺之探索人ニ有之候由米踏ニ相

成居候を、奇兵隊士ニ而召捕、糺問之上町兵喜吉と申

兩人江申付及切害、但し町兵ト申者三人扶持ッ、被下候

由、

一 正月八日、奇兵隊之内馬場新三郎昨夜之戦ニ重手を蒙

り、今日相果、其節梅花有之候、短冊ニ

たゆむなよ心つくしに迷ふとも皇国のために名を尽

さはや

一 力士隊長山分江戸角力ニ而中程之由近頃迄菊ヶ浜ト申候・山猫・豊ノ山同州生産・

菊ヶ浜等傑出之者、就中豊ノ山ハ当年余程之強力、

昨夜壇浦ニ而心操を頭し、山猫ニは去夏上京、其節之

手疵とて左之肩袈裟ニ被切候跡慥ニ有之候、力士隊ニ

は各鉄棒を為持、緋子・ふくりん・小袴・大脇差を帯、

山分・山猫・豊ノ山・菊ヶ浜等は緞子之小袴ニ大小立

派ニ帶し居候、

一 隊中宮錦事京師之情態一昨年已来種々探索方被命相動、

其後變動より下ノ関江落来り先鋒隊へ隨身ニ付、奇兵

隊より被相狙、隊中百人計谷山口江当春逃籠之節宮錦

も同様何つ間欽逃去、今以行衛不相知、妻子は当分下ノ関裏町ニ住居致し居候、

一 力士隊昨年中は三百五六拾人も有之候得共、当今は漸八拾人斗ニ相成候、

一 正月九日・十一日之爭戦は長州舟木在江堂ニ而取合、其節下ノ関町兵式人奇兵隊ニ付添致戦死候、

一 正月十三日午刻、長州今浦まむしや、金兵衛と申者被切殺、是は元来对州産之者、然ルニ对州之内乱未治候処何欽本国江内通之儀有之、如斯被切殺候哉之説ニ有之候、

一 二月五日夜、先鋒隊之悪士を奇兵隊ニ而下之関思案橋江梟首致し、其後赤馬町螺貝屋吉五郎ト申者於二階誅戮され候、

一 其頃会津藩士之由、稻荷町遊女屋宮野屋ト申方ニ而一人奇兵隊へ生捕、今以入牢いたし居候、

一 二月中頃山口江御用ニ付長府報国隊長和泉十郎罷越候途中、小月宿藪の中より何者共不知致発砲候処、ねらひ狂ひ付添居候町医錦戸氏之胸を相抜致即死候処、今

以何者共不相分候、

一 二月中旬長門守殿本腹ニ而若殿出産、簾中は宰相殿実女ニ而、是迄元就公以来本腹ニ嫡子出産無之ニ付、上下致大悦、依之罪人共赦免相成候、

一 右悦ひニ付、下ノ関町人共一統昨年以來之遠慮月代等御免ニ候得共、萩・山口・長府并岩国等矢張半戸しめ長髪ニ而罷在候由、

一 二月廿六日久留米之神官先亡和泉悻真木菊四郎事、当春以来三条殿ニ随従、宰府ニ罷越居候処、御用ニ付下ノ関外浜町伊勢や小三郎方滞留、此者奇兵隊中ニ親ミ懇切を得て歴々之様子、去夏上京之砌長門守殿より銘馬壱疋拝領、京師ニ而は鏽疵ニケ所請候得共当今全快、稻荷町ニ而以大金遊女を請出し町方ニ囲置候処金子押借、或芸州等へ内通之様子有之露頭ニ及、此夜四ツ時頃同所新地ニ京師靈山曙の亭主其外一人落来り居、桶久方ニ而宴会之戻り長田屋藤七納屋蔵之前浜ニ於て被切殺、死骸両足繩付海中ニ捨候得共、波ニ被打揚同所有之、大袈裟切口余程見事成説有之候、

一旧冬致自腹候宍戸左馬介九郎兵衛事、長州豊浦郡西市ニ在宅録八百石前条御仕置ニ相成、悴小平太遠島ニ相成居候得共無程御免、当時山口在勤奇兵隊中江加り居、本領安堵いたし候、

一奇兵隊追々威勢強大及び候ニ付而は、岩国侯取沙汰悪敷、此頃落首、

錦帯のそろばん橋を前に置胸算用の違ふ吉かわ

一奇兵隊之内撃劍隊師範村上宅馬は下ノ関ニ旅宿し、窪無二三と花岡ニ致出張候、

一長府撃劍隊原田監吉・清水常次郎両士、隊長ニ相成候、
一弓兵隊渡辺剛五郎、為隊長馬関ニ出張候、

一長府侯去秋戦争以来城下一里脇之山中勝山ト申所へ新規陣屋ニ造作、当今移住、藩中ニは朝夕勝山江勤仕候、

一長府・徳山・清末等、出口入口両所之関門取建候而、
国方印鑑ヲ以往来、他国人一切通行不為致候、

一山口入口小郡宿関門嚴敷、凡城郭ニ不異外堀中甘間程も有之、出張番士四五十人並居野戦炮小銃等数多相備、
旧冬取毀候殿舎を又候取建、内堀を只今堀居、老若男

女入交賑々敷有之、尤長門守殿近頃萩城より当城へ内密ニ而引移、依之奇兵隊大ニ勇ミ立候、

一当今奇兵隊之内ニ婦人一人見請候処、年齢五拾四五才久留米出生之由、高橋おきくと申、緞子、フクリン、割羽織ニ長脇帯帶、去秋壇浦戦争之節手負之士共介抱致し候由、

一近頃山口ニ女子隊出来之由相聞候、

一奇兵隊之内何某提ケ札ニ認メ有之和か一ツ、
国の仇英仏のゑミしをしかへてつるきを箱ニいつか

納めん

一長府之士二百三十石野々村勲九郎事、文武ニ委敷者也、
然ニ去秋於江戸表変死之趣相聞候得共、亥九月廿八日
中津藩之鑓持と相成、豊前迄罷帰、夫より漁舟を夜分
押索め乘、長府へ渡、当時和泉十郎ト改名、報国隊長
相勤居、当二月下旬長府藩因循家ト憤発家ト争論之節、
磯矢賢蔵・和泉十郎兩人頭取ニ而四百余人程馬関江立
退候処、長府ニは老人若輩之者計ニ相成、終ニ因循家
江和儀ヲ入、三月上旬より一統シ報国隊へ加入、乍然

其節立退候者不残元結隊より髪を切捨候ニ付今、以能く相分り候、当分報国隊総官磯矢賢藏・隊長和泉十郎両人ニ相勤候、

一長府僧兵隊御宗旨本願寺凡三百五六十人有之、隊長ニは極楽寺・光明寺等被仰付置、僧兵去秋長府城下正円寺・徳照寺ニケ所ニ屯集有之、当今は不残帰寺、外夷と戦争ニ候ハ、何時ニ而も出張粉骨碎身可仕候得共、公儀御人数江は兼而血誓も致し居候間、本山江対し不相濟義ニ付、右之趣相断候処、尤之義迎聞濟相成候、此一条は極楽寺申聞候、

一極楽寺元伴僧正覚と申者力量も有之、奇兵隊ニ加り居候処、追々炮術上達し、当今ニ而は百六十ホント抱打致し、其上馬術も宜敷由ニ而徳山侯へ被召抱候、

一山口新城は小郡之関門を外郭と致し有之ニ付、城内ニは二万石余之良田有之、仮令寄手四方より取巻候共、玉葉・兵糧ニは事欠不申候由、隊中申居候、

一当今萩・山口両所ニ製鉄所・水車取建相成、右水車仕掛ニ而大炮小銃其外武器品々製造、日々ニ劍炮一ヶ所

ニ五挺も野戦炮五日目毎ニ一挺も出来、萩先鋒隊・山口奇兵隊之器械ニ相成候、

但車一ヶ所ニ人数百廿人程も相掛り居候、

右水車仕掛ニ而大炮之上ケ下ケ、又は刀劍之磨、其余何事も自由ニ相成候、

一当時長防之士新刀を相用ひ候者多く有之、萩之住藤原清重之作至而多し、尤此頃之名人之由、是は古人萩之住清春之弟子ニ而抱鍛治也、

一先年外夷江探索被指遣、去夏致帰国候井上文太録五百石・伊藤周助足輕兩人也、其後井上文太ニは遊撃隊総官を相勤居、蘭学之聞へ有之候処、追々開港之説抔申哉ニ付、下ノ関新地ニ於て当春被切殺、伊藤周助ニは士分ニ取立、当時萩領馬関之町兵八十人之隊長相勤居候、

一当地本藩小人隊総官宮城彦助倅彦次郎也、是は二三男十七八才迄之少年隊也、

一只今小郡・小瀬川・吉田・西市・明木等之関門、各七八千石之大身預り居候、

- 一 奇隊軍目付物見役桐原右衛門兵衛ト申者也、
- 一 例年三月廿四日下ノ関 安徳天皇御神事之處、国乱ニ付当年延引相成候、
- 一 本藩千城隊福原隼人以下馬関ニ出張、是は本藩ニ而も大身之隊ニ而千石以上之者多く有之候、
- 一 四月四日夜長府藩目付役在郷住居林武兵衛方へ武士四五人入来、同人を切殺し候、
- 一 四月朔日伊藤周介以下軍艦へ乗組馬関を出帆、英仏兩國江内密ニ而渡海、今朝帰府有之候、
- 一 四月八日奇兵隊士五百余人吉田駅へ出張候処、何事共趣意不相分候、
- 一 当今馬関南部町東陣外夷応接所ニ相成、致応接村田蔵六御役武田委次郎相動候、
- 一 四月八日上筋より墨夷軍艦蒸氣船一艘馬関江入港、夕方幕府之軍艦一艘渡来ニ付怪ミ居候処、翌朝出帆いたし候、
- 一 今日長府城下千丈ヶ原一里山ニ於て報国隊士鬪戦之調練有之、左京殿父子見物、一方は和泉十郎隊長ニ而其

- 日之出立、黒之立烏帽子を着し、黄錦之着込、白錦筒袖之割羽織、紅之揚卷ヲ付、銀之塵を持、尤騎馬引島之漁兵三百余人を先隊ニ備、野戦炮四箇段々に配り、大炮号令官共抜刀ニ而差図千余人、一方は福原氏町兵を先ニ立、是又同勢千余人大炮を発し、小銃を打、木鍔竹刀之鬪戦入乱、四時より七時迄都合七度之戦、騎馬之武者は馬上之俣致食事、誠ニ勇々敷事ニ有之、ヶ様之事毎度有之趣ニ候、
- 一 長防兩國共当日雇人或奉公人等一切無之、大体奇兵隊等ニ加り、其節大小并仕度金三両遣し、月々三貫六百文宛渡、夫より追々取建ニ相成候、
- 一 下ノ関南部町問屋仲伊三郎と申者仲当年拾八才、此者一昨年以來奇兵隊ニ加り、只今ニ而は余程取立相成、騎馬ニ而毎度下之関江往來いたし候、
- 一 当春以來長州米百石又は五拾石宛商人共へ申付、大坂・兵庫其外所々売出シ候、
- 一 当今壇浦・前田其外所々台場ニ炮器一挺も見請不申候、一壇ノ浦へ昨年台場并陣屋取建有之ニ付、同所人家不残

取払、阿弥陀寺ハ替地被下、其上本家より普請金被下候処、去秋普請ニ取掛漸此節出来、家四拾軒も有之候、

一長府領地一郡ニ而只今之檢地廿五万石余有之、家老細川織部二千五百石、三吉内匠千五百石、小西豊後千二百石、石田代右衛門六百石、桂縫殿式千石、各地方領分ニ候、

一防州大島郡社島は惣体廿一ヶ村ニ而一万石之地所也、社島へ奇兵隊より官場二ヶ所取建、隊士出張、是ニ准し大体一万石ニ二三ヶ所も官場有之、隊士集会、惣而軍儀并他国人等此所ニ而吟味ニ及候、

一防州上ノ関ニ奇兵隊士百人余、室津ニ百人余出張致し居候、

一長州之士、当時惣髪之者多分見請申候、

一去夏より当春ニ至り、他国人下ノ関滞留一日限りニ有之候処、只今ニ而は少し緩々相成候様子ニ有之候、

一防州大島郡は表高六万石之地ニ候得共、内実は拾八万石余も有之、是ニ准シ惣而余程繩延有之哉ニ見請候、

一当今長防兩國江諸州より入込候荷船等ニ至迄上ノ関・

三田其外所々之港へ上陸一切不相成、下ノ関一方は敵重相固、吟味之上通行為致候、

一昨年以来長防共御用金等不被仰付、戦争之節定而難渋ニも可有之迎、米老俵又は式斗或錢老貫文ツ、凡七ヶ度領国海岸へ不残被下候ニ付、下々一同難有君公之思召感し入、何事も一致之様子ニ見請候、

一正月十七日明六時英国軍艦一艘馬関江入港、異人も上陸、所々致見物候、

一馬関当時奇兵隊・龍虎隊・報国隊等寺々并市中等ニ致屯居、往来悉軍装、就中奇兵隊士は殊ニ見事成出立、

町兵鎗劍銃弓之四隊、各横行粗暴之有様絶言語候、

一当今過日より長州佐波山・花岡山二ヶ所之関門取建相成、大炮三十挺・小銃三百挺程も相備有之、何之手当ニ候哉不相分候、

一下之関北在掠野村へ陣營取建候由ニ付、当月廿日地突始有之、是も奇兵隊屯集所ニ可相成候、

一今般仏蘭西人乗組来大炮三十六挺立之軍艦、長州へ買上ケ、尤一昨年破壊ニ及候壬戌丸を下取ニ遣し、其上

十六万ドルラルニ而買求相成候、

一益田・福原・国司以下昨年割腹之者共跡目不被下哉之風説も有之候得共、右長人は何れも跡目無相違倅へ被下候儀美正ニ有之、且京師ニ而戦死之遊撃隊軍惣官來島又兵衛高百四十石幼少之倅へ被下候、

但此事は奇兵隊有留新助より承り候、

一筑前太宰府江奇兵隊此頃追々罷越候由相聞へ候、

一四月十四日馬関市中触、

異国交易之儀、御本家長府・徳山・清末御領内ニ於

て御取結ひ之儀、強而無之候処、町家ニ而其風説い

たし候もの有之哉ニ相聞、言語同断之事ニ候、決而

前条之儀は以後咄等致し候者有之ニ於而は急度可為

曲事事、

丑四月

右之儀は伊藤周助外夷より出金を賞請、稲荷町新地等

ニ而湯水之如く遣ひ捨、其上妓婦兩人請出し、且又内々

馬関を交易場ニ開港之唱有之ニ付、奇兵隊其外慷慨之

志士憤発誅戮可致哉、何れ大変不遠中ニ発し可申、右

等之趣ニ付前条之町触有之候哉ト申居候、

一小倉之不平追々増重、此上如何之変事出来も難計、就中奇兵隊憤激不一方、町兵農兵等ニ至迄憤怒いたし居候、

一諸隊中義氣追々憤発不一方形勢ニ付、此上如何之変事

出来も難計存候、

一去子四月十六日馬関竹島在陣白石正三郎方ニ而吐血卒

玄錦小路右馬頭頼徳朝臣時世、

君か為捨られし身のあちきなく露に消行事おしく思

ふ

はかなくもみそちの夢は覺にけり赤間の関の夏の夜

の空

右尊骸山口へ引取、神道葬祭一社に奉鎮座、只今ニ而

は湊川楠公之靈社より立派ニ有之候、

一防州宮市の川ニ而遊漁之節、

此国のにこらぬ水にすむ魚ハ遊ふさまさへいさまし

きかな

三条西季知卿有時詠、

武士の真弓白弓国の為外ニハ行ぬこゝろなりけり

宮人も風流こゝろを引替ていまは真弓を手ニならさ

はや

此外詠数多ニ付略ス、

一去秋京都戦争之節、久留米脱藩原鐘次郎左之手を鉄炮

ニ而被打抜、鷹司殿玄関ニ於て自腹之辞世、

三池之脱藩清水源五右衛門本名江介錯五助を頼、見事ニ割

腹、

あふえためすつる命ハおしまねと心に懸る故さとの

こと

津山藩安藤誠之介同所門前ニ而戦死、那須真平辞世之

詩を出し、是又玄関ニ而自腹、清水源吾無難ニ而引取、

当時奇兵隊中ニ罷在候、

一 蛤之手ニ而壬生殿脱藩那須只市戦死、

一 国司之手ニ而鎗術者平田国彦戦死、

一 右之節於山崎自殺、真木和泉・池尻茂七郎・千屋気次

郎・中原用之介・安藤新之介・加藤常吉以下十八人も、

一 和泉改真木外記事、当時加々美五助ト改名三条殿江随

從宰府ニ罷在候由、此人未五卿方随從、当時水野左兵

衛久留米脱藩
本名丹後・谷進・村井逸馬・毛利内藏杯重立居候、

一去八月五日外夷ト戦争之砌、奇兵隊福田直右衛門前田

村台場ニ罷在候処、大炮一丸直右衛門胸服を打抜、二

丁余後ロニ有之陣屋内殿柱ニ其臟腑を打当、四方へ飛

散、其所ニ罷在候隊士之面々顔を或ハ手足杯へ其血飛

散候ニ付、隊中破烈丸ト相心得崩れ立、忽敗軍ニ及候

由、後日相改候得は彈丸重サ拾八貫目程も有之由、

一同戦争之節(軍海坊貴善カ)順満房為炮玉死ス、其節繻伴ニ認有之、左

之通、

八月妖氛逼馬関 登陣慷慨氣如虹

焚營雷震即機礮 繳札風鳴霹靂弓

預料彼軍都以鼠 誰知我將不皆懸

干恩棄甲兵無援 血戰相驅乃古志

右惣官内藤佐渡逃去ニ付、其後録二千二百石之処二千

石被召上、当時押込ニ相成居候、

右之節遂戦死候死骸裏町本行寺ニ葬、如左、

四月五日 福原直右衛門 四月六日 山本泰造
順海之人専本ノマ、

戦死之塚 同六日 福田弥太郎 鷹徽隊 水野惣之介
森脇三右衛門 森重兼次郎
横江安右衛門 藤田吉次
寄兵隊 元治元年甲子年八月六日
町田道之助 三番小隊 北島保助

一 去八月六日引島辺ニ罷在候萩隊惣官森永熊次郎・鷲津
幸左衛門隊士ヲ召連引取候様内藤佐渡下知有之ニ付、

大ニ憤種々押引之上玉込之大炮丈ケハ打出候而可引取
旨申遣居候処、仏英之ハツテイラ一艘押来候ニ付、忽

一人打殺ハツテイラ奪取候処、船中ニ仏国之旗一本・
野戦炮之二ケ筒四挺有之、然処田ノ野南より英船一艘

押来を大炮三挺一時ニ打出、大炮丸ニ而三ヶ所打突、
英仏難渋之間ニ炮器悉地中ニ埋込、且奪取之ハツテイ

ラをも埋込、其内へ地雷火を仕懸置、砂を掛候而ハツ
テイラ之船舶先之繩を少し見せかけ置、一統馬関へ引

取候跡へ英仏二十四五人引島へ上陸、砂上ニ至りハツ
テイラを見付、舳先之繩を引候得は、忽地雷火相発、

一人も不残死骸も無之様ミヂンニ相成候由、

一 同時ニ番小隊惣官飯田熊次郎引後レ、壇ノ浦脇ニ而六

十人を仏英之隊三百余人程ニ而三方より挾討ニ逢、既
ニ討死之覚悟ニ候処、軍目付相原右衛門兵衛此様子を

奇兵隊へ注進ニ付、赤根・高橋以下三百余人大打越よ
り一手、曾田より一手、南方より後詰致し候処、仏英

之内六尺余之兜をとり候を、飯田之手より彼か胸当を
打抜忽即死、然ル処仏夷之内右死骸鎌之様成物ニ而引

掛油紙に包引取候始末、其手廻し迅速成事也、依之仏
英敗軍、奇兵隊・二番小隊一度ニ引揚候由、右之節新

浜ニ寄来候夷人死骸九人有之、ハツテイラニ而流来候
夷人打留候由、

一 同時所々江夷人共打込候玉、極楽寺江大炮十六丸、何
レも十六貫・十八貫程之重サ有之、寅之小路へ十八貫

目、阿弥陀寺へ同断、安徳天皇御廟迄大破、浜辺之鳥
居打崩し、町家大破、龜山八幡宮廻廊之家根大破、就

中阿弥陀寺町は殊更玉跡夥數、一尺余之柱相抜候跡杯
頭然有之候、

一 同時長府藩目付役熊野次郎太郎敗軍砌後殿致し、夷人

兩人突留、左之腕を炮ニ而被打抜候得共、少しも不屈相働、此時町兵之中ニ強壯之者二人後殿致し兩人共討死、其兄弟之者當時被召出少給を給り居候、右敗軍之砲、前田村据付百廿ホント大砲、壇ノ浦据付八十ホント以下四拾三挺英仏両夷江被奪取候、

一 此節阿弥陀寺在家十軒計味方より放火、

一 前田村在家十二三軒彼破烈之丸ニ而焼失、同所二丁計後口陣屋ニ奇兵隊村上宅馬・伊藤市三郎等砲丸如雨来候ニ付無抛引退候得共、後口は山ニ而的ニ相成、無抛御掌堀川之流ニ隠れ居候処、敵敷発砲ニ付伊藤市三郎陣屋へ火を掛候得は、夷人も砲発相止候ニ付、其節烟ニ紛レ隊士無難ニ馬関江引退候、

一 如此每度夷人ト戦争有之候得共、町人・百姓等ニ而一人も死人無之、手負は前田村紺屋之倅十六才之者手首を被討候外怪我人無之、

一 此節掠野村田中江異人之砲丸一ツ飛来沼中へ打込候を、百姓三人相寄堀穿候処、忽及破裂三人共即死、

一 下ノ関新地桜馬場へ近頃墓所出来、宮城彦助を始一昨

年来変死之死骸埋込、且去八月戦争之隊士余程押込有之由ニ候得共、見物不相成残念也、此墓所見物候得は異人戦争之砲討死等之名前巨細可相分ト存候、

一 去八月阿弥陀寺松木之梟首、是は肥後浪人稲葉隼人ト申者也、

一 同月下旬龜山八幡宮於境内奇兵隊ニ加り居候探索人誅戮有之、

一 去七月於京師三番小隊惣官野木八三郎戦死、

一 同月以来小倉より下之関へ渡海候儀制止、一艘も通船無之、猶又長征被仰出以來猶更嚴重、依之當時ニ而も豊前地門司内理・田之浦等今以通行無之不都合千万、其上小倉内理・南宿等迷惑無此上、下々難波之趣相聞、下ノ関ニ而は是迄ト不相替上坂、或九州へは筑前より渡海万事自由ニ有之候、

一 去九月下旬、薩州高崎伊太郎剃髮之姿ニ変馬関江入込候ニ付、隊士敵重吟味之処、程能乗船逃去候由、

一 長防ニ有之御菩提所等悉寺号被相改、夫々大寺之院号ヲ用居候処御取上ケ、先破仏之様子、清光院も當時南

殿寺ト改号、清光院殿は諡号ニ付、右之通相成候、

一 去子八月、対州領肥前尾崎一万石之代官草野茂六・倅
亀之助兩人共遂電、今以行衛不知候、

一同六月五日、京都三条通旅宿ニ而戦死吉田栄太郎平石 年九 と云 廿五才、此者先年於江戸御仕置相成候吉田虎次郎

甥ニ而、余程才氣勇壯之者ニ而一昨亥ノ冬、公儀之朝
陽丸ニ乗組江戸表へ罷出応対ニ及しもの也、

一同十二月七日、中山前侍従殿事、吉川監物并先鋒隊之
者より益田以下首級差出候後、御同人当国へ御座候儀
ニ而ハ幕府兼而承知之義ニも可有之、其仮差置候而は
不相濟、是又首級差出も如何ニ付、熟談之上豊浦郡婦
川宿庄屋方ニ止宿有之節、毒酒を相用、終ニ今朝四ツ

時前卒去候得共、極内密ニ致し置候付、当表ニ而も人々
不相知、然ル処五卿方内々相聞へ候ニ付、正儀隊士平
川要人右之探索被仰付候ニ付、同人取調候処無相違、
五卿方始奇兵隊ニも大ニ力を落し痛哭無限候由、

但此事は児玉錠吉より内告ニ候、

一 亥五月初而異人戦争之節、於壇ノ浦同所据付之六十ホ

ント大炮一発、船屋并日雇権治兩人ニ而相発、依之異
船少々相損し逃去候ニ付、兩人共被召出、当今町兵ニ
而はケ成之者ニ候、

一同月小倉領田ノ浦へ相渡候長州奇兵隊士之内、町兵三
人下ノ関極楽寺前ニ而梟首、右は小倉領ニ而乱妨致し
候ニ付、隊長如斯取計候由、

一去冬長征之節如何成次第ニ候哉、京師ニ而薩州之手へ
生捕之長藩小者七人送り歸し候、

一 筑前當時正議弥盛大ニ相成、当職ニ而は矢野相模・加
藤司書、其余月形至・建部猛彦等、就中傑出之聞有之
候、

一 当正月十七日中村円太割腹之場所は福岡蔵平番町浄土
宗妙音寺ニ而候、但し同人儀は鎗術練磨之者と云ふ、
一 去年以来筑前侯ニ而式步金百文錢鑄造有之哉ニ候、
一 五卿方宰府ニ而五藩より廿五人充士分之者警衛、且長
州より渡海之御詠、

波ならぬ人の心をしるへにて今日の船路ハ過渡けり
筑紫国さして行か別れ来し豊浦つかたをかへり見つ

とも

豊浦瀉波も名残の声そへてこき出す船の跡そなつかし

名残ありやこゝろ筑柴にこく船の真帆とも便る春の潮風

乙丑四月認め

右之通承届申候間、此談申上候、以上、

丑十一月

南部弥八郎

◇第一五〇号 丑十二月報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

丑十二月中

南部弥八郎

日本新聞第十三号

西曆一千八百六十五年十二月一日 横浜刊行
我慶応元年乙丑十月十四日

去月廿七日即我九英船プリンセス、ロヤールペロリエ
月八日英船ブレイ、キンサン、和蘭船ソウトマン、以上五艘兵庫港より当港に帰帆せしに、各国コンシユル館より在留人江左の廻章を出せり、

○

神奈川在留英国コンシユル館に於て

一千八百六十五年十一月廿七日 我十月十日

英国欽差全権大臣日本在留ミニストル、ハルリース、パルケス君より左之趣を申越れたるに依て、当港在留英国人一同へ及通達もの也、

コンシユル、マルキユス、フロウエルス

別紙

此度欽差ハルリー、ス、パルケス、仏蘭西・米利堅・荷蘭三ヶ国の使臣と共に大坂に趣き談判の上左之三ヶ条を取極候間、此段令布告者也、

第一大君と洋外諸国との条約の儀、此度日本

皇帝より免許有之候事、

第二輸入貨品租税之儀ニ付不適當之廉々改正之儀は、

近日於江戸表取扱相成候事、

第三兵庫并大坂を開き候儀は、去ル一千八百六十二

年倫敦府ニ於て會議有之候節取極候日限迄延引相成

候事、

(米利堅文同し、仏蘭西文には巴勒會議とあり、荷

蘭文ニは一千八百六十八年第一月一日来卯年十二月某日迄

とあり、按るに文ニ異なれとも期限は同じかるへ

し、

但時之模様ニ寄り右期限ニ先たち開港相成候事も可

有之事、以上、

英国欽差全権日本在留ミニストル、ハルリー、ス、

パルケス於大坂港、

十一月廿五日我十月八日

外三ヶ国の廻章何れも大抵同文言なるを以て之を略ス、

仏蘭西はミニストル、レヨン、ロセスの名を記し、米

利堅の廻文はヂャルヂ、ダッヘールス、ポルトメンの

名印ありてコンシュル、ゼフォルゼ、ヒスセル之を布告

し、荷蘭文はコンシュル、ファン、デル、タック、よ

り出る者にして、ミニストル、デ、ガラーフ、ファン、

ポルスブルックの姓名を記し、各国の詞をもつて之を

布達せり、

○

今敢て四方の看官君子に報告せんと欲するは別事にあ

らず、此度

日本皇帝去ル一千八百五十八年の条約を許し、且去ル

一千八百六十四年英国倫敦に於て同盟諸国会議之節書

載たる諸箇条を許容したる事也、偕アールコック見込

に随へハ、償金は払ハるへき筈にて、兵庫之如きは日

本政府の好ミに非されハ、来る千八百六十八年迄は開

港し難き筈なり、

一今いふ処の諸ヶ条に付て

日本皇帝よりの 勅許は容易に得難き事共にて、実に

前週日には逆も成功なき事と思ひ切たり、然に俄ニ大

君還御の沙汰に及び、已ニ御発途ニ相成、其上一橋公を筆頭とし、其外御老中数名參内におよひ

皇帝と 御面会手詰之議論に及び、遂に

勅許の手續にいたりたり、

一 風説には大論之時ニ当り、一橋公には

天子若し条約を許すなく剩外国人を日本地ニ入るゝ事を許さずんハ必ず切腹せんと述たりと、素より此公には賢明の質なれハ、意ふに若し

天子勅許を下さずんハ自然外国人と戦争に及び、万民塗炭に苦ん、然らハ生きて之を見んより寧ろ死せんとの事なるへし、是は日本人の氣象に随ひ吾輩評する所なり、

一 禁裡にて御老中・一橋公・大目付・其外諸役人列座にて

皇帝と御面会にての議論は実に花々敷事共也と云へり、

一 此度西海行にて、諸国の全權

日本皇帝の自手にて名を書し、且印を押したりといふ書付を得たり、然れとも其全權等は公家衆一人も不見

由、亦談判事は万端大君の臣下の取扱ふ所にして、公家衆一人も談判ニ付て外国船に来ることなかりし、之に依て吾輩疑ふらくは其名前書并印共に

皇帝の自手には有らざるへし、然れとも強て之を偽物とするも亦証拠なし、且又外国人西海に在る時御老中応接したるも只三度なりといえり、

今迄外国人の仕方は、大君をして実に国君の名号を存せしめ、且実権を握らしめんとせり、乍去遂に成功の期なし、

一 大君の威権は影にして其名号は虚なり、其一二を挙ていはゞ、已前リチャルトソン殺戮を被るの時、現に犯人ありながら之を裁判所に呼出すの權なし、理非を問はず償金を取建たり、現在の事をいへハ、五ヶ月已前より大師を率ひて進発しなから謀叛人の長州を征するの力なし、

一 日本の政事者は皆支那を以て規矩とす、故に大事に臨ミ事を誤ること多し、乍去日本役人中にハ人品賤からず勇敢にして少年の意気を存する者往々あり、

一今の時に当り、若し太閤秀吉のとき英雄ありて將軍の職にある歟、其先祖のとき智勇を兼備し、三港の開けたる後好機会を見失はざるの見ありて、厚く外国と交りたらハ莫太の人命を損せず、或は夥多の金銀等を費さず、日ならずして

皇帝の掣肘をまぬかれ、みつから独立の国君たらん事、手を返すか如くならん、

一大坂に於て通商始りなは、横浜の交易交へなん哉否、是は後日詳説すへし、

右於開成所十月廿一日訳成、

二 乙丑九月撰海碇泊仏郎西公使差出候書付

但 御所御仮建所ニ而十月五日列藩重臣江拝見被

仰付候由ニ御座候、

(1151) 口達

此度某各様方江得御面話可議処之大事件ニ付、吾隊之支配頭カシヨンと申者江先其趣意を遂一可申述候様申付候之処、同人演舌申ニ、万一申上落等も可有之哉と

申ニ付、別紙之通則書取を以而差上申候、御熟覽之上可然御存意可被仰聞候、以上、

慶応元年丑九月 仏国全権 ミニストル

御老中様

(1152)

口達書

仏蘭西全権ミニストル、レオン、ロセス申上候、我政府大君殿下於長州の重罪を猶予する事更に其意を不知大君殿下ニおゐて今日迄急度其罪を不責、唯彼かみつから過を悔て降参するを待、追々日数を費し給ふと云とも今に至る迄其証なく、或は偽り降参の約定を申立、或ハ余人立合、終に大君殿下の御進発の徒事ニ可成哉と、某頻に掛念して推参いたし候、抑国民を哀憐する事専ら君の所務といえとも、併天子より預、先祖より受継所の天下泰平を乱は、仁心却て不智と成へし、偕方今日本の形勢を考ふるに、上は

天子の 叡慮不定、次には非義なる謀反あり、

貴国の泰平に禍するものは外ならず、此兩条に在ん欵、其故如何となれハ、素より政府は

天子より國政を委任せられしことなれハ、世界の変を見て時宜に従ふ故に、各国と交易を取結ひしも、素より条約を取結ふことは於日本も

天子及諸侯方も政府と同意ならざる時は却て不慮の擾亂を醸すへし、既に政府に背きて内亂を為す所の逆徒を日本政府に於て速に鎮靜方不行届は、各国より其逆徒を撃んと議定したり、さすれハ其期に及て貴国政府より如何程制し給ふとも不可従、就中英吉利政府の所為を考ふるに、交易を専として自己の利益のミ先とし、追々疑念を生し、彼の心大君は最早無実意専ら鎖港の思召ならんと思ひ居候処、薩摩・長州大名英吉利に密々使者を遣し、何時となく二ヶ国に於て開港可致の存意を顯し候故、却て諸大名の外国と交るに独政府のミ鎖港の志有と英の政府深疑ひ居候、右之事實は貴国政府に於てもいまた疑ひ給はん欵、右は某得と規定したる所ありて斯く申候故に、英公使は是等の疑念を晴さ

んか為上坂して右の実否をみつから弁明いたし候存意
(頭註)「五夏公使病ニ依て豆州熱海の温泉ニ浴す、山ニ候得共、過月某熱海ニ而山口駿河守・栗本瀬兵衛を口・栗本兩氏隨行すと云ふ」
以大君殿下は何れも武威を振ひ給ふ様と聞老衆迄申上置候、其頃英の公使頗に上坂せんとするを延日為致、

又は前に述ることとき大名の耳言に不都合なるへし、併右は如何なるとも其各国と兵端を開かハ尚亦禍することなるへし、日本に於て發明したる武器もいまた少く、西洋ニは大炮あり、其上大国の兵士は年々の戰場を経て新に發明したる武器も多けれハ、日本政府のいまた西洋に敵対する心なきは必定の理なり、既に条約の書を為取替候上は妄発すること叶ふへからず、且鎖港せんには武備いまた調はず、各国へ使節差立屢鎖港の談判に及ふといへとも、各国の政府敢て承引せず、さすれハ戦争の外他の策略不可有、依て右等は貴国泰平に災すると申もの也、昨年毛利大膳異恨を捨て外国船を妄に撃惱したる一件も、速に僅の軍艦を差向償を晴さんと欲すれとも、大君殿下の制止難黙止無余儀軍艦引上候向に、長防二ヶ国を攻撃のことは素より各国政府

の敵命なり、但貴国政府の主意ニ不戻ため各軍を引上ケ、長防を撃ことは止たるに依、おもふに所詮外国条約の義ニ付ては不惑様篤と日本の事情を説示し候故、英の公使今日迄出帆延引いたしたれとも、最早待兼頻に上坂せんことを望ミ、もし一人ニて大坂江いたりなは如何なる事を申立候哉、又は如何なる所業を致さんも難計けれハ、尚亦英公使と会議して某の意見を説し故、英公使は某と同意して、何事も卒爾の挙動無之様堅く約し、已に横浜を出帆せんとするの日、阿部豊後守・松平周防守より御書翰を得たり、就而は此度某推参せんことは各様方と計て諸事速ニ決行致さんことを欲し候、さすれハ英公使ニ理不尽なる挙動為致間敷、若亦各様方格別の御配慮もなく御尽力もなきに於ては無余儀某も英公使と同意して不日京師迄も推参可致候、就而は仏公使至極の実情を以申進するの条は、万一条約の義ニ付て

天子大君永く御同意不被為在に於ては、進て四公使上京の上、推て可奉謁

天子と公使等の衆議は既に決せり、素より於京師条約許容あらせられされハ、自然各国の疑心も不解して総て交際大に親睦するを得、然時は近来新に發明したる武器及び戦争の珍書誤字音術等も不可伝授、さすれハ日本堅国強民の策も行はれず、若国堅強せされハ国不得貴、国不貴ハ

天子及政府も不貴、就而は大君を貴せんとし給ハ、天子暫各国の条約を 勅許有て交際の親睦せしめ給ふの様、貴国政府に於ては宜敷御尽力肝要ニ可有之候、亦暫く各国と親睦し給ハ、多年を経すして貴国実ニ堅強するを可待、若極て堅強なるの後は、譬へは一二の外国より異論を発して貴国人情に逆ひ、若くは貴国の疆界を犯さんとする理不尽の所置致さは、其期に及て大に防禦の力となるへし、各国の人心其情実固

天子をも可貴、又可恐、且貴国の形勢を篤と按するに或は諸侯不忍の働有之、表には鎖港の議論を立、且天子迄も及 奏聞、裡には開港の志を抱き、薩州・長州のとき密々英国へ使者を遣し、英政府と熟談して、

右ニヶ国の中海島に可然の地を択て一ヶの港を開かん
ことの情を顕せり、就ては所願兵庫を速ニ開港被成、
英吉利政府の疑念をも解しめて、不忠なる諸侯の邪謀
を可挫御仕置無之ニは夥敷の不都合可釀も難計けれハ、
此段篤と御賢察之上、速ニ御明断被為在度奉存候、

慶応元年丑九月十九日 各拝具謹言

一三 庄内侯より閣老江差出

当年北蝦夷地為御警衛富内領江差渡置候拙者家来共、
西蝦夷地領分最寄陣屋迄引揚之儀詰合役々江申達、陣
屋番相残、其余一同七月九日出帆、北地之内ヒロチ江
同十二日迄滞留之処、富内詰定役野崎達右衛門より達
書到来、去ル四日久春内江魯西亞船老艘渡来多人数乗
組罷越、いまた応接模様不相分候得共、専ら蠶食之見
込ニ有之趣乗留之者申聞候旨申来候間、模様相分候迄
滞留候様申越候、依之一同富内江帰船之処、同十七日
詰合調役葛山悧輔より去ル四日久春内江魯西亞軍船渡
来滞在人員相増不容易儀ニ付可致戦争旨達有之候段、

彼地出張之者より申越候、猶模様次第可申達候得共、
先此段御届申達候、以上、

十一月十四日 酒井左衛門尉

一四 丑十月廿七日 京師に於て

松平安芸守

毛利大膳父子伏罪之儀御疑惑之廉有之候ニ付、右為御
糺大目付永井主水正、御目付戸川鉾三郎・松野孫八郎
陸地其地江被差遣候間、最前相達候通末家并家老共之
内、且奇兵隊中重立候者共三四人、十一月限広島表江
罷出候様大膳江可被相達候、尤自然末家并家老共同所
江罷出候ハ、大目付御目付到着迄留可被置候、

十月

但本文大小監察十一月六日大坂出立之積、

一五

丑十一月十六日閣老泉州より大小監察江

覚

松平縫殿頭

以来若年寄御用部屋江罷出、外国御用向被扱候様可
被致候、

右之通相達候間、可被得其意候事、

俱不戴天之惡賊也、依之加天誅、以而天下四方ニ示す
もの也、

九月十三日

大竹直記

中村端午

川島 鼎

伊藤虎之進

一六 於參政平岡丹波守宅申渡

御目付 小笠原刑部

思召有之御役御免差扣被仰付之、

右即刻執政板倉八左衛門江致自訴候由、

一七 肥前島原ニ而

(七の1)

家老

松坂丈左衛門

(七の2) 一右ニ付井上三四郎始二十八人、右同志之趣是亦致自訴、

四人は寺江預ケ、二十八人親類預、

一八 丑九月藤堂侯より

此者儀正義純一之五卿を逆賊之巨魁と奉誣、筑州・対
州・平戸・大村を反逆之徒党と号し、薩州及両肥ニ筑
ニ失職之過名を負ハしめ、四方に怨を為結、 光真院
様御以来之信義を地に墜し、威義烈公之御英名を穢し、
国家滅亡之基を開候儀、全く一旦之過失ニあらず、不
孝不忠、時宜ニ依而は
天朝ニも弓を引へきの素意久敷内醸し、大逆無道実以

長州表之儀御寛大之御所置御座候処、先方末家并家来
共御呼出ニ相成候而も罷出不申候付、弥当月廿七日迄
ニ不罷出候ハ、御征討可被為在趣粗敬承仕候、尤斯迄
御持重被為在、御上洛之上ニ而御決議ニ相成候御儀ニ
も被伺候へは、最早寤といたし候御見留有之候上之御
挙動と奉存候、就而は相応之戦士差出、御征討之節何

方江成共御人数江御差加可相願処、

神宮を奉始 禁門并山崎表御警衛も相勤居、御留守中は猶更心を用申度候故、不任心底候ニ付寡少之人数差出申度候之間、可然御差図被成下候様奉願候、以上、

九月

藤堂和泉守

右之通大坂ニ而被申上候処、書面之趣尤之筋ニ付追而御沙汰之品も可有之候間、国許江人数備置候様於京師閣老より達有之、

一九

細川侯建白月日未詳

豊公在世、先祖忠興石田徒之謀略ニ而危難ニ逢、家断絶ニも可及候処、神君其砌格別之御仁恵を以災害被為救、莫大之御恩を蒙り、其内閔ヶ原之乱起、引統撰坂戦争悉く御利運聊微忠を尽し、御治世之砌大国を給り、忠興以来数代国主之列ニ連り諸藩之崇敬を請候事、是偏ニ神君之御恩沢之余光心魂に徹し難有忘却不仕候、先達而外夷渡来後人心不和、攘夷鎖港諸藩建白、右一条ニ付毛利大膳父子正義超過暴論を唱、已ニ

勅勘を蒙り在所江引籠、千辛万苦水泡のことく空敷逆難を請け災厄ニ陥り候節、反逆露頭之風説、彼等之不幸可歎候、依之逆意之旨達台聽真偽糺明可有之ニ付、尾張前大納言殿其外閣老設位、各々中国出張、於防州岩国表談判応接、実ニ心魂を摧き、治乱之道水解、天下威輝教諭有之、大膳父子落飾寺入、先達而 輦下乱暴之三士誅伏首級備上覽、両国之所置別家三家ニ托し、臣下一同并士民ニ至迄相慎恐縮罷在候趣、全尾州公別段之仁心時勢亮察感するに余有、然るに今般大樹公みづから御進発長征之趣軍装容々軽々敷奉恐入候、依之先鋒被仰付早速出陣可仕之処粗承及候ニは、西海・南海・山陰・山陽四道之人心御進発之氣合不仕、街道山林ニ住浮浪之者共此挙ニ可有之、殊ニ近藩之説、海岸防禦不容易折柄、各自国之固専にして被仰出之廉不相守、御勢不足ニ而は九州路を取越対陣不束ニ可相成、自国手当十分ニ無之而は浮浪之族時を得、恥辱眼前ニ有之、何卒 台慮を御廻らし大膳父子赤心を被為聴召度

御台慮候ハ、御家門之内相模守・備前守・肥前守等隣国ニ在る忠勇之人傑、是等江御尋問有之候ハ、速ニ

正義曲直姦邪如月輝相頭、国家磐石之如くにして万民安堵之思ひに復し可申候、且偏ニ大樹公之賢慮を迷は

し候姦徒有膝下、正ニ不復故なり、国家之安危能々御所置有之度、彼是申先鉾辞退之様讒者も可有之も難計、

実ニ御進発も候ハ、不義之戦争は不仕候、於戦は一命土芥之如く輕し、臣下一同公之馬前ニ身命を投打可申、

若し諸藩疑惑を合候時は外国党を結可伺之、実ニ不容易形勢眼鑑有之度奉存候、以上、

月 日

一〇 丑十一月横浜来状之内

今度ベルギー国使節蘭軍艦ニ便船ニ而渡来、交易之儀願立直様出府、御老中方江致応接罷歸り、蘭公使館江

同居いたし居候云々、

一一 丑十一月十八日彦根侯より關老江

私儀、依御奉書今日登城仕候処、芸州廿日市迄出張候様被仰付候、此段御届申達候、以上、

十一月七日

井伊掃部頭

一二 二番隊以下御先列御供之面々江

毛利大膳父子伏罪之儀御疑惑之廉々有之候付、右為御糺大目付永井主水正、御目付戸川鉾三郎・松野孫八郎

芸州広島表江被遣、大膳末家・家老之内、且奇兵諸隊中之者共同所江呼出承糺候上、模様ニ寄惣御人数被差

向候ニ付而は、口々討手之面々江出張之儀相達候、御先列一番隊之面々は十二月五日限芸州広島表迄出張候

様相達候間、二番隊以下御先列之面々引続出張候様可被致候、

十一月

一三 竹中丹後守

御中軍一番隊之面々十二月五日限出張候様相達候ニ付而は、其方儀も右一番隊同様十二月五日限広島表江出

張候様可被致候事、

一一四
十一月十五日出立

同十六日出立

杉浦兵部	御目付	調役組頭	山本兼四郎	大炮一座	間宮鉄太郎	小筒組三小队	大平鉦次郎	竹中丹波守	步兵二大隊	城織部	徳山鋼太郎	戸田肥後守	步兵一小隊	山角磯之助	河野伊与守 ^(子)
------	-----	------	-------	------	-------	--------	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	----------------------

御徒目付

中井角蔵

御小人目付兩人

御勘定方付屬

右惣人数凡千三百五拾人余

右之通見聞仕申候、此段申上候、以上、

丑十二月

南部弥八郎

慶応二年丙寅自正月
至十二月

◇第一五一号 寅正月三日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

丑十二月中追加

南部弥八郎

○(101) 於大坂肥前侯より閣老松平伯州江差出

対州表江人数差渡方之儀、別紙之趣を以肥前守より奉願候処今ニ御差函無之、然処近来醜夷撰海ニ相迫強情申立候哉ニ致承知候、右は従前々
叡慮之旨も被為在、若掃攘之御運ニも於相移は長崎表来船之外夷等即時動乱相起候は必然他之応接等可心得

様無御座、都而二百年來麤殺之手当向国力人力を尽し

取掛、肥前守は勿論家来一統防禦実備之所ニ日夜精魂

を砕、武備充実之外無他事折柄ニ付、百五十里之波濤

を渡り遠境懸て他之応接等いたし候余力更に無之、素

より革而不能申上候得共、長崎表之儀は蛮夷接対之御

備場、もし同所渠か悔を受候而は、実ニ

皇国之御武威ニ致關係、至大至重不容易儀ニ御座候間、

一応為被相達義ニは御座候得共、対州表江人数差渡之

儀何分ニも御受難申上候、右は先閣老阿部侯より御直

ニ御沙汰之旨も御座候ニ付、今又此段申上候、以上、

十月五日

内
伊東外記

○(102) 別紙

此節浮浪之徒追々対州江致脱走候者も有之哉ニ相聞候ニ付、為取締人数差渡、もし党を結又は如何之所為有之候ハ、宗対馬守家来申談早々討取候様可為致候、尤対馬守江も御達被置候趣御封書を以被仰達於国許承知仕候、然処長崎表御番方之儀、従来尽国力当番非番

之無差別敵重守衛相整、就中近年炮台之守備人数船其外以前ニ致倍増候手配と相成居候へとも、尚亦防禦不束無之様と申儀は深懸念仕候、然に海路百五十里余相隔候对州江多分之人数船引分差渡候儀、実以不相任事候間、重疊奉恐入義ニ御座候得共、前文之訳柄を以人数差渡候義何分御受仕兼候条、宜御聞濟被下候様奉願候、以上、

七月

松平肥前守

(163)

別紙

演舌

一 近來对州表江浮浪之徒杯種々入込何角致周旋候由追々相聞、甚以不容易儀と奉存候、惣而は他之御家之義彼是申上候儀遠慮之至御座候得共、抑浮浪之徒彼御藩江入込候は畢竟御家政筋相弛候処より右之次第ニ移行候事と相見候、右体御家政筋ニ相係候儀を他之藩国より立入何角可取計筋ニ無御座、孰れ 公辺ニおひて夫々御所置不被為相付候而は鎮靜ニ相至間敷奉存候間、乍

恐厚御考量被為在度奉存候事、

右三通十月五日中老伊東外記より差出候処、左之御書取御渡相成、

(164) 覚

对州江人数差渡方之儀ニ付願立之趣承置候、此節御上洛中之儀ニも候間、追而御沙汰之次第も可有之候事、

(165) 右同断ニ付再願書

对州表江人数差渡之儀ニ付宗对馬守殿より別紙写之通以御直書被御申越候ニ付、肥前守よりは又別紙之通御答仕置候、就而は全鎮靜之事ニ可有御座、仮令其儀無之共御番方ニ付而は何分人数差繰不相任次第は最前より連々申上候、然ニ今般前書之趣従国許申越候ニ付而は弥以人数不差出、扱亦最前御渡御座候御封書之義御沙汰止之事ニ相心得罷在候儀ニ御座候、此段旁申上置候、以上、

十一月十一日

内

伊東外記

(106)

右三付

別紙

一 翰啓上仕候、陳は先月於浪花從阿部豊州封書被相渡、去日到来之処、此節浮浪徒追々領内江令脱走候者有之哉ニ相聞候ニ付、為取締從尊藩御人数被差渡、もし党を結又は如何之所為有之候は、家来共申談早々御討取候様尊君江相達候間、得其意不討洩様可致旨被相達候、依之国内遂吟味有之候処、当时不審成者入込居不申候、尚取締向殿重ニ申付置候趣豊州江及報知候筈ニ御座候間、可然御承達奉願候、将亦右之次第尊藩江御達之趣も可有之、万端奉任芳意候条猶御賢慮之程奉希候、彼是敵方不束之義より懸御配慮候段、近頃心外之至ニ御座候得共、万端宜御教諭之程奉願候、尚余情使者可申上候、

右為得芳意如斯御座候、恐惶、

八月廿七日

宗 对馬守

肥前守様

二白、時氣折角御自重奉專意候、以上、

(107)

別紙

返翰

一 貴簡拜閱仕候、去々月於浪花阿部豊州より被相渡候封書御到来候処、貴藩江浮浪之徒入込候者も有之哉ニ而取締方一条ニ付、拙方江承達候趣御承知被成、依之御領内被逐御吟味候処、当时不審成者入込居不申、尚御取締向殿重御申付置候趣豊州江被及御報知筈御座候趣、態々御示諭忝奉存候、惣而は高諭之通豊州より被相達候義ニは御座候得共、兼而御承知之通長崎御番之儀は数百年来之家役ニ而殊ニ近来ニ至候而は時勢柄多端大総之手配向ニ相成、国力人力を相尽居候央ニ付遠海掛隔之貴藩江人数等差渡之儀、何分不相任儀ニ付其件不聞 公辺江御断申上置たる儀ニ御座候間、左様御承知可被下候、此段貴答旁為可得芳意草卒如此御座候、恐惶、

九月十五日

肥前守

对馬守様

二白、時下寒冷折角御自重奉祈候、不二、

〇二
丑十月七日伝 奏野宮中納言願書

所肖之定功不存寄被加議 奏之列無間転役被 仰付、
其御も不堪恐懼固辞候処、再応蒙 仰不得止事御請申
上、是迄勤仕候得共元来才識無之、唯々汚大任候而已、
聊之寸功も無之日夜心痛仕候、然処一橋中納言以下参
朝、外夷事情切迫言上、何共不能愚考種々勘弁仕候内
追々事相迫、無拠依願被 聞食候次第二相聞、累年之
叡慮貫徹不仕

皇国御失体之基を開、是全思慮不行届役儀輕易ニ相心
得、一橋已下対談尽力不足之儀実以恐懼戰慄仕候、近
来健忘強、其上昨晚以来持病発動、国事繁多之時節数
日籠居仕候而は忽御用可及闕怠、是又不堪恐懼候間重
疊恐入候得共退役願度存候、是迄殊蒙

朝恩万分一二而も奉報度心底ニ候間、何卒愚昧相応之
御用相勤可奉尽徹忠候、此等之趣速ニ 聞食候様宜御
沙汰願度候也、

十月七日

(野宮定功)
定 功

權中納言殿

〇三
京師報告十一月三日付

去ル閏五月廿九日於西六条境内新撰組江桑藩筑摩之依
周旋被召捕候、

遊撃斥候
長州本藩
石津茂十郎事
峰 郡之助

右之者新撰組ニ幽閉ニ相成候処、於同所段々説得ニ及
ひ、漸く關東之御主意透徹いたし感激之余、追々本國
之事情又は見込等申出候ニ付、今般大小監察御下ニ付
而は猶又思召之程彼応接十分ニ可為致、依而幽閉被相
許、新撰組之者同道ニ而明四日下坂之上西三日滯坂、
其上大小監察江随従、広島江罷下候、

監察使

永井主水正

戸川鉾三郎

松野孫八郎

右江随従新撰組

○四

丑十月筑前藩臣刑罪之大略

一代牢舎

切腹

打首

半知取揚押込隠居

百石取揚隠居

百石取揚

遠島

近藤 勇

武田観柳斎

伊東樞太郎

吉井左一郎

荒井忠雄

芦屋 昇

黒田播磨

加藤司書

武部立彦

斉藤 某

江美 某

馬廻百石より六百石迄
十四人

郡徳左衛門

月形洗蔵

吉田慶太夫

士并足輕三十四人

○五

浪華より紀藩内告丑十二月廿日出同廿七日着

揚屋入 是ハ播磨同様

桂橋又兵衛

浜辺ニ而切腹

牢拔士一人

右之通御座候、

永井主水正・松野孫八郎・戸川鉾三郎并付属之御徒目付栗田耕一郎芸州より蒸気船江一昨十六日乗組、昨夕七時頃天保山江到着、今日午刻過登城いたし候付極内々及探索候処、詰問之ケ条一々申開すニ而何分寛大之御処置奉願候旨ニ而数ケ条之書付差出候よし、右ニ付主水正始之御用筋は事済ニ相成候間致帰帆候ニ付、長藩も一旦国許江引取候様と之趣申聞候而夫々引取之手続相成候得共、宍戸備後助・井原主計兩人は一ト先引取候而又候出芸も大造之事ニ付芸州江相残居、重而之御所置を相待居候との由、就而は重而之筋は御老中方御出張ニも可相成哉之噂ニ御座候云々、

〇六
五月十日於京師備前藩建白

(六の1)
此頃外夷兵庫港江來迫ニ付於三港交易

勅許御座候様議論も有之候得共、癸巳以來十余年確乎
不被為動

叡慮是ニ至リ 御變動被為在候而は則彼勢ニ御挫屈被遊
候と申者ニ而、開關以來未曾有之大御恥辱ニ御座候間、
算敷等は今日之処論ニは有御座間敷、元來斯切迫紛亂
ニ及候も素は外夷御処置之道を失ひ候と之事ニ候へは、
其罪ある者は敵科ニ被処内を正し、更而之応接ニ不相
成候而は何時迄も御修理は相立間敷、然時は右

御国は何れ江御定被遊候共、此度之儀は決死奮発を以
応接ニ相成候御筋と奉存候、いつれニも兵庫は素より
三港通も

勅許と申事忽せにいたし候而は無御座候、右之趣意幕
府江被仰付候而、尚三港 勅許無御座候而は不相成旨
ニ御座候ハ、最早余人江被 仰付候外無御座候ニ付、
厚被

仰諭度奉存候、右は実ニ

皇国重大之事柄ニ而陪臣卑賤之者之仰々敷可奉申上儀
ニ無御座候得共、任 御下問不願潛越奉申上候、誠恐
誠惶頓首謹言、

十月五日

松平備前守

家來共

(六の2)
一 右同断ニ付十月六日朝小笠原閣老江

外夷來迫之時ニ至三港

勅許を強而御願被遊候而は彼か倨傲を立、種々
朝廷を奉脅と申者ニ而、則其罪を御遂被遊候ニ御座候
故、是は御筋違と奉存様、何れ必死奮発を以御拒絕被
遊候義ニ候ハ、大小輕重之差別は有御座間敷候間、
三港迄も暫時休商之儀御見込之条理を尽し被仰上候ハ、
乍恐於

叡慮も時勢之變移今日之至理、実ニ不如此不可然段深
御酌量之上

宸断被為在候ハ、兎も角も於幕府は重国体武臣之職
掌御尽被遊候様至願奉存候ニ付、不願卑賤微意奉言上

候、宜御採扱之程奉願候、誠惶誠惶頓首謹言、

十月六日

松平備前守
家来共

〇七
十二月朔日以来世上雜説

一 關老伯州・参政雲州十二月九日頃蒸氣船ニ而横浜江立寄、応接濟之上大坂江出帆之旨、

一 大久保一翁元越中守来ル十日出立上阪之筈、

一 十二月朔日八時頃關老并河州退出掛、俄ニ泉州御逢被成度旨ニ而御引返し、夫より直ニ乗切ニ而松平左兵衛

督様江御越、

但左兵衛督様御用召ニ而朔日御登城被仰出候処、病

氣御断有之、其事件ニ付而之義と申事ニ御座候、

一 十二月廿八日庄内侯預新徴組之土三人之葬式引続有之、

尤行粧美麗ニ而御座候、是は其以前淺草火災之節、暴

客一人老人之携候物を奪ひ打擲いたし逃去候者を追懸、

逃延候模様ニ付鑓を投付候所、横小路より旗下土馳出

鎗ニ貫かれ即死いたし、為申訳三人自殺仕候趣ニ御座

候、

一 物価高直士民困窮之故欵、幕政不行届欵、十月以来押

入強盜尤多く、或は往来繁き薄暮ニ婦人の衣を奪ひ、

亦は町人の財囊を取候者連夜所々ニ有之、邂逅被捕候

者多分小藩之土等ニ御座候由ニ而夜五時頃より往来至

而少く、市中寂寞を極め申候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

寅正月三日

南部弥八郎

◇第一五二号 寅正月七日報告〔維新前後諸書付65〕

〔付巻〕「第二百三十五号」

一 先年日本使節より英国政府江差遣置候仮条約書

覚

日本に於て外交をいとふ鎖国家と申者、故障するに
り大君其執政におめて通信各国に約束せし廉々を十分
ニ難遂旨、日本在留英国皇帝の公使江大君執政より申

述たり、猶亦英国皇帝之執政江大君より差越たる使節よりも同様ニ申立たり、就て英国政府は右申立の趣を勅弁ありて、降誕千八百五十八年八月廿六日大貌利太泥亜并日本と取結ひし条約第三ヶ条の内、千八百六十年一月一日貌利太泥亜臣民の為に新潟もし不都合ならハ其代りに日本西海岸に於て外都合宜敷港開へき事、并千八百六十三年一月一日兵庫港開へき事、及千八百六十二年一月一日より貌利太泥亜臣民江戸府逗留致すへき事、并千八百六十三年一月一日より大坂府逗留致すへき事書載たる廉々取行方、千八百六十三年一月一日より五ヶ年間猶予之儀可致承知により取極おく条左のことし、是則英国政府前文故障之企を日本執政ニ於て十分ニ取潰させんか為に、右のことしく条約數廉を寛擾いたし候間、其大君并其執政急度其外廉々不殘長崎・箱館・横港三港ニ於て為取行、攘夷の旧法表向ニ廢し、其外左ニ述る數ヶ条之故障を止ることを理む、

一千八百五十八年八月廿六日の条約第十四ヶ条差障、日本人より外国人江品物を売払ふとき直段又は程ニ限を

付る事、

一 総て人夫をやとひ、就中大工・水夫・小船人足・師匠并諸類之僕を抱る事差支る事、

一 諸侯私領の産物を遣し、自己之支配人を以売払ひニ差支る事、

一 運上所官吏、其外役々の者とも、礼銀を貪らんとして差支る事、

一 長崎・箱館・神奈川三港に於て人物之品等ニ限を付差支る事、

一 外国人、日本人と自由ニ懇切之交際ニ差支る事、

右六ヶ条は元來之条約面に由て可遂なり、然ながら大君并執政此ヶ条を無相違不遂ハ、前文千八百六十三年一月一日より五年之内、何時にても英国政府此本書港津都会ニ付、書載る所の寛擾せし廉々を廢し、千八百五十八年八月廿六日之条約諸廉早速取行、前文港津都會をひらき、貌利太泥亜臣民を居留し交易為致候事大君其執政江言立へし、

一大君より貌利太泥亜皇帝陛下江被差越たる使節帰国之

上、日本繁昌なる一端之趣を以其属島对馬之港外国交易の為に開くへき旨、大君其執政江建白可致事を約す、且亦大君其執政歐羅巴諸州を懇愛し、両国の交易繁昌致度旨を示すため、輸入酒類の税を減し、玻璃器を五分税の部内へ揚て、以て最初条約江結ひし節の脱漏を補ふへき事、大君其執政江建白可致事を納す、将又横浜・長崎におゐて海外より渡来の品物を日本役人ニ預置き、荷主売払輸入税を納る迄無税ニ入置へき納屋を建る事取計候様、大君其執政江建白いたすへき事を約す、

一 当千八百六十二年六月六日ニ取極たる事件の証拠として、貌利太泥亜皇帝の外国事務大臣并大君より被差越たる使節、夫々名を記し、貌利太泥亜大臣より日本在留貌利太泥亜皇帝欽差江さしおくるへし、

ロセル

日本使節

三人の名

右は先年欧羅巴江被差遣候使節英国ニ於て仮条約い

たし候書面ニ而、旧冬在留ミニストル江政府より差越、本文之振合を以日本執政江可致談判旨申来候由、通弁官サトーより内密承申候段、兼而懇意仕候書生より為見申候間写取差上申候、尤江戸政府江はいた申立ニ相成不申由ニ御座候、此段申上候、以上、
寅正月七日
南部弥八郎

◇第一五三号 寅正月報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

寅正月中

南部弥八郎

一 日本新聞第二十二号

千八百六十六年二月二日即 金曜日
慶応元年乙丑十二月十七日 横浜刊行

不列顛女王殿下の神奈川コンシユル館

千八百六十五年十一月廿七日

不列顛女王殿下特派の公使兼日本居留の大全権ミニストル、ヒスエキセルレン、シー尊称ハルリス、バルクスの命を以て、下に名記せる予連ハ普く不列顛臣民へ次の告書を示す、

女王殿下のエクチングコンシユル

マルキユスフロールス

告書

下に名記せる不列顛女王殿下特派の使臣兼大全権ミニストルなる予、大坂に於て仏・亜・蘭三国の公使と商議の上決定せる条々を女王殿下の臣民に告知せん事を欲せり、

一第一、

御門は大君の外国と取結たる条約を明ニ

勅許し給へる事、

一第二、曾て取極置たる運上目録ニ付改正を加ふる等

の儀は、都而江戸表に於て取扱ふべき事、

一第三、兵庫港并大坂を開く事は千八百六十三年倫敦

約定に記載せる時限迄延すへし、但し都合能くハ其前にも之をひらくべき事、

千八百六十五年十一月第廿五日於大坂港

不列顛女王殿下特派の公使兼日本における全権

ミニストル、ハルリス、バルクス

触書

下名の印へ外国事務を司る本国の秘書官クラレンドンのイール官名より千八百六十五年第十月七日付の告書到来す、其内に日本大君の領地に於る女王殿下の臣民を保護安全ならしむる三箇の掟を可許するの趣を戴す、則如左、

一第一、神奈川に於る不列顛女王殿下のエクチン、コン

シユル、イス、クライル尊称マルキユス、フロールより

申立千八百六十五年第七月廿七日に於て下名の印之を

可定せる「横浜居留地の内に合衆或は他の発火物の納

屋を設る事の禁制、

一第一、神奈川港における不列顛女王殿下のエクチング、

コンシユル、イスクライン、マルキユス、フロールス

より申立千八百六十五年第七月廿七日ニ於て下名の印之を可定せる「横浜居留置の内にてカットル牛^牛羊^羊他の獸類を畜養し且屠殺する事の禁制、

一第三、神奈川港に前同断千八百六十五年第八月八日に於て下名の印之を可定せる「毎年第七月第一日より第九月十五日迄横浜居留地の内口繩なく犬を走らしむる事の禁制、

千八百六十六年第一月第八日横浜不列顛公使館にお
るて

不列顛女王殿下特派公使兼日本に於る大全権

ミニストル兼コンシユル、セネラール

ハルリス、パルクス印

倫敦に於ける組合よりの報告

西班牙と^{スペイン}と^(葡カ)西治里^{シリ}との間に生したる小難事いまた治

まらず、此行違の源を尋ぬるに、西班牙の水師提督パ

レシアなる者、其軍艦をハルバライリなる^(智利)西治里の

一港に泊し、其政府より祝炮の儀を与ふ書翰を送れり

是むしろ無礼に涉、然るに政府之を拒ミ、剩へ其他二三
りし書翰ならん

の要件をも肯せず、故に提督怒りて此ハルバライリ港
を塞ぎ諸船の出入を禁するの命令を下せりと云、現に

此港に望める英船を戒めて他に去らしめしと聞へたり、
○此小政府の為には実は大難事と云ふへし、爰に此塞

港を破開すへき一の海軍あらされハなり、もし欧羅巴
中左祖相援るの者の力を得るにあらされは、みつから

弁明して此禍を免るゝ事終に能ハさるへし、

一亞国大統領ジョンソンは曾て讐敵たる今は服従せる人々

へ甚た寛仁の所置を為せりと、則日刊新聞に、方今ハ

劇場等にて南部有名の士官と北部英明の人々と至て懇
切の様子にて馴々敷談話せるを見懸くる由を記せるに

て知るへし、○又聞く、或日マストル、セフルソング

ビス^{南部大統領}の妹に北部の高貴人等多勢付添たるを見

請たりと、是亦頗る証するに足れり、今其説を言ハん、

元来此南北の両部は数年来兵を結び共に強勇の盛名を

轟せり、一旦勝れる者劣れる者を服し、是を合併して

今其輩を好友と為す、服すると雖も彼又愧つへき非ず、

然るに此時に當りて仇讐を以て視怨怒相含ミ若くハ妬心を抱き怯臆の沙汰あらハ只に一大国をして開化の道を一步退かしむるに至る、是豈歎かざるへけんや、

長州一件の風説

賊長との商議不行届ニ付急速用意可致旨在京の諸大名へ命ありし由、御老中より回状あり、此事聊人心を感動するに足るも、是亦例の因循に欵と我等又ひそかにおもへり、

於開成所

渡辺一郎訳

右正月廿五日訳成、

二

寅正月十五日於大坂表被仰出

(二の1)

松平式部大輔

名代

堀田豊前守

思召有之、且 御上洛之節随従候間、左近衛権少将

御推任被 宣下之旨従

御所被 仰出候間、少将被仰付之、

(二の2)

松平兵部大輔

名代

松平日向守

一昨夏御警衛上京之処、猶又秋詰勤仕苦勞 思召候、

且 御上洛之節随従候間、左近衛権中將 御推任被

宣下之旨従

御所被 仰出候間、中将被仰付之、

(二の3)

松平飛驒守

名代

加藤遠江守

昨夏御警衛上京之処、猶又秋詰勤仕苦勞 思召候間、

侍従 御推任被 宣下之旨従

御所被 仰出候間、侍従被仰付之、

(二の4)

大久保加賀守

名代

大久保出雲守

一昨秋詰御警衛上京之処、冬詰勤仕且朱雀口其後山崎表御警衛も相勤、大儀ニ被 思召候、依之四品 御推

叙 勅許之處、御辞退申上候得共、猶押而被 宣下旨
從

御所被 仰出候間、四品被仰付之、

(二の五)

別段達

同人

先達而四品 御推叙之儀從

御所被 仰出候節御辞退申上候様相達候得共、再応之
被 仰出ニも有之候間、四品被仰付候事ニ候条可被存
其趣候、

三

○

一私儀、京都為御警衛三ヶ月詰出立可致候処、此程中よ
り風邪其上寒熱頭痛ニ付発足難致御座候、少も快御座
候ハ、押而も発途ニ致候得共、延引相成候ニ付、此段
御聞置可被下候、以上、

正月十五日

稻葉民部大輔

一四 閣老江加州侯内意

私儀、去暮出府仕候処、無程 御進発就被仰出候、予
(而之)
と被仰付置候京師為御警衛上京之儀相願、則出京仕御
警衛相勤罷在候処、従来之病氣眩と不仕、無抛為保養
国許江之御暇相願候処、願之通被仰出、帰国仕専遂保
養、有事之節発京可仕心得ニ付、歩行試等種々療養罷
在候得共、老年之儀何分相勝不申、時勢柄此罷在勤罷
在候而は過怠之旅行無覺束心配至極仕候、筑前守儀一
昨年重病後度々参府御猶予奉願療養、最早快復之体罷
成候ニ付、無程出府為仕候間、出府之上は何卒私儀隠
居被仰付、筑前守江家督被下置候様奉願度内願罷在候、
於国許隠居奉願候は御規定も可有御座処、甚以自由ケ
間敷恐入候得共、前段之族ニ而逆も出府可仕見留も無
御座候ニ付、無抛儀乍在国奉願度父故肥前守儀病氣ニ
付於国許隠居被仰付候儀ニも御座候間、何分内願之通
ニ被仰付被下候は難有仕合安心至極奉存候、先此段御
内慮相伺申候、以上、

正月十九日

加賀中納言

一五 寅正月六日付浪華より申越風聞

此度二条殿御退識、鷹司殿関白被仰出候儀ニ付、明曉七時位揃板倉侯・小笠原侯伏見迄乗船、夫より乗切上京之趣、唯今探索之者申出候、此段申上候云々、

一六 寅正月十七日会津侯より

精錢四文錢一ヶ年拾万貫文宛、当寅年より来ル午年迄五ヶ年之間吹立御差許被成下難有奉存候、然ル処在所表之儀は辺鄙之土地柄、荒増仕入を始、職人は勿論人夫召遣方ニ品々差支有之、最初損益之見詰難相立、且京師并領分御役知辺鄙之村々江差送方ニも甚難渋仕候間、京師在職中格別之御吟味ヲ以見詰相立候迄、当分之内爰元屋敷内ニ而試吹御聞濟被成下度、此段奉伺候以上、

正月十七日 松平肥後守内 石沢民衛

一七 寅正月廿三日關老より達シ

大目付江 御目付江

御進発被遊候ニ付而は不容易御入用之処、御掃坂追々御永引相成ニ付而は、御軍事外之儀は諸事際立御省略有之候折柄、御普請御修覆向之儀は猶更之事ニも有之候間、御締り等之柄之場所之外は当方御差止之積り、御役宅向之儀も破損雨漏之ヶ所は、小給之者たり共自分入用を以如何様之取繕置、其余諸向請取物等も御軍外ニ拘り事実無余儀分之外は断書不差出候様可被致候、勿論御普請御修復之儀申立之次第ニ寄り御勘定奉行御目付見分被差遣候間、可被得其意候、

正月

一八 寅正月晦日關老江

(ハの上) 御進発 御後備之儀、今度尾張前大納言事被仰出、此上之御模様次第大坂表 御進発被為在候は早々登坂、引続被致出張候様、尤彼地 御進発迄は私儀人数引纏早々上坂可仕旨被仰出候付、右附属之人数并手勢引纏

今日名古屋発足仕候、此段御届申上候、以上、

正月廿三日 成瀬隼人正

(八の2)
一私儀、早々上坂仕候様今般就被仰出候、今日尾州発足

仕候、然ル処去丑年従

朝廷被 召留滞京中、尾張前大納言殿依願暫時御暇被

下置、此節迄尾州ニ罷在候事ニ付、右被 召留候御用

之節も御座候は大坂表ニ而心得罷在候段、従尾張殿

関白殿迄も急度為申上ニ相成申候、此段御聞置可被下
候、以上、

正月廿三日 右御同人

九
一旧臘廿七日、伝 奏野宮中納言様江甲斐守家来之者被

招呼、

御陵御普請之節献木仕候為御賞、御絹三尺拝領被 仰

付候旨被仰渡候、此段御届申上候様在所より被申付越

候、以上、

正月十九日

松平甲斐守内
久城壮輔

一〇
毛利大膳父子伏罪之儀ニ付、御疑惑之廉々御糺之上、

模様ニ寄惣御人数御差向ニ相成可申候ニ付、私儀は同

性松平安芸守江附属芸州口一ト先被仰付候間、人数召

連広島表へ出張可仕筈之処、俄ニ風邪罷在無抛延引仕

候、少々も快候得は押而早速出張可仕候、依之人数計

差出置候段、広島表出張之軍御目付松野八郎兵衛江及

案内置申候、此段御届申上候、以上、

十二月十日 松平近江守

一一
寅正月廿二日附浪華来飛抜書

前略、風聞而已ニ而頓と相分り不申、芸州より御帰坂

之監察も度々上京と申事、小笠原侯も御上京之処、跡

より板倉侯も御登りニ相成、風聞ニハ聞老之所ニ而は

御糺問も相済、此上は御所置一条と穩之御考ニも候得

共、紀・橋岡公之所未々中々烈敷御儀論出て、会は其

中位イト申事、橋公之御案中ニはまた〳〵御疑惑解兼、

此上長防入込候而も、弥鎮静恭順欵ヲ急度御糺し無之

而は、是迄之御次第も有之、御武威も無之杯と御儀論有之由申説有之、中々以埒明之事も相見得不申、乍然当地は至極平穩ニ御座候云々、

一一二
丑年大坂表探索書

松平伯州侯御東下之御趣意は、先頃御渡ニ相成候兵庫開港之御内書御取消之儀御尽力之為メ御東下相成候由、當時外国之評判記、日本政府之役人兎角ニ虚威を張り、段々申論候而も和親之道相調不申、仏は氣永ニ情実を尽し候内ニは終ニ永解し国之益ニ可相成候間、何所迄も従はは和親之道を守り可申、英は数年弁説を尽候而も更ニ了解之様子も無之、此上は勝手ニ各致し可申、薩長は一度暴発いたし候得共、致和親候上は至而懇切ニ謙遜致し、万事右様ニ参り候得は必富強之策も相立可申、

右之趣伯州侯御探索之上御東下ニ相成候由、横浜ニ而御軍艦より直ニ夷船へ御乗込、ミニストル館ニ而二宿御泊り程能御応接も有之、殊之外御打解無心置ミニス

トルと互ニ珍珠を食し夷人之枕をかり御寝も有之候ニ付、夷人も大ニ喜ひ、流石老功ニ而事も分り斯親敷致候上は聊欵申分無之旨夷人共申居候由、夫より江戸入之節も夷人共途中迄送り候由、

一一三
丑十二月廿九日付京都来状抜書

去ル廿七日会藩某罷越、彦藩広島表ニ出張之者より内々申越候由、左之通、

一 先達而大小監察於広島表御糺問之次第柄は、一ト通之事ニ而申さは押之不足ト申事、過日両監察御上京之節、橋・会・桑御一座御評議有之、当度之御糺明振御行届無之、尤両監察ニも無余儀御詰問ニ不至廉も有之、其子細は当節長防之形勢全く陽順陰逆之心底相合候様相見得、且新撰組頭取初長人江致面会候処、何分手強キ様子、既ニ三都屋敷御取崩ニ相成り始末杯深く憤り居候様子ニ付、同方より右之趣達 上聞、当度御糺問振は御駈引ニ有之、山口城御見分之儀は以之外不可然ト両監察江も申上候様之儀有之、於両監察も右等之情態

御推考被成候間、一ト通り之御糺問ニ而御上坂被成候儀、無御抛儀も候得は、前件之通長藩之情態幕府を輕蔑し陰逆相合之場合ニ寛大之御所置如何も難被仰出候ニ付、今一際御責問有之可然と之御内評ニ相成候、不遠兩監察再度広島江御下り、討手之諸侯方江は向後敷敷御手当被仰出候而、御糺問之上弥誠実恭順之容子無之時は、無余儀征長之外無之ト之御決儀ニ御座候由、

一四

松平民部大輔

宮城御警衛被仰付相勤候処、本藩奸邪横行混乱を生し、国許隔絶相成候付而は御用難相勤候処、偏ニ重朝命陵艱難相勤候段厚く、

叡慮ニ付、乍聊金千両賜之、猶此上益勤

王相励可有護衛旨 御沙汰之事、

大庭主膳正以下随従之輩民部大輔致補佐効力

王国宝候段御満足ニ被

思召候、猶可竭誠忠様 御沙汰之事、

右之通承合申候間、此段申上候、以上、

寅正月

南部弥八郎

◇第一五四号 寅三月四日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

寅二月中

南部弥八郎

一 寅正月廿四日閏老江

(一のi)

於大坂表旧臘廿九日、松平伯耆守様江彼地差置候家来之者より別紙之趣御内慮奉伺候処、去ル九日被召呼御書取を以御差図相済、猶又別紙之通御書付被成御渡候旨申越候、依之写三通相添此段申上候、以上、

正月廿四日

小笠原佐京大夫家来
宇佐美 新

(162)

別紙

一今般毛利大膳父子伏罪之儀、御疑惑之廉々有之候ニ付、永井主水正様・戸川鉾三郎様・松野孫八郎様芸州表江被差遣、御糺之上模様ニ寄惣御人数被差向候間、下之関口一之先之心得を以人数差出、左京大夫ニは在所表相守臨機之取計可致之旨被仰出候処、昨年は末家近江守・幸松丸・左京大夫人教一手ニ可相進旨被仰付候間、今般も近江守・幸松丸・左京大夫人教一手ニ相成相進候心得ニ而宜御座候哉、此段各様迄御内慮奉伺候、以上、

十二月廿九日 小笠原左京大夫家来
三津十太左衛門

書取

書面之通相心得候様可仕候、尤右之趣小笠原近江守・小笠原幸松丸江も通達候様可致事、

(163)

別紙

一松平左金吾・齊藤図書江別紙之通相達候間、可被得其

意候事、

(164)

別紙

松平左金吾

一其方儀、兼而小笠原左京大夫人教差添出張可致旨相達置候処、同人末家小笠原近江守・小笠原幸松丸人数一手ニいたし相進候様、此程相達候間、齊藤図書申合相勤候様可被致候、尤左京大夫儀は自国相守居臨機之取計可致旨兼而被仰付候儀ニ付、其方は左京大夫江差添候様可被致候、

(165)

齊藤図書

一其方儀、兼而小笠原近江守・小笠原幸松丸人数江差添出張可致旨、先般相達置候処、小笠原左京大夫人教と一手ニいたし相進候様、此程相達候間、松平左金吾申合相勤候様可被致候、左京大夫ニは自国相守居臨機之取計可致旨兼而被仰出候儀ニ付、左金吾ニは左京大夫江差添候様相達候間、其方儀は近江守・幸松丸并左京

大夫人数江差添出張候様可被致候、

二

宇津宮侯より閨老江

同姓越前守、先年来

山陵御修補御用相勤候ニ付、出格之御訳合を以領分高
旧復被仰付、冥加至極難有仕合奉存候、然処右御用筋
は家族大和守格別ニ骨折出精相勤、既ニ国々数ヶ所御
修補御成功ニ相成、且去ル亥年中同人江為御手当二百
人扶持被下置、其後

神武天皇御陵御成功之廉を以永々山陵奉行被仰付、以
後諸侯之列御取扱被成下候ニ付、万石以上末席と可相
心得旨被仰渡、重畳難有仕合奉存候、然ル上は当御時
節柄御手当等頂戴仕候儀深奉恐入候ニ付、私拝領高之
内七千石新田三千石都合老万石分知仕、此後猶御奉公
精勤為仕 御高恩奉報度奉存候、尤御手当二百人扶持
之儀は御辞退申上度奉存候、右之段奉願不苦哉、此段
御内慮奉伺候、以上、

正月廿八日

戸田土佐守

三

閨老小笠原老州二月四日大坂表出立之積ニ付差添之

役々左之通

大目付

永井主水正

室賀伊予守

大坂町奉行兼帯
御勘定奉行

井上備後守

御軍監奉行兼帯
外国奉行

木下大内記

御目付

牧野若狭守

小林甚六郎

酒井数馬

石川八十五郎

曾我権右衛門

奥御右筆組頭

片山与八郎

品ニ寄筑前江も

奥御右筆

湯浅貫一郎

佐久間三藏

御目付

溝口出羽守

小倉江行

四

寅正月廿二日大樹公奏狀

(四の1)

毛利大膳父子家政不行届、家来共一昨年七月父子黒印

之軍令状所持、京都江乱入、奉対

禁闕及炮発候段、不恐

天朝所業不届至極ニ付、大膳父子可処蔽科処、益田右

衛門介・福原越後・国司信濃等ニ於而条々之主意取失、

非礼非義及暴動候ニ付、三人斬首之上備実検并参謀之

者共夫々加誅戮任用失人候段、深悔悟伏罪相愼罷在候

趣自判之書を以申立、猶其後疑敷件々相聞候付、永井

主水正・戸川鉾三郎・松野孫八郎差遣相糺候処、弥恭

順謹愼罷在候趣ニ付、於大膳父子朝敵之罪名は相除候、

乍去畢竟不明統御之道を失ひ家来之者犯朝敵之名候段

其科不輕、雖然祖先以來之忠勤を思ひ格別寛大之主意

を以高之内十一万石取上、大膳は蟄居隠居、長門は永

蟄居、家督之儀は可然者相撰可申付候、右衛門介・越

後・信濃家之儀は永世可為断絶候、此段遂 奏聞候、

正月

右、一・会・桑、板倉・小笠原兩閣老参

内ニ而差上、左之通被 仰出、

(四の2)
一長防所置之儀、祖先より勤功も有之候ニ付、寛典被行

候

思召之処、決議言上被

聞食候、猶国内平穩、可奉安

宸襟被 仰出候事、

五

寅正月浪華来書摘要

一橋公・永井殿御上京ニ而橋・会・桑江御議論之処、

今一応閣老之内御一人并大小監察付添芸州江下り、御

糺問可有之御論決ニ而、永井殿御下坂之上大小監察よ

り致詰問候而は如何様之難決申出候も難計、既ニ御疑惑之廉も弁解いたし、昨年来謹慎之儀相違無之ニ付、急速御所置可然と御議論起り、浪花城中御同意ニ而橋・会・桑江為議論去極廿九日永井・戸川・瀧川三名上京之処論決相成不申哉、当四日五日頃戸川殿一人御下坂、同七日夜倉・小笠原之両閣老并戸川上京相成申候、閣老方ニは此上御取詰相成候而は時機ニ依り不得止御人数被差向候御場合ニ至り可申、左候而は方今之勢且旗下之者情実も御卓見有之而之御論ニ而可有御座、会候ニは私憤も有之、此度御尋問之廉々申開味したる事不少、真ニ伏罪之処も相見不申候故、此忤御所置相成候而は彼か意之如く相成候姿ニ付、幕威も相衰可申、今一応取詰伏罪不致候得は長征可致御論ニ而候旨巷説有之候、如何相決可申哉、紀州・彦根・高田之三藩も第一

天幕之御威光も衰へ、且御後難も如何之事ニ付、根を絶候御所置有之方ニ言上之由風聞御座候云々、

六

寅正月紀州卿より建言

去夏御進発以来、中納言不肖之身を以辱く惣督之命を蒙り、国力を傾け弊賦を尽し、当地江出張罷在、旧冬迄殆ど巨万之損費有之候得共、実ニ不容易時勢効忠尽力之秋と奉存候間、右等費弊を不顧多方経理仕候而今日迄相勤罷在候儀、唯々此御一挙ニ而幕府之御威稜も相立、就而は海内久安之基も可被為立事と日夜奉欽望候儀御座候、然処此度御糺問一条も相済、追々御手纏をも相付御所置振一条ニ相成候処、右は無此上大事之儀ニ付容易ニ決論難致儀ニ候得共、愚考仕候処ニ而は、此度之御一挙実ニ海内治乱之機幕府御興廢之境と奉存、斯御大造御進発ニも相成候而も全く一勞永逸之為之御長策と奉存候得は、何分にも嚴然之御所置御座候而天下之耳目を一洗いたし、長防之外諸藩之内ニも万々一觀覬之念を抱き候者有之候得は、此御一挙ニ并せて右之禍心をも消滅致し候様恢豁之御所置有御座度事ニ奉存候、若亦万々一同前苟安を計り緩味之御所置

等有之候而は、今日海内諸藩之誹笑を招き候のミならず、引統又々于戈を動し候半而は不相濟様成行、天下之禍患年々深く相成、詰り 幕府之御威勢御氣力共ニ尽き果、糜乱鼎沸之世ニ可相成と深く憂慮仕候、他藩は不知、弊藩之弊藩之如きは最早引統再举之氣力無覚束候付、何分此度之御一挙ニ而御邊平御座候様、若敵命ニ抗拒仕候儀も候ハ、弊藩費弊之余といへとも直様弊甲凋兵をすゝめ諸道之寄手と力を戮せ

天朝・幕府之御威靈ニ依而義旗を建て、

朝敵を征討仕候事ニ候得は、必定虜胆を奪ひ微功

奏上候、何分ニも天下之為効忠之秋と奉存候間、兼而死力を尽し可申と覚悟いたし罷在候、仰願は目前姑息之御所置無之、海内蒼生之為ニ久安之御深策御座候様奉懇願深禱度此段俯而奉建言候、

正月

七

寅二月藤堂侯より閣老江差出

(七の1) 私儀、一昨年以来持病之疝痛手強差起、其上痔疾等も

相悩、緩急は御座候得共、追々及老年候故欵何分今以睨と無御座、近来は毎々頻ニ腹痛腹瀉を相催候ニ付、平居無事之時逆も甚以難渋仕候程之儀、当今之御時節柄右之次第ニ而は深く恐縮罷在候間、仮やニも勤向出来候迄之処は、俾大学頭不調法ニは御座候得共都而代勤為仕、私儀は精儀療養相加試申度奉存候、此段御聞置被成下候様御執成之程奉頼候、以上、

十二月

藤堂和泉守

(七の2)

右之通旧臘於大坂小笠原老岐守様江申上置候処、書面申立之趣無余儀筋ニ付承置候、併參勤之儀は前々之通相心得候之様先達而被仰出之趣も有之候ニ付、精々療養差加、少も快候ハ、一先可有出府候、尤大学頭儀は当節早々參府候之様可致旨、御同所様より以御付札被仰渡候、此段申上候、以上、

二月朔日

藤堂和泉守内

松岡橋四郎

八

寅二月三日加州侯より關老江

筑前守儀、参府可仕旨去夏中被仰渡処、就病氣御猶予相願延引仕、遂保養追々得快氣候ニ付、当春雪消次第参府仕度旨去冬相願候処、雪消之時節ニも至り候は早々参府仕候様被仰渡置候、依之当月廿八日国許発途可仕旨申越候、此段御届申上候、以上、

二月三日

加賀中納言内
輕川新左衛門

九

寅正月廿六日於大坂表申渡

一

板倉伊賀守
御軍事御用向取扱候様被仰出之、

一

松平伯耆守

御進発御供被仰付之、

一

遠山信濃守

同文言、

一〇

寅夏中京都警衛左之通

四月より六月迄

松平土佐守
溝口主膳正
真田信濃守

一
寅二月三日於大坂伊賀守より

(一一の1)

大目付江
御目付江

毛利大膳父子伏罪之儀、御疑惑之件々相聞候ニ付、大目付・御目付を以御糺問有之候処、弥恭順謹慎罷在候段、一昨年自判之書を以申立候通相違無之趣ニ付、寛大之御主意を以御所置之品御奏聞相成候、就而は尙岐守事芸州表江罷越御裁許可申渡旨被仰出候間、此段相達候、

二月

右之通万石以上以下御供之面々江可被相達候、

(一一の2)
別紙

毛利大膳父子御裁許之儀別紙之通相達候、万一於致違背は速ニ御征伐相成候間、尚心緩之儀無之様可被致候、

御所置言上之事

- 一朝敵之名除之事、 一拾万石削地之事、
- 一大膳蟄居隠居之事、 一長門永蟄居之事、
- 一家督可然人物撰之事、 一三暴臣家名断絶之事、

二二

寅正月廿二日困事掛惣参 内、武家ニ而は一橋・会

津・桑名三侯、閨老板倉・小笠原参 内奏聞

奏聞書相略ス、

右次第長藩近年之罪状夥敷記し嚴重之所置可仕之処、兼々寛大之所置可仕様 御沙汰ニ付、右之通可取計書取 奏聞有之候処、二条殿下被仰出候ニは、奉伺天意候心得ニ候哉、又は届捨之心得ニ候哉、御尋ニ相成候処、御請ニ何れと申儀ニも無之、且 奏聞之次第聞食と之 御沙汰を蒙り候得は宜敷御座候旨被申上候、一殿下・近衛殿御議論御同意、且又正親町・三条殿ニは御当病御参 内無之、依之長防御所置振ニ付而之書付

被差出候処、左之御書付御下ニ相成候、

毛利家は從來有功之家柄ニも有之、右様所置ニ及候而は若被奉 命不致節は無抛兵端を進め不申候而は幕威不相立、其節は内憂外患一時ニ差迫候様之形勢

ニ及候而は大切之事故、防長之人心折合候処を見留ニいたし、奉安

宸襟候様可被取計候事、

右大意之文中ニ而御下之処、武家より申立候ニは、一旦決議仕候儀を右様之御沙汰蒙り候而は、却而人心紛乱仕候而奉 命仕兼候趣御申立ニ而返納相成、其後公武色々議論有之候上、

勅書御下相成候事、

勅書前ニ有之候付相略ス、

二三

寅二月尾州卿より閨老江

女同殿之簾中、来月九日尾州表御発途東海道下向之筈御座候、此段申達候様被申付越候、

一四

土州侯より御届

(一四の1)

土佐守参勤之儀ニ付、去四月中御内慮相伺候処、当寅四月中参府候様差函御座候処、其後御進発被仰出候付而は、中国・九州筋之面々江御達し之趣も有之、且旧臘防長御所置之模様ニ寄大坂表御進発も被遊候得は、京都表自然御手簿ニも相成、御懸念被思召候処、土佐守家之儀は兼而為国家深存込居候段、御依頼被思召候間、追而御沙汰次第速ニ登京御守衛相勤候様被仰出候ニ付而は、参府之儀は防長御所置濟之上猶又相伺候筋ニ可有御座候哉、此段御内慮奉伺候様申付越候、以上、

二月朔日

松平土佐守内

広瀬伝太夫

(一四の2)

付札

書面之通相心得候様可仕候事、

一五

寅二月十二日達

御勘定奉行

小栗上野介

改税取調御用中外国奉行兼帯可相勤候、

一六

寅二月十五日同断

酒井左衛門尉

北蝦夷地久春内御警衛、其方人数去冬差掛越年之儀、箱館奉行より相達候趣有之候処、一同奮発一旦引揚候人数速ニ引戻越年御警衛相心得候段、畢竟常々申付方宜故之儀と相聞候、此段相達候事、

一七

佐竹播磨侯江闊老江(よりカ)

松前伊豆江御預之写真図、先達而被差出候処、右之外伊豆領分之分有之候由、右は拝領被仰付候儀ニは候得共、御場所柄之写真図之事伊豆より差上度旨申立候方可然候間、右之趣ニ取計候様無急度可申聞候事、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

寅三月四日

南部弥八郎

◇第一五五号 寅三月廿九日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

寅三月中

南部弥八郎

日本新聞外編卷八

横浜開版

原本乙丑廿二日及廿九日開版日本雜報百九十八号及百九十九号抄出

夫自己の疑団を決断する事能はずして却て疑を世に
伝播するは愚者の常習にして君子の所為にあらざる

へし、

一此度

御門より和親条約の免許ありしことに付ては、疑惑の件々なきにあらず、依てある人左の疑を起せり、
○御門は各国の軍船兵庫港に入津せしことをしれるよし、然れども誰か親く之を聞るや、○外国ミニストル等と

朝廷官員との間に如何なる談判ありしや、○右条約の儀ハ御老中と

御門の執政官員との間にて取極たるにや、○外国ミニストルはこの儀につき

御門又は大君より差遣はされし役人に面会せしや、

○条約免許のことは確然たる事の由誰か吾に報告せしや、○此のとき数ヶ条の難問ハ容易に之を弁解しかたく、且臆断を以て妄に之に答ふべきにあらず、

一日本にハ都て取留さる事を実事となし、実事を以て虚談となすの風習ありて、是迄日本と外国の間に結ひたる条約は偽約にして、大君と外国帝王と駈と取むすひしにあらずなと、いふ浮説を唱ふるものあり、此浮説はとるに足らされとも、我等の方に於ても条

約面に永世不朽の証拠となすへき大君の名印を見た
る者なし、故に力を竭して之を改正せんと欲すれと
も、いか成故ありて欵、日本政府の御老中も亦其説
一致せず空しく時日を過すのミにて、畢竟諸国の全
権皆疑惑をいたかざること能ハす、終に之か為に日
本政府に要請し、兵威を示して条約改正の基を開く
に至りしハ已むを得ざるの機会なれハなり、

一 日本内地の事情は外国人のしらざる所ありて之を詳
にすること能はさりしに、近来多端の事件に依て大
君の様子をしる事を得たり、古来大君を日本全国一
統の君とおもひしハ誤にして、日本全国の大権は
御門に在り、而して大君は日本の守護を主る大將軍
なり、しかれども尋常一様の將軍とは異にして、大
君の先祖は恰もフランス帝ナポレオン第一世のロー
マ教皇より位官を受たることく、
御門より官位をうけ且国政の大任を托せられて之を
子孫に譲り伝へたるものにして、全く独立の君主と
いふへからず、

一 一千八百六十三年江戸政府より政務改革の事につい
て薩摩・水戸・佐賀・細川・阿波・会津・毛利・黒
田・安芸等の諸大名に布告ありし時、或る大名より
の返書あり、其書始めに大君への敬礼をのへ、次に
外国交際の事件并に外国への使節を遣す事に同意の
旨を記せり、此のことく万事大君の命令を奉すとい
えども、其書翰の結末に左の文あり、大君殿下は外
国人の風習および政律を採用するの意ありと見えた
り、それ外国に如何程の権威勢力あるや、又 神の
子孫なる

御門ありや、是等は殿下のよく知たまふ所なるへし、
もし外国の風俗・法律に倣ハんと欲せば、必ず
天子に尋問して 叡慮の聖断に任すへし、国政の委
任は殿下にあれハ、殿下みづから決断して政を行ハ
るゝ事当然なれとも、万一大日本の国体を汚すへき
や否の疑件に於ては、之を
天子に問ふへきこと勿論なるへし云々、
一 此書を得て

御門・大君および大名の間の關係方に明亮なることを得たり、しかれども大君を以て全日本の君といふも亦不可なることなし、諸大名悉く大君の命令に従ふのミならず、年々大君に年貢を払ふを以て見るべし、唯其命令を聴ざるものハ長州の如き者と浪人とのミ、

一 畢竟外国交際の事に付て改正すへき条件の決断し難きあらハ外国全權に問ふへきこと方今の急務にして、且大君ハ頑固なる

御門の羈縛を免かれ断然として国政を決断する事これ天地自然の理なるへし、

一 和親条約の儀ニ付、

御門の許容に確乎たる証印なく、且

朝廷の役人絶て外国人に応接なきは、此度の免許も御門の心から許したるに非ざるへし、然れども右免許の旨は我等の旅館に告知せられたるのミならず、

大名旗下其他市中へも触出されし由なり、

全世界人口の数を論ず

〇二

一方今五大洲の人員、大約十億、其言語各異なり、之を區別するに語言の種類三千〇六十一種、又其信奉する教法の派流頗る多くして、通計一千一百種あり、亦人生寿夭長短均しからされとも、平均して之を算当すれハ三十三歳及六ヶ月を以て其中数とす、蓋し初生の児七歳に至る迄の間既に其四分之一を殤し、十七歳に迫ては殆ど其半を夭す、全世界中十億の人口、毎年死者三千三百万人平均数也、即ち毎日九万一千人、每一洋時我半時三千七百三十人、每一ミニウト六十人に当る、故に毎セコンド大約一人に当る、然るに死者三千三百万人にして、初生の児大約四千一百五十万人あり、毎年繁殖の人員是即ち年々人權の繁息なり、而して生死共に夜に於てハ昼よりも多しといふ、

日本新聞第十八号二月廿二日訳成

西曆一千八百六十六年第一月五日
我慶応元年乙丑十一月十九日

横浜開版

此一週間当港に於て格別記載すへき事なし、今日英國コンシュル、フランシス、ゼラルド、マイブルグ当港

へ到着せり、此コンシュルは本国にて殊之外評判よろしき人物なり、吾等も定めて其任に堪ふへしとおもふ、

外国新報 西曆十一月三日及び十日出帆の英船より
きく所を抄出す

英国の政院に於ては、侯爵リュセル全権となりて会議既に両度に及へり、外国事務の権はカラレンドン侯某に之を托せり、

一 仏国に在りし英の諸軍船、ローマに遣したる一隊の兵士をのせて帰帆せり、仏の兵も亦メキシコより近日帰着すへし、

一 中アメリカのヤマйка島に黒夷の一揆起れり、合衆国新統領ジョンソン国政を改革し治平をつとむ、国民大に之に帰せり、然れとも黒夷やゝもすれハ一揆を起さんとするの萌ありていまた全く静謐なる事を得ず、

一 合衆国特派の使臣英国に來れり、是は南北戦争のとき英国より劫掠船を出して南部を助けたる一件に付、其償金を取ん為なり、○ロンドン橋橋名の近傍に火災あり、此災にかゝりし家屋物貨の失費大約十八万ポンド

一 ポンド我金、
三兩はかり

一 プロイスの世子、其妃と共に英に來れり、是は英の世子夫婦を見舞に來りしなり、

○三 日本新聞第十九号

西曆一千八百六十六年一月十二日
我慶応元年乙丑十一月廿六日

横浜開版

公告

左の書面は、一千八百六十五年十一月七日乙丑九月十九日吉利国におゐて女王殿下の免許あるによりて、外国事務統理のセクレテリーなるカラレンドン侯より通達有之故に普く布告するものなり、

一 第一条 神奈川在留コンシュル勳方マルキユス、フロウエルズ一千八百六十五年七月廿七日乙丑六月十五日申立の趣、横浜居留地内火薬其外破裂して人命を害すへき類を倉庫に預りおく事、向後制禁たるへき旨、

一 第二条 同月同日同人申立の趣、横浜居留地内に於て畜類ならひに禽獸をおき且之を殺すことかたく停止すへき旨、

一 第三条 同年八月八日乙丑六月十七日同人申立之趣、横浜居

留地におゐて西暦七月一日我曆に比すれハ夏至後
第十一日あるハ第十二日より
九月十五日迄の間白露と秋分の
中間なり口柳なき犬を放行せしむ
ること年々停止たるへき旨、

右三ヶ条いづれも至当の良政たるによりて、英国女王
殿下輒ち之を許容あり、依て日本在留の士民一同へ布
告すること、此のことし、

一千八百六十六年一月八日我十一月廿二日

英国欽差全權ミニストル兼日本在留コンシュルゼ

ネラール、ハल्ली、ス、パルクス自記

○四 日本新聞第二十号二月廿二日訳成

西暦一千八百六十六年一月十九日
我慶応元年乙丑十二月三日

横浜開版

近來当港輸出の物品甚少く、就中生糸の出高大に減却
せり、我等か望む所の高に比すれハ極めて少なし、且
其高少き時は品位も劣れり、我等おもふに日本産の糸
の高は此節のときを常とすへき欵、両三年前輸出の
夥しかりしは一時の濼巧にして、たえず此のことくな
るへぎにあらず、倩ら考ふるに、日本人後來大に桑田

を開拓し、且一千八百五十八年の条約第十四条自由な
の行ハるゝをを更に挙用し、簡易便宜なる交易の路を開
くに至る迄の間は、輸出の糸年々一万四千苞に過ぎさ
るへし、

○

一此度下関一条の償金第二部の分を外国政府へ受取し事
ニ付、吾等亦歎息無きこと能はず、現今外国人の一般
に希望する所は、自由なる交易と税銀の直下ケとなり
しかるに外国政府に於て此のとき償金を催促し取立
るハ、右の二ヶ条の行ハるゝか為にさし支なきこと能
はず、それ日本政府より外国へ払ひ出す銀は皆外国人
の出せる税銀にあらずや、其税銀ハ皆外国の商人の袖
中より出たる物なれハ、畢竟此理を以て推論する時は、
我に交易会議所に於ても必ず之に注意あるへし、
一今度償金渡方につき御老中一人横浜へ出張あり、用事
済たる後英国のマグドナルト乗車を以て御老中を送れ
り、此のことく簡易なる事を以て往来する事は日本に
於ては甚珍しき事にして彼御老中も其便利なると進行

の速なるとを大に賞譽せられたり、是全く東海道右手の方に外国人乗車の通行を許容せられし故也、依之おもふに、有司の取計にて江戸都下におゐても速に此車を造り大君の覽を経るに至らハ、日本におゐても一個の便宜を得へし、

五

○ 日本新聞第二十一号二月廿九日訳成

西曆一千八百六十六年一月廿六日
慶応元年十二月十日

横浜開版

既に世人のしることく、日本政府より亞米利加ミニストルに托して製造せしコルフエツト軍艦船号フジヤマ積載一千、今月九日我十一月二十三日香港を發し、廿三日我十二月七日当港に到着せり、是に於て一二の外国信報を得たり、一英國女王、新に會議庁を開らき人毎に意見を聞んとするの意ありて、専ら其評議をなせり、一ヤマイカ島の一揆の事ニ付ては黒奴取鎮めの為に英國より其所置を成すんハあるヘからず、一ベルギー王の病症輕易ならざるに因て、英國より医官

ゼンネル、女王の命を奉して往て之を訪へり、

アメリカ新報

合衆国の北カロリナははしめ南党に屬せし地なり、然るに此度国政の事に就て大統領の命に従ひ専ら黒奴売買制禁の説を主張す、蓋し南部の開化此邦を以て嚆矢とすへし、

一北カロリナの鎮台欠たるにより、ウォールド及びホルデンの二人を入札ありしに、ホルデンの方には五千人、ウォールドの方ニハ一万人の入札にて、終にウォールドを以て其職に任せり、

一イスコンシン、ミネソタの二邦に於て黒奴の説を排斥して大統領の説に違ふを決せり、一數年來南北戦争間黒奴の死亡を算当するに太抵百人ニ付三十人より五十人の死亡なり、是は南部諸邦大凡皆此のことし、

一南方のゼネラルたりシロガンといふ者今はメキシコ合衆政府のミニストルに任せるよし、其親友のもとへ申越たり、又先頃大統領ジョンソンの書記官を勤めし

ブロウインも今は此セネラル、ロガンの書記官となれり、

一亦セネラル、キルパトリーは南アメリカのチリに往きてミニストルに任せしか、此度同国の使節となりてイスパニーに趣くへきよし也、是はイスパニーとチリとの間に一の争端を生せしゆえ、其事に就て応接會議の事ある由なり、

一合衆国政府に於てコウンセイ、ム、デペウを日本事務のミニストルに任せり、

一英国より兵を出してヤマйка島を平治すへきの評議既に一決し、其布告ありし由、又きく同島のハイチン岬に於て英船ビュルトク土人の為に劫掠せられたり、然れども死亡はたえて是なしと云、

〇六 日本新聞第二十六号三月十三日訳成

西曆千八百六十六年第三月二日
即慶応二年丙寅正月十六日

此度交易所より交易改革の儀ニ付ミニストル館へ書面を差出せり、其第一の主意ハ、自由に諸港をひらき、

且諸侯と盛に交易し、剩え諸説を廃せんとの事なりと聞及へり、然れども予窃におもへらく、此書は有用の期なくして遂には無用の故紙とならんのみ、けたし其説の行ひ難きを以てなり、

一近日横浜近郊に於て花屋敷を作り、日本国中の珍奇の草木を集むるの企ありといえり、

チャパン、ボンチの略説

褒貶の敵なると嘲弄滑稽を好むは英国人の氣象也と、横浜に在る其国の一士近年日本国と外国との交際に生したる是非褒貶に係る事を滑稽比譬の図として、夫に短略の語を添て一卷となし、是をチャパンボンチと名せり、其第一図はブリタニヤ即英吉利大君を刺絡する処を画するにて下関戦争の償金として大君よりメキシコ銀三百元をとりたるに比する也、獅子恥て従ハすと云語を添たるは人心の英国にそむくを譬ふるなり、蓋し英国は大君倚頼すへきの味方なるに、今却て其為に大君の憔悴斯迄に至るは豈傷ましからすや、又長州のこときハ其敵幕府をして笑を含めり、是をいたす者は英

国にあらずや、然は其罪あると否とは智者を待すして
知へし、嗚呼此図のときは豈世間珍翫物と同日にし
て語るへけん乎、

加賀中納言

〇七

雲州侯より閩老江

(七の1)

出羽守御預所隠岐国両島江台場・陣屋等取建候ニ付、
右入用先格之御振合を以御下ヶ可相成候得共、御進発
ニ付而は不少御入費可有御座候ニ付、御下之儀御断申
上、御用途之内へ御差加被下度奉願候処、願之通御進
発御用途之内江御差加可相成旨、先月廿八日家来之者
御呼出被仰渡候処、出羽守於国許承知之上御礼勤之儀
如何相心得可申哉、此段各様迄御内慮相伺申候、以上、

松平出羽守内

岸 仁兵衛

三月朔日

(七の2)

御付札

御礼勤ニ不及候事、

〇八

寅三月閩老水野泉州より達

從來病氣耽と不致候付帰国療養差加候得共、兎角同篇
ニ付隠居之儀内意被申聞候通御聴候処、未老年と申ニ
も無之候間、精々療養を加暫相勤候様被仰出之、

〇九

寅二月廿六日浪花来状摘要

(九の1)

肥前・土州之重役広島表江被為召候、右は長州御裁許
之趣此度は非共御請申上候様仲人被仰付候由、且小笠
原老岐侯ニは御病氣ニ而いまた一度も御応接無之由御
座候云々、

(九の2)

右ニ付

別紙但宍戸備後之助より差出候書付之由、

一別紙写之通国許より急使を以報知候、定而於尊藩疾ニ
も伝聞仕候事欵は不存、猶為心得申越候様ニと之事ニ
而候、扱別紙之趣ニ候へハ、実ニ閩國意外之御沙汰ニ
為立到士民一統驚駭仕、此度主人大膳父子底意士民情
実は遂一縷述、於大小監察も巨細被聞召届候御甲斐も

無之儀といつれも仰天いたし居候様子ニ御座候、併道
路之説全取留候事ニは無之、万一虚説欵は不存候得共、
追々御耳ニ入置候通、国情切迫之砌虚説之御沙汰被仰
出候而は国力鎮撫も出来兼、遂ニは御沙汰面承伏不仕
事ニも為立到候哉、尤

朝廷江之 奏聞書は如何有之哉未拜見不仕候得共、
朝廷より被 仰出候御文面ニ付推考仕候得は、

叡慮とは齟齬仕候欵ニも拜見旁疑敷御座候故、彼是御
聞糺之程相願度、毎々御面倒ニは候得共、態々申越候
儀故、何と欵返答不申遣候而は弥一統不安心ニ及候付、
何等之処為御聞可被下候、以上、

但本文ニ別紙と有之候は長州所置振之由ニ御座候、

〇一
〇〇 寅三月十一日申渡

御側

酒井肥前守

名代

服部筑後守

家事不取締之趣達御聴、御役柄別而不束之至ニ候、依

之御役御免寄合被仰付、差扣可罷在候、

肥前守惣領

寄合

酒井近江守

名代

前同人

如何之所業有之趣不埒之至ニ候、依之嚴重可被及御沙
汰処、格別之御宥免を以部屋住御切米被召上、急度慎
可罷在候、

〇一
〇一 寅三月十四日加州侯江閣老より

松平筑前守参府ニ付上使可被成下処、御進発御留守中
之事ニ候間、此度は上使不被成下、参府之御礼、明十
五日老中謁候間、其心得ニ而罷在候様相達候事、

〇二
〇二 同十五日達

松平筑前守

御進発ニ付、御留守御警衛相心得候様被仰出之、

右 同人

御進発御留守中折々西丸江罷出御機嫌相伺候様可被致

候、

一三
○寅三月十八日閣老松防州江
(二三の1)
此度

朝廷江貢獻国産之品、別紙之通致献上度、此段相伺申候、以上、

三月五日国許日付 松平越前守

(二三の2)
別紙

奉書紙 五束

五色雲形鳥子紙 一箱百枚入

以上、

一四
○寅三月十三日閣老水泉州江

備前守儀、去々子十二月伐長御陣弘御達ニ付、翌丑正月帰国仕引統參勤可仕之処、最早御暇之期限ニも相成候ニ付、其忝在国仕度、末家池田丹波守儀も同様在邑為致度旨、御内慮奉伺候処、当年は御暇順年之儀ニ付

參勤ニ不及候間、明寅四月中參勤候様可仕と之御差図御座候、以後伐長心援被仰付御差図次第出張可仕心得ニ罷在候処、追々參勤之頃合ニ相成候得共、伐長御所置之御次第ニ依而参府可仕心得ニ御座候、丹波守儀も右同様為相心得罷在候、此段申上候様申付越候、以上、

三月十三日 松平備前守内 岩田七郎兵衛

一五
○寅三月十八日閣老松防州より達

(二五の1)
外国条約書之内異議有之面々無腹臆以書面可申聞旨、去丑十月中於大坂表相達置候間、可成丈早々書面を以大坂表江申立候様、別紙名前之者家来呼可達事、

(二五の2)
別紙

上杉弾正大弼・南部美濃守・南部遠江守・稻葉民部大輔・真田保曆・酒井若狭守

一六
○寅三月十八日閣老松防州江

一昨年参勤交代之儀、前々御定之通被仰出候付、私儀早速参府可仕処、長防追討被仰出候ニ付、其俣国許ニ罷在候段、其節家来共より御聞置書付差出置候処、長防為鎮靜既人数引払之儀尾張前大納言殿より御達ニ付早速参勤可仕之処、最早昨四月中御暇之期限ニも相成、其上長防鎮靜候得共、全平穩之場合ニも無之、隣国之儀別而心配罷在候付、旁昨年は其俣在国罷在度段同三月中御用番本田美濃守殿江御内慮相伺候処、書面之趣は当年御暇順年之儀ニ付、此節参府ニ不及候間来寅四月中参府候様可仕旨、御書取を以御差函御座候、就而は当四月中参勤可仕筈之処、去ル正月十日上屋敷住居向不残焼失仕候付、差向参府難仕候上長防御所置も未被仰出候間、万端御所置相濟候は猶参府之儀相伺候様可仕候、此段御内慮相伺申候、以上、

二月廿三日国許日付

松平安芸守

〇一七
寅三月廿日於幕府達

戸田土佐守

土佐守家族
戸田大和守
名代
戸田五介

大和守江土佐守高之内七千石・新田三千石、都合老万石致分知御奉公為相勤度段、取来二百人扶持は差上度旨願之通被仰出、席之儀は菊之間縁類詰と可被心得候、

〇一八
寅三月廿二日於広島閣老小笠原老州より達
(一八の一)
松平安芸守

別紙書付相達候間、毛利大膳・毛利左京・毛利淡路・毛利讃岐・吉川監物江其方より早々可被相達候、

二月

(一八の二)
松平安芸守家来江

吉川 監物

申達儀候間、広島表江早々罷出候様相達候間、可得其意旨毛利大膳江通達候様可被致候、

一 (一八の三)

同

申達儀候間、滯芸罷在候様可相達候、

毛利大膳家老
宍戸備後之助

一 (一八の四)

同

申達儀候間、広島表江可罷出候、

毛利左京

(一八の五)

同

同文言

┌	毛利淡路
	毛利讚岐
└	吉川監物

(一八の六)
右二付、防州山口・徳山・岩国江為使者二月廿二日出立、左之通、

松平安芸守家来
神尾尚太郎
大小姓
山香馬之丞

同断長州府中清末江為使者同日出船、

同

物頭
若月準二
大小姓
三島瀧之丞

一九

寅三月廿二日小倉出張大監察江達

塚原但馬守

毛利左京・毛利讚岐・毛利淡路・吉川監物并大膳家老二人出芸、宍戸備後之助滯芸相達候間、広島表江着次第御裁許申渡之上猶於違背は、兼而被仰出候通速ニ御征伐被遊候、就而は先達而被仰出置候通、討手之面々其節ニ至り手後れ無之様可相心得旨、其方より無急度可被達置候、尤軍目付御使番江も右之趣為心得通達いたし可被置候事、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

寅三月廿九日

南部弥八郎

◇第一五六号 (寅四月末カ) 報告〔風説書〕

四月

〔表紙〕

第四百四五号

五十九冊合本

〔一の二〕

別紙

松平安芸守江

毛利大膳家老

穴戸備前

風説書

寅四月中

南部弥八郎

毛利大膳・毛利長門并惣領興丸江相達儀有之候間、来
ル廿一日迄ニ広島表江可被罷出候、若病氣候ハ、末家
一門之内為名代可被差出候、

右之段早々無遅滞可被申達候、

○

寅四月於大坂板伊州より達

〔一の一〕

大目付江
御目付江

毛利大膳父子御裁許之儀ニ付、末家毛利左京・毛利淡
路・毛利讃岐并吉川監物、大膳家老穴戸備前・毛利筑
前、広島表江罷出候様先達而相達候処、未出芸之模様
も不相分候ニ付而は、猶又今般別紙之通松平安芸守江
相達候間此段為心得相達候事、

〔一の三〕

毛利左京

毛利淡路

毛利讃岐

吉川監物

本家大膳父子并長門惣領興丸江可申渡旨有之候ニ付、
先達而其方共江相達置候儀ニ付、若病氣ニ而も押而来
ル廿一日迄ニ可罷出候、若押而も出芸難相成候ハ、其

臣之内一人可罷出候、

四月

（一の4）

毛利大膳江

宍戸備前

毛利筑前

右之者共江相達儀有之候間、広島表江可罷出旨先達而相達置候処、若病氣候共押而來ル廿一日迄ニ罷出候様可被申渡候、

四月

（一の5）

一 討手之面々江相達候書付

別紙相達候期限ニ至り万一名代等も不差出候ハ、御裁許違背より其罪重く候ニ付而は、速ニ御征伐被成候間、兼而其心得ニ而差図を待居候様可被致候、

右之通万石以上・以下之面々江為心得可被達候事、

四月

〇二
寅四月下旬風説

四月三日於芸地閣老小笠原宍州浪華江上書之趣、長防御所置ニ付御裁許申渡ニ出張、末家并家老等再三御呼出有之候得共いまた出芸致さず候間、此後不罷出候はみつから萩表江出向、長州父子江得と面談之上申渡、且存意承糺説得被致度、於幕府御免可相成儀ニ候ハ、兼而一命は差上居候儀ニ付差越度由被申立、右書面内密ニ而水泉州手元ニ扣有之候旨、

一 尾張玄同卿清水相統表立濟候と一橋卿交代ニ可相成候哉、右は既ニ評決相成候旨風聞有之、

一 甲府江浮浪屯集云々之巷説あり、未得其実、四月廿五日夜の新聞に三月末より四月上旬の頃在府の県令元しめ役何某甲府より早打來れるにより急速に出張す、蓋し其趣意は甲州の農民沸騰するの事ある折から、同所の町奉行より貢税江戸市中の相場を以納むへき旨を令するにより、殊更騒立竹鎗杯携え江戸江出へしと以の外騒くおり、市中へ付火せし者有て火災忽ち起り、彼

是にて弥動揺し、江川太郎左衛門手より鉄炮を携え繰出し、江戸へ押来らざる様手配あり、しかるに其騷擾早々治りて平穩也と云ふ、

○三
寅四月備中松山表より急飛注進之大略

(三の1)
昨十日朝六時倉敷御陣屋表門・裏門より取囲浪士百四五十人程乱入、発炮を以焼払候而市中觀隆寺と申寺江引退き、三段筋之幕を引廻し、高張挑灯二・印紋を付候を差出し、緩々支度いたし、同所ニ而大橋平右衛門と申者之馬并医師島田方斬と申者之馬都合二疋奪取、尚亦役場ニ而金子其外馬杯致無心候由候へ共、無之ニ付右平左衛門方ニ而金子借受、夫より同夜五時井山村宝福寺迄罷越楯籠、番兵敵重ニ相廻り候由、右ニ付玉島・八田部・庭瀬辺より追々注進有之、且亦援兵差出し呉候様頻ニ申来、昨夕八時頃より大騷動、直ニ早馬ニ而磯村進其外名前除之并人数御城中所々江相詰武器等之儀も除之、敵は何も長と申事ニ御座候、船にて笠岡迄参り、同所江上陸、いまた船中ニ居残候者百五十

人計も有之趣、いつれ是も一緒ニ相成候儀と被存候、一長賊井山より楨谷筋江登り裏手へ相廻り候者之推察、今晚野山ニ而一戦相始り候儀と存罷在候、就而は婦女子杯は逃支度而已ニ而、御家中町在共昨夜夜通し、今日も同様大騷動、万端御推説可被下候、

(三の2)

相添候

別紙

一長賊案内者元倉敷大橋平左衛門養子平之介と申者之由、此者津山御領分大庄屋之子息、右ニ付地利案内故、右様速ニ相進申候由云々、

○四
寅四月十八日閩老水泉州江

当月九日御代官桜井久之丞支配所備中国倉敷陣屋江浮浪徒凡二百人程寄集、大炮打掛乱妨仕候趣相聞候ニ付、即刻為警衛人数差出申候処、最早陣屋焼失、死人手負等も御座候趣、右は近海より上陸仕右之及所業候由、同所市中寺院江屯集仕居申候、此上何様之所業相働哉も難計、依之近領戸川主馬之助領分撫川迄人数繰込居、

猶變動之模様ニ寄、倉敷表江猶又繰込可申候、近領之儀ニ付無油断夫々手配仕候、右之段不取敢大坂表御供之御老中方江御届申上候付、此段御届申上候、以上、

四月十日

板倉撰津守

右一件ニ付、近隣之侯伯蒔田相州・板倉伊州・松平又七郎・木下備中守・戸川主馬之助・山崎主税助より銘々届書差出、

○五

寅四月長州より芸州江伝へ差出候書面

(五の1)

大膳領内南郡屯集之内百四五十人計、当月四日夜器械

相携令脱走候ニ付、万一如何様之所業可致哉も難計、

早速行衛探索召捕方手配等敵重申付置候、畢竟右旨趣

如何之次第は儘ニ不相分候得共、追々も申出置候通、

国内情実ニ付而は鎮撫説得方苦慮不一形候処、一昨冬

以来之次第も有之、且昨冬主人父子年来之誠意士民一

統之情実をも巨細被聞召届被下候而、最早平常之御沙

汰をも可被仰出御事とのミ闔国奉渴望居候処、今度御

達振ニ付而は何欵不取留道路之風説をも伝聞いたし、

乍恐闔国意外之御沙汰振ニも可立至哉と疑惑之余憂憤

ニ不堪より差起候ニ而も可有之哉、何共不相濟次第ニ

付、於国元は勿論捕方手配等急速敵重申付候得共、他

国江罷出候儀も難計為念不取敢御達置候間、万一貴国

江罷越候ハ、被召捕被下候様致御頼候、此段幕府向江

も宜敷様御届被成下置被下候様仕度致御頼候、以上、

四月

毛利大膳

家老中

(五の2)

前文届書差出候付、四月十日闔老板伊州より左之候

伯江相達

松平阿波守

一別紙之通毛利大膳家来より申出候旨、松平安芸守より

相届候付為心得此段相達候間可被得其意候、

松平越前守

松平隱岐守

伊達遠江守

松平内膳正

右同断、

○六 蒔田相州侯より閩老江

相模守在所備中国領分井山宝福寺ニ致屯集候浪士召捕
方人数差向候処、楨谷之方江立返候様子ニ付、板倉伊
賀守様援兵城中手薄之趣ニ而引返相成、松平備前守様
援兵三軒家迄出張之趣ニ候得共、未到着相成不申、然
処賊徒引返小山寺江楯籠、去ル十三日丑之刻致発炮候
ニ付、夫々人数等手配、大小炮打掛及戰爭候処、賊徒
より之大炮ニ而陣屋内左之通焼失仕候、

東之方
郡会所沓ヶ所 組長屋沓ヶ所

学問所沓ヶ所 長屋三ヶ所 西門沓ヶ所

右之通御座候、此上少人数ニ而戰爭之勝敗難計致心痛
候趣、在所詰家来共より注進申越候、相模守儀は兼而
肥後守様江願濟之上手人数召連、去ル十五日在所表江
出立仕候趣申越候付、不取敢此段先御届申上候、以上、

四月廿一日

——家来

小倉熊雄

○七 閩勢州侯より閩老江達

(七の1)
去ル十四日於大坂表井上河内守殿より木下備中守同所
詰家来之者被召呼、別紙御書付ニ通被成御渡候段、木
下備中守より通達有之、依之写相添此段申上候、以上、

四月廿二日

閩 伊勢守

(七の2)
別紙

毛利大膳家来南郡屯集之内百四五十人計当月四日夜致
脱走候由、大膳家来より申出候旨、松平安芸守より届
出候、右は去ル十日備中倉敷御代官所江及乱妨、其後
近領致横行居趣ニ付、人数差出早々討取候様可被致候、

(七の3)
別紙

松平三河守

三浦備後守

木下備中守

伊東播磨守

右之面々江討手被仰付候、尤松平備前守・板倉伊賀守・板倉撰津守江は先達而討手被仰付候間可被得其意候、

〇八 同侯より再度闍老江達

(八の1) 去ル十六日夜、於大坂表板倉伊賀守殿より同所詰家来之者御呼出相成候処、当時詰合無御座候付、用達之者より其段申上候処、御達御書付被成御渡候段、用達之者より申越候、依之別紙相添此段申上候、以上、

四月廿四日 関 伊勢守

一 (八の2) 別紙

毛利大膳家来南郡屯集之内百四五十人計当月四日夜脱走いたし候由、大膳家来より申出候旨、松平安芸守より届出候、右は去ル十日備中倉敷御代官所江及乱妨、其後近郷致横行居候趣ニ付、別紙之面々江夫々討手被仰付候得共、此後賊勢増長候而は不容易儀ニ付、御暇被下候間、早々兎足可被致候、姫路城之儀は兼而御着城ニも被仰出候事故、御警衛筋夫々及差図、人数は早

速差出、其後賊之形勢ニ奇、其方儀も出張諸家討手之家来をも指揮いたし速ニ討取候様被仰付之、

右之通酒井河内守江相達候間可被得其意候事、但外近領之諸家江も右同様達有之候由、

〇九 寅四月廿五日闍老松防州より達

(九の1) 松平因幡守 松平土佐守 伊達遠江守

宗 対馬守

毛利大膳父子始御裁許ニ付而は、赤坂今井村元吉川監物抱屋敷ニ被差置候同人家来共御差戻相成候筈、尤船ニ而被差遣候ニ付、船中為警衛重立候家来差添、芸州広島表迄差送、同所小笠原老岐守旅宿江相届差図請候様家来江可被申付候、尤御取締之為め御徒目付一人乗組候積ニ候間、委細之儀は大目付・御目付可被承合候、

一 (九の2) 水野出羽守

津輕式部少輔

戸田淡路守

毛利大膳父子始御裁許ニ付而は、元陸軍所ニ被差置候

毛利大膳家来共御差戻相成候筈、後文前同断ニ付略ス、

一(九の三)

秋元但馬守

板倉主計頭

同文言、毛利淡路家来共、

関 伊勢守

加藤遠江守

竹腰龍若

同文言、毛利左京家来共、

木下飛驒守

堀田摂津守

同文言、毛利讃岐家来共、

右之通達有之、

〇〇

寅三月十九日関老松防州江

外国条約書之内異議有之面々は無腹臆以書面可申上旨、

去丑十月中於大坂表御達被置候ニ付、可成丈早々以書

面大坂表江申立候様御達御座候処、右は去十二月中同

氏信濃守より別段存付候廉無御座候旨封書を以大坂表

小笠原老岐守様江申上候儀ニ御座候御達ニ付、此段申

上候、以上、

真田信濃守家来
比沢職之助

月日

〇一
寅三月廿五日加州侯より関老水泉州江再応隠居願内

意書被差出候処、付札左之通

覚

再応内願之事ニ付、表立願書差出不苦候事、

〇二
寅四月四日阿州侯より関老松防州江

(二の1) 拙者儀、老年と申ニも無之候得共、持病之疝積追々相

募、加之多病相成、至極致難儀候ニ付、彼是加保養候

得共、諸症種々相悩何分離防、近頃別而不出來罷在、

全快出勤可致体無御座候、依之隠居被仰付同氏淡路守

一村瀬川江

番頭

山岡左馬允

江家督被下置候様相願度心得ニ御座候、淡路守出府之

上相願可申候処、長防御所置濟迄は在国罷在候儀ニ付、

一上之関

家老

益田宇門允

不苦筋ニ候ハ、父子在国之低隠居家督願書指出候而も

一番所掛人員二百人

家老

稻垣弾正

不苦儀ニ御座候哉、此段御内慮相伺申候、以上、

人員八千人

徳山

毛利讚岐

三月五日国許日付

松平阿波守

一中之関

徳山

毛利讚岐

人員八千人

(一一の二)

一拙者養方從弟国許罷在候蜂須賀大和娘、嫡子淡路守江

一中之関

徳山

毛利讚岐

致縁組度願濟之上、在府之節婚姻可為相整之処、長防

一下之関江

人員一万五千人

後見

奇兵隊組

御所置濟迄は在国罷在候儀ニ付、不苦筋ニ候ハ、於国

一山口江

後見

毛利讚岐

方婚姻為相整申度、此段御内慮相伺申候、以上、

人員三万人

清末

毛利讚岐

三月五日

松平阿波守

一山口江

後見

毛利長門

(一一の三)

付札

覚

後見

家老

福原伊勢

内意之趣不苦候事、

大番頭

家老

福原伊勢

一三

寅四月上旬浪花来状中長防人数配之由風説

大番頭

家老

福原伊勢

関 新右衛門

側人 上原 數馬

山崎勝右衛門

石留 千許

蔭山 要人

長井 助内

森 古左衛門

山内源右衛門

山西七五三允

番頭 二百人

藪田 貢

鉄炮組

横山 弘

大 炮組

人員五万人

諸 家中

但番頭江百人ツ、付添、此人員凡三千三百人程

出勢四万人

鉄 炮組

一 浜手

後見 長府 毛利 左京

大 炮組

一 萩城下五里程手前海岸辺固

奇 兵隊組

諸家中 二百人

出勢五万人

奇兵隊 五百人程

一 山坂固

三百七十ヶ所

一 萩江

毛利 大膳

付添 吉川 伊達

一四 大坂書状之内但三月廿七日仕出四月初旬着
(二四の1)

毛利 撰津

長府清末江之使者三月六日帰芸、翌七日左之趣關老

家老 国司 備後

江達相成、

大番頭 五十八人

一府中ニ而用人庵原半左衛門江書付相渡、家老代某を以

左之通、

御達之趣ニ付、遠路態々御使者を以被仰越御書付落

手仕候、左京儀御相对可仕管之処、病褥ニ罷在不任

心底候ニ付、此段私より御挨拶仕候段申聞候、

一 清末ニ而張見小次郎江書付相渡、家老内藤忠太郎返答

左之通、

今般御達之趣ニ付、以御使者被仰越御書付慥ニ落手

仕候、讚岐儀御相对可仕之処持病之脚氣、其上風邪

ニ而臥居罷在、不本意之次第其儀無御座候間、宜御

挨拶仕候様申聞候、

三月朔日

(一四の2) 右両所より口上ニ而左之通、

一 御達之趣山口表江申聞御請従是以使者可申述候由、

三月朔日於山口表使者請引、

家老

根 来 上 総

一 従是御請可仕旨

三月四日於徳山使者請引、

家老

福岡五郎兵衛

一 右同断

三月七日於岩国使者請引、

家老

吉川 勇 記

一 先月廿二日、小笠原老岐守様より御家来御呼出ニ而私

儀早々広島表江可罷出旨御書付を以御達有之候段、御

使者を以被仰下承知仕候、御請之儀は何分従是可申上

候、以上、

三月

一五

○ 三月十七日於大坂関老松伯州より歩兵奉行江達

芸地より此後申越之模様ニ寄、直ニ御陣営場所為見分

御目付新見相模守出張取調之事、

一 前段御模様ニ寄一役一人出張之手筈御内命之事、

一 国許江人数揃置候様兼而御達ニ相成居候諸侯江出張御

達、即刻付属之軍目付出立之事、

一 先鋒御総督御出張引続ニ番隊はしめ御道筋追々出張之

事、

一諸侯江出張御達ニ相成候ハ、御中軍於講武所勢揃之事、

一道中兵糧廻し方、

一人足遣方、

一小荷駄備之牛馬、

右は御勘定奉行江取調御内達之事、

一船路出張之向并御供惣体荷物運送船取調、当所町奉行

江御達之事、

一御陣營取建諸器械并人足取調候様御作事奉行江御達之

事、

右之廉々其筋江急速御達相成候様子ニ御座候云々、

○一六 寅四月四日上使關老水野和泉守

松平筑前守

加賀中納言

名代 前田大藏大輔

中納願(言脱カ)之通隠居被仰付、筑前守江家督無相違被下、国

中広き儀ニ付、政事向猶更無油断心付可申、且又中納

言儀心静ニ保養を加へ候而無事ニ可能在旨上意ニ候、

◇第一五七号 寅五月七日報告〔玉里島津家史料一〕

(表紙)

(付箋)「第三百五十九号」

蒼峰 献議

〔寅五月中附録〕

南部弥八郎

一 蒼峰 献議 文久二酉年

表坊主長坂清寿隠居後 蒼峰と号し候由御座候

乍恐以書取奉申上候、

微賤之私、文政年中父清寿年来出精相勤候ニ付、私儀表

坊主江被召出難有仕合奉存候、然処其後父清寿義大病ニ

相成候節、御時計之間勤被仰付、水野出羽守様・大久保

加賀守様御在役之節、御用部屋勤并御年寄方御手元書留

兼被仰付、就而は父清寿以来加賀守様江は御懇意御出入

被仰付、於私も同様被仰付、毎々罷出候処、御用部屋勤

被仰付候上は、別而御懇意ニ被成下、遂ニ奥向迄罷通り種々御用向等も相動候義往々有之候、偕加賀守様未御年寄役不被為蒙仰候以前より、乍恐

文恭院様御振廻御驕奢之趣、且御官位御前代未曾有之御昇進之御次第等、深く御配慮有之候処、御年寄役被為蒙仰候より御同列江御相談有之、度々被及言上候由及承、既ニ御同列様御噂ニも加賀守様は小胆ものにて自己拾万石之格合ニ而、公儀御格合ニ引当候様相見候杯、私共江御沙汰有之候、加賀守様思召ニは全く、文恭院様御驕奢之御振廻被為在候儀を殊之外御苦勞被成候儀は、上ニ驕奢之御振舞有之節は、必下其弊ニ泥ミ候様相成、行末は上下困窮いたし、非常之所行御出来、遂ニは他家之為ニ被伺候様相成、且又外夷之為ニも内乱を被觀候様ニ相成候事必然之道理ニ御座候、其上外様家ニも其機會ニ乘し、三百年之太平御恩沢をわすれ御隔意ニ相成、天子を奉擁尊、徳川家江御敵対致し候様相成可申候間、上様御驕奢之御振廻を奉諫止度と毎々御噂有之候、然処天保六年未秋九月初旬、加賀守様御宅江被召寄被仰聞候

ニは、近来国々ニおゐて内々貿易いたす族も有之候様致風聞候、此義は甚天下之御大事ニ而、盛ニ行はれ候節は騒乱之基本と相成可申候間、同列共以之外致心配候、就而は貴様ニは和漢共聊心懸も有之、且遊芸も被嗜候と之事ニ有之、且年輩と申至極と存候間、天下之御為ニ隠居いたし候而、国々遊歴之上、其風俗を伺、御為筋と相心得候義有之候ハ、早々婦府被致候欵、又は密書を以自分共江可申越様致度旨被申聞候ニ付、即日帰宅之上親類共江も及相談隠居願、且跡式悴清ニ江被下置候様相願候処、早速被仰付、依之同年十一月中旬ニ江戸表出立仕候而、九州辺江罷越候処、其節は先穩便之様子有之候而三ヶ年相立、酉年春大坂蜂起之趣相聞候間、即刻大坂表江罷帰様子承居候内、無程相鎮候ニ付、翌戊午罷帰候、乍然九州辺、西国辺其頃穩便とは乍申、薩州家は隣国之人民を愛憐し、自国富強之策有之候様粗見受申候、肥後細川家同様とは申なから、是は隣国と致約束、相互ニ富強之策略有之様子ニ御座候、又肥前鍋島は疆界論等相立、他領を掠奪致候趣風聞承り、全くは自国堅強之策略と奉

存候、其余之國々自國富強之策、且少々ツ、夷國と貿易いたし候も有之候様風聞承候、其外中國筋は花美を好ミ、士風情弱ニ外見を飾り候事、尤撰播ニケ國は士民共利をこのミ遊芸を嗜候様ニ見受候、大坂より京都江罷越、東海道致旅行、帰府之上加賀守様江罷出、内々申上置候、其後天保十二年丑春又々江戸表出立仕候而、紀州より四國江相渡、播州路江上陸、山陰道北國筋相廻り候処、紀州御封内は士民共驕奢ニ流れ、多くは風雅遊芸を好、武道衰弱之様子、上下共利潤をた之ミ候趣有之、四國山内家ハ堅固ニ有之候、本ノマ、奸佞節儉を守、國民撫育之筋行届、御用ニ相立候者と奉存候、乍併文武は手薄ニ相見候、其余は因循姑息之風ニ而無論と奉存候、山陰道有力之者無之様見受候、北國筋は福井家従来懶惰ニ相流れ候処、聊改革有之、追々秀康公之御遺風ニ復候模様と奉存候、加州本枝家は銃を蔵し、表ニ乱舞等嗜ミ、外見は更ニ相分兼候得共、大聖寺家は嗣主内乱之様子風聞承り、夫より江州勢尾江相廻り候得とも無力之者はかりニて、彦根家は偽欺之風行はれ、下々難渋之様子ニ有之、藤堂家ハ自

國富強之策専らに行はれ、金銀米穀之相場自己に相立、他國之金銀輻湊いたし候術有之候、尾州御封内は其頃御家督創ニ而御改革有之候得共、従来懶惰之御弊風有之候、夫より東海道罷下、弘化元辰年帰府之上水野越前守様江罷出言上ニ及候、翌巳年江戸表出立仕、中山道・信州・越後・奥州路より関八州相廻り、三州迄罷越帰府仕候、偕此度之廻國は越後榊原家ハ専ら節儉を守、質撲を主といたし候様相見、且溝口家も小身ニは不似合富強之模様ニ有之、乍併節儉相守候風俗と見受申候奥羽ニケ國は更ニ困窮家ニ而、只佐竹家之ミ富強と相見候、其余仙台家ニ而も近年改革之模様有之、会津家は上杉家之古風を被學、其頃は名有而実は乏敷相見、酒井家ハ領内ニ豪民有之候間、世間ニ富國之評有之候得共、是又実は乏敷、乍併下民撫育行届候様子、水戸御家は節儉を被守、万事御政事被為行届候、自然富強之御國と可被為成候様見受候、乍併輕卒之國風ニ而重大之処ハ乏敷相見候、右之通相廻り、嘉永元申年帰府仕候而委細相認書取を以言上仕候、其後も兩三年相廻り、又候書取を以御用部屋

迄差上候、其後嘉永六丑年不願微賤書取差上候処、其節御沙汰ニ、以来は夫々役筋を以可差上旨被仰出御下ニ相成、依之御坊主頭江差出候処、御落手ニ相成候旨承知仕候而安堵仕候、何分ニも先年相廻り候九州・西国筋難心得模様も相見候付、今一応相廻り御為筋ニも相成候儀有之候ハ、言上仕度と存付、安政元寅年御地出立仕、今西年迄八ヶ年之間国々相廻候処、存寄之通天下人心騷擾類乱之極ニ相及候様乍恐奉存候、其子細は寅年以来皇国夷狄之御通信ニ相成、天下貿易御許容被仰付候始末、夷ニ天下類乱之基ニ御座候様乍恐奉存候、借交易之儀は始百年来薩州家ニ而内々取行居候処、自国ニ而は偏土狹隘之土地柄故、家来小松彦八郎と申者ニ被申付、越後新潟・加州金沢・摂州兵庫・奥州仙台・下総銚子以上五ヶ国之町人とも追々利潤を以引込、内々交易被致、其元入等は薩州家ニ而いたし居候処、越前守様御勤役中加州之町人より露頭ニ及候付、嚴重御停止ニ相成候、夫より薩州家遺恨ニ被思、兼而水戸御家風は万事輕卒ニ而与し安き風俗を見込候故、前中納言様江種々取入、越前守様御事を

被仰立候、其後御同人様御退役ニ相成候砌、仙台家来江同所并新潟町人兩人相添獵船ニ打乘異国ニ相渡、薩州家之宿意を打明し様子有之候付、則寅年米国浦賀江致入港候は、全 本朝之虚実探索仕候ニ御座候、然処米国存込之通段々成行候間、自然我意増長之仕合ニ相成、薩州家は水戸前中納言様御心中を奉察候而、表ニは外夷を惡ミ、一橋刑部卿様を以將軍御相統を奉推尊、其上阿部伊勢守様江取入 文恭院様御例を以 温恭院様江御縁組を被相願、且水戸前中納言様御仕向之儀等種々被申立、右故徳川御家・水戸御家之御間柄も遂ニ御隔意被為成候事ニ御座候、是夷ニ天下之御一大事と乍恐奉存候、并ニ是等之策略は已ニ薩州家来小松彦八郎・堀次郎左衛門等之奸計ニ出申候、然処宰相殿・薩摩守殿死去被致候後、同姓和泉相加り、様々算策仕候間、天下之嚮望ニ随ひ一橋刑部卿様を將軍家御補佐といたし、越前先中将様を天下之大老職ニ推挙いたし、自分主人并陸奥守殿・肥前守殿・大膳大夫殿以上五人を同列と定、天下之御政事ニ相管し候欵、又は 將軍御上洛被為遊候様之 勅命有之候欵、以

上二ヶ条関東ニ而御引請無御座候節は、天子を奉擁尊、天下を五ヶ国之人数外ニ肥後・筑前を始、天下之人数催促いたし、夷狄征伐、且徳川御家違、勅之罪科を鳴らし御敵対いたし候模様ニ及承候、乍併細川家・黒田家・有馬家・立花等又は阿池田・宇和島・阿州・津輕・上杉是等之家々ハ薩長等之差図ニ而は容易ニ動揺は仕間敷、尤御用心可有之家々ハ薩長肥前は不及申、藤堂・山内・佐竹・真田・水戸御普代(譜)ニ而庄内・酒井・小倉・小笠原ニ御座候、乍併小笠原家は別紙ニ申上候通家風甚悪敷、謠案を嗜ミ、士風情弱ニ御座候間、左迄之事は有之間敷と奉存候、其余家々之儀は別紙ニ相認奉指上候間、御賢察之上乍恐御所置奉願候、度々右之手段有之候付、来戊年二月頃ニは島津和泉参府と唱、京都江立寄、所司代より奏聞ニ及ひ候欵、直ニ近衛殿江罷出、及、奏聞候様ニ多分可相成と奉存候、長州家も最初宍戸九郎・永井雅楽を以伝、奏・議、奏迄書面差出候、其後長門守殿帰国と唱致上京候旨薩州江御談有之趣承候間、即日薩州を発足仕、長州江罷越候而模様伺合候処、風聞之通彼是騒立候様子

ニ御座候、其外沿辺之諸家共何となく騒敷有様ニ見受申候、其内穩便之家は豊前小倉、中国筋より東海道辺ハ至而平穩之模様、乍然其家々ニも文武之世話出来候族も間々有之様見受候、又は太平ニ浴し懶惰ニ流れ候ものも有之候、其土地々々国風は先年より致見聞候通委細書取別紙ニ而差出候間、乍恐御賢慮之程奉願上候、何も右之始末ニ而有之候間、幾重ニも御英断之上、天下之御政事御一洗有御座度乍恐奉存候、万一此忒ニ而御成行相成候節は、実ニ以天下之御一大重事此上無御座候、既ニ先年御大老職掃部頭様於桜田御登城懸浪人共狼藉ニ及ひ、御同人様被為負手遂ニ御死去被致候儀は天下人民憤怒之所為ニ御座候、扱子細は夷狄交易、且、皇国を致横行、其上諸品彼国に相渡、総而高直相成、万民困苦ニ差迫り候より有志之族不堪憤激、無抛右之始末ニ成行候間、万一御改革等不被為在候節は又々御年寄様方江狼藉等致候ものも可有之と、乍恐奉拙察候、且浪人共之狼藉等は天下之小事ニ有之候得共、前書申上候通、諸家四方ニ起り立候様相成候而は、実ニ無此上御一大事と乍恐奉存上候、就而は

此上御变革筋申上候は誠ニ以奉恐入候得共、不願陋賤御取用之有無ニ不拘書取を以奉指上候上は、何程之罪科被仰付候共聊遣恨無御座候間、不憚 天朝 幕府以箇条左之通書面ニ奉申上候、

一第一、天下之御政事御变革之儀は乍恐 日光様御創業より御三代様迄之御振合ニ御基、 八代様、且松平家翁様御勤役中之御時政御取用被為在候様仕度奉存候、
一第二、御上洛早々被為在度、其節御供ニ被召連候家々、御普代衆は申迄も無之、国主外様衆迄被召連、尤以前に御普代衆之内ニ而、忒拾万石より五六万石迄之内ニ家も来三月迄ニ京都鎮撫之御役被仰付被遣候様被為在度候、其儀必来春早々天下之浪人共京師ニ相集候様相成候間御用意奉希候、就而は従来 公儀御役筋之者旅行被仰付候砌は、人馬休泊賄料多分頂戴致おり候を自己之儲ニいたし、其国々駅々ニおゐて御定と申立、纔之賃銭差出、其上手違等有之節は彼是と御威光を以難題申立、其所之役人共を引連、剩聊ニは候得共、酒代等掠取候族も多分ニ有之、此義は京都宮家・堂上方之

家来衆ニも間々有之候而、地頭・領主不容易雜費相懸計ニ而も無之、下民之者共甚難渋仕候儀ニ御座候、付而は此度御上洛被為在候折から、此辺之義至而小事ニは御座候得とも敵敷被仰出、万一右様之所作致候もの有之候ハ、敵科ニ被仰付候様相成候ハ、自然相止り天下人望之基開共可相成、且堂上方衆も自然と弊風相改候様可相成と乍恐奉存候、

一第三、御年寄様方御始末々之御役人迄、正議之御方を御用被為在、当時之御役人は夫々御撰抽被為在候御所置願度奉存候、其外天下之人望も被為在候得は、一橋刑部卿様御補佐越前中将様御大老職ニは御家柄ニ而、先規御例も被為在候間、刑部卿様御助言と被仰付候様被為在度、其外御役筋は其家々之家格ニ不拘人才を御撰奉被為在度、乍恐奉存候、且是迄は御役家ニ而御内玄関ニおゐて諸家之使者相受候儀、賄賂之道を開候筋相成来候得共、是全松平家翁様御勤役中表向ニ而聞入兼候筋有之候而相始候儀ニ有之候処、此儀は衆翁様格別之御人材ニ而被為在候間済来候得共、其余之御方様

ニ而は却而御弊政相成候間、以來断然と御停止被為在度奉存候、

一第四、御先例ニは 上様御年齢御廿五歳ニ被為成候迄ハ、天下之御政事向万端御大老職江御委任被為在候付、御側御用人を以総而御政事向言上ニ及候御先規ニ有之候得共、当今御時勢不容易御事ニ被為在候間、仮令古典ニは御違背被為在候共御表江 出御被為在、大小之御政事御聞濟之上御所置奉願上度候、且京師宮家・堂上方江も大小一々ニは無御座候得共、御相談被為遊候様仕度候、就而は当今閑白職ニ被為在御座候九条殿ニは、専ら利潤を御嗜ミ、金銀を以人々を撰挙被為在候等之儀間々有之、且天下御悪評も有之、且奸人ニ御一味被為在御古典を被為廢候条、実ニ非理之御振舞有之候間、御辞職ニ相成、一条殿欽近衛殿御隠栖ニは被為在候得共、着飾有御座而閑白職被為蒙 仰候様乍恐奉存上候、

一第五、夷狄交易之儀從來成行候御事柄ニ御座候得は、今更断然と御断切ニも相成間敷候間、横浜・箱館ニケ

所之儀は敵敷御断ニ相成、旧例之通長崎并致來候薩州槇島右ニケ所ニ而交易御許容被仰付、槇島は元來薩州領内之事故薩州家江被為任、長崎之儀は奉行職御休役被為遊、黒田・鍋島両家江被為任候而、異国之応接之儀は総而和蘭・英吉利等之國は 日光様御朱印御下ニ相成居候、万事応接之儀被仰付候欽、又は国司江被仰付異国江相渡、此方より差向交易ニ相成候欽、両計之内乍恐相願度奉存候、

一第六、徳川御家政之儀は古來 上様大奥ニ被為在御座候節は、上臈衆・局・御年寄を以御政事向言上被及候事往々有之、此儀は上ニ賢明之君被為在而、下ニ俊哲之臣有御座候得は甚便利ニ相成候事ニ御座候得共、左様無御座候而御庸君と奉申上候も奉恐入候得共、上下共凡庸之御人柄ニ有之節は却而大弊を生し候様相成既ニ 文恭院様御代頃より大奥江取入、諸家來は官爵、御旗本は御役被仰付候様賄賂手釣を以被相願候從來之御弊風と奉存候、且天下に、古來隠御目付御差出相成候儀は御庭御掃除之者、又ハ御鷹匠・御鳥見之者等被

仰付候故遠国江参り、段々居馴染候より所之役人江取入、彼是と申偽、金銀等掠取候者間々有之、又は元来小身微賤之もの故利之為ニ被引込、遂ニ情実を打明し、御用ニ相立兼候族も間々有之、是は日光様為思召小身之者之一助ニも相成候深御配慮ニ而、其人柄を御撰直ニ被仰付候儀共と承居候処、近来ハ人材ニ構無之、順番を以被仰付候様相成候間、右弊風相生し候次第ニ御座候以来は奥御小性・御小納戸衆、又は重御役柄ニ而御役被成御勤候様仕度、既ニ日光様御代より近代迄重御役柄ニ而、御府内は申迄も無御座、遠国迄被参候、御方様ニは酒井讚岐守様・板倉周防守様・松平伊豆守様・酒井雅楽頭様・松平柔翁様等之御方々密々被相廻候御先規も有之候間、若御一大事之御事有之候ハ、御自分御側衆之内而三人被召連穩便ニ御探索被為遊候上は、事情儘ニ相分候故、自然天下公平之御所置も相立候様乍憚奉存候、

一第七、近来新吹金銀古金銀と甚相違いたし、却而天下人心を失ひ、徳川家御威光も相落候基開ニ御座候間、

古金銀之通被仰出、金銀相場之儀 御四代様迄之通日光様御定之御例を以上下中和之相場ニ御定被為遊候様仕度、且米穀相場等も国々之豊凶ニ随ひ高下も有之候得共、百俵ニ付金百両より六拾五兩位を高と御定被為遊、若亦御定直段より高直ニ相場相立候者は厳重被仰付候欵、又は年々御上納米御積儲ニ相成候式百七拾余万石を御糶米ニ被仰付候様仕度、借亦近来は諸家共困窮致し居候間、其家々分限ニ随ひ御下金被仰付、其金銀は吹上梅林御構内ニ有之候金銀高分銅を以通用金御吹立ニ相成、御下金相成候節は自然世界融通ニ相成家々優富ニ相成候得は金銀米穀其外諸色も下直ニ相成可申と乍恐奉存上候、

一第八、近来御弊政と申上奉り候は奉恐入候得共、内親王様御縁組被為在御座候御事は 皇国開關以来未曾有之御事ニ御座候、是迄宮家衆より御縁組被為在候而も不容易御事と乍恐奉存候処、此度之御事御内実如何被為在思召候哉、今度御所置善悪ニ随ひ徳川御家之御興廃ニも相係候様乍恐奉存上候間、御大礼御滞無御

座被為濟候上は、猶更前文申上候通不日御上洛被為在、是迄奸人共中間ニ相立、奉壅敝候御託を直ニ御 奏聞被為及、御実情御通徹ニ相成、

公武御合体被為在候ハ、実ニ天下泰平不遠と乍恐奉存上候、是御弊政之御一ヶ条とは乍申、御取扱振ニ而無此上徳川御家之御僥倖と可相成候、掃部頭様御家督無相違被仰付候御事柄世上様々致風説候儀如何ニ被為思召候哉、実ニ掃部頭様御場所ニ而御落命有之候義ニ御座候ハ、井伊家御改易之儀可被仰付処、左は無御座候而其假ニ而被為濟候、然処私其頃薩州ニ罷在候処、右偏土之地柄ニ而も紛々下説いたし候様ニ而ハ痕跡も無之儀を天下人口ニ相触候様之儀は有之間敷と乍恐奉存候、其余異国金銀御取用相成候義是等之儀は奉申上迄ニは無御座候間、御尋も有之候ハ、遂一愚存之程可奉申上候、

右数ヶ条は実ニ微賤浅学之算策之儀ニ候得は御取用之有無は更ニ不奉願上候得共、実以当今不容易御時節ニ御座候間、大御变革無御座候而は 將軍職は申迄も無

之、徳川御家御興廢ニも相係り、遂ニは御祭典も相絶、徳川御家と申は天下ニ離候欤、称尊致候もの無御座候様可被為成候哉と、乍恐奉存上候、何卒御上洛被為在、尊 王之道第一ニ被為行、日光様より御十余代之御余光を 皇国人民奉仰望候様被為遊、是迄之御弊政御一洗被為遊、格外之御变革被為在度乍恐奉存上候、左様ニ相成候得は、上は

宸襟を奉安、下は 皇国人民安堵之基ニ御座候、偕亦皇国人民は 天子より徳川御家江御付属之物ニ御座候、則

皇国は
天子之御宝土ニ而徳川之 皇国ニは無御座候、若徳川之皇国と被為思召節は独夫之徳川ニ而遂ニ他家江人民御付属有之候様可相成は必定之理ニ御座候、依之以来天下之御一大大事ハ御上洛被為遊、天下之諸家を京都江被為召寄御算策之上

叡慮御伺被為遊候御上ニ而諸家江御下知被為在候様願度奉存候、其余之御事柄は徳川御家政ニ被為在候間、

御連枝御一門を奉始、溜詰御普代衆ニ而御建策被為在
天朝江御伺被為遊候上ニ而御所置被為在候様仕度候、
是則先哲申処、一家之政事治国平天下之規則共可申候、
左候得は、

皇国は徳川之皇国ニは無御座候共、自然徳川御家之
皇国と申ものニ御座候、偕天下之御一大事、漢土其外
異国ニ被為對而之御所置、人民生死ニ相係り候御事、
且治乱鎮撫是則一天下之御一重事と申候由、人民死生
は小民罪科有之、死罪ニ被仰付候節は国々家々ニ而徳
川御家江達上聞、夫より

天朝江奉 奏聞候御事ニ御座候、五代様迄死罪一刑被
為所候節ハ、必関東より飛札を以奉 奏聞候事ニ而、
其後は一々

奏聞ニは不被為及、年々暮ニ相成、飛札を以 奏聞ニ
被為及候様成行候、此義は

天朝を奉蔑、且亦人命を被輕候御事ニ相成候間、矢張
御旧例ニ御復被為遊、一々御 奏聞被為在度乍恐奉存
上候、天下諸家江被為對、夫々家政向取扱振御下知之

御所置被為在候を則徳川御家政と申候由、此等之御事
柄は、紅葉山御廟御宝蔵ニ有之候 日光様御定書天下
奏平御記総録ニ有之候御事柄ニ御座候、依之天下之御
政事大小共

天朝江被為達、其上御所置被為在候様被為成候ハ、
誠ニ 日光様御余光益相興り 皇国之威權掌握ニ被為
在候必然之道理ニ御座候間、則 皇国は徳川之
皇国ニ而、万代不朽之御基開と乍恐奉仰望候間、不顧
前後此段以書取奉申上候、再許頓首、
酉十一月

右は本文ニ相見得候通、天保六末年閣老之命ニ依り
数度国々を順歴、御国許江も罷越候趣も相見得、
且時勢之变革、幕府之失体を挙げ尤之筋も御座候様
ニ奉存候間、既ニ程過候書ニ御座候得共写取差上申
候、此段申上候、以上、

寅五月七日

南部弥八郎

◇第一五八号 寅五月廿五日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風 説 書

寅五月中

南部弥八郎

一 閣老より大小監察江

海外諸国江向後学科修業又は商業之為相越度志願之者は、願出次第御差許可相成、尤糺之上御免之印章可相渡候間、其者之名前并如何之手続を以、何々之儀ニ而何国江罷越度旨等、委細相認、陪臣は其主人、百姓・町人は其所之奉行・御代官・領主・地頭より其筋江可申立候、若御免之印章なくして窃に相越候者有之候ハ、厳重可申付候間、心得違無之様、主人々々又は奉行・御代官・領主・地頭より入念可被申付候、

右之趣可被相触候、

四月

右之通触出相成候儀は、先達而仏国江博覧会ニ付相越度者は願出候様と之儀有之、外条約各国ニ而仏江のミ相越候儀いづれも不承知之意味合有之、就中英吏共より種々申立及応接候より、本文之再触相成候哉ニ被窃申候、

二 寅四月廿六日閣老松防州江

(二の1)

去ル十五日夕、於京都松平越中守殿より家来之者被召呼、別紙之通以御書付被仰渡、長防御征伐ニ付而は、被仰出之趣も御座候付、備中国私領分玉島村役場江兼而人数差出置候処、去ル十日長州脱走徒入込、同国倉敷御代官所陣屋及乱妨候旨、在所江注進申越候ニ付、不取敢人数差出、猶亦今般依御達増人数左之通差出申候、

組頭一騎

物頭一騎

大目付一騎

郡奉行一騎

平士五人

徒目付一人

徒士七人

足輕三十人

右之通領分玉島村役場江差出候旨、從在所申越候、依之別紙相添此段御届申上候、以上、

月日 松平又七郎

(1192) 別紙

一 松平又七郎

長防御取掛ニ付而は、兼而御取締之儀相達置候趣も有之候処、毛利大膳家来南郡屯集之内百四五十人程去ル四日夜脱走いたし候旨、大膳より届出候、右は同十日備中倉敷御代官所江及乱妨、今以近郷致横行候趣ニ付、猶厚相心得、其領分江立入候節は、速ニ可被打取候、尤最寄領分は相互ニ応援不打洩様可致候、

四月

但本文倉敷放火等ニ付而は、小出侯其外近領之侯伯よりも届有之、

三

寅四月廿七日關老江達

(三の1)

当月十六日、於大坂表板倉伊賀守殿より家来之者被召呼、別紙写之通御書付彦通被成御渡候旨、在所表より申越候、此段御届申上候、以上、

月日 本多主膳正

(1193) 別紙

一 本多主膳正

毛利大膳家来南郡屯集之内百四五十人計当月四日夜脱走候旨、大膳家来より松平安芸守江届出候、右は備中倉敷御代官所江去ル十日及乱妨候は右之徒ニ可有之、就而は万一近江国大津御代官所江立入候様子ニ候ハ、速ニ人数差出討取候様可被致候、

四月

一四 片桐侯より閣老松防州江

芝伊皿子横町私下屋敷江、今日九時頃、兼而案内有之候通、英国人九人并警衛付添罷越、庭向一覽仕、直ニ引取申候、此段御届申上候、以上、

四月廿三日

片桐主膳正

一五 閣老并河州公用人より類役江通達

河内守儀、御用筋ニ付帰府被仰付、依之御供御免被成候旨、去ル十八日於大坂表御用番伊賀守様被仰渡、難有被奉存候、此段御咄合申候、

四月廿六日

但本文五月上旬参府相成候へとも、眼氣ニ而当分引入、尤御用筋は仙台侯江御使と申風説有之、

六

寅四月廿七日閣老松防州より達

松平安芸守

今般毛利大膳父子始御裁許ニ付而は、同人并末家家来

共、船ニ而芸州広島表江被遣候ニ付、安芸守手船震天丸、右御用中御雇上相成候間、其段相心得、猶委細之儀は大目付・御目付可承合候、

七

寅五月二日閣老水泉州より

小普請組支配江

石川又四郎支配
直之丞惣領

永島己子太郎

被召出御切米三百俵被下、小普請入被仰付之、

右之趣、其方宅江親類共呼可被申渡候、

但本文永島直之丞事、昨冬浅草出火之節、酒井侯新

徴組廻り方ニ被打果、寅四月廿四日知行所并屋敷共

被召上候段達有之候上、此節新規召出相成候事、

一八 寅五月朔日閣老水泉州江届

(八の1)

去月十日晝、備中倉敷御役所江浮浪体之者及乱妨候ニ

付、其節より追々別紙之通大坂表江御達仕候書面写夫々

指出、此段御届申上候様申付越候、以上、

五月朔日

松平備前守内

岩田七郎兵衛

(八の二)

別紙

一 今十日晝頃より備中倉敷御役所江浪士体之者百人計推
参及発炮乱妨之模様、倉敷近隣私領分之者より申出候
付、不取敢人数繰出申候、猶委細之儀は追々可申達候
得共、此段急速御届申達候、以上、

四月十日

松平備前守

(八の三)

一去ル十日不取敢御届申達候浪士体之者、同十一日晝備
中国賀陽郡井山宝福寺江屯集、今十三日晝、蒔田相模
守陣屋致焼討候趣相聞候付、追々人数差出、敵重手当
申付置候、此段御届申達候、以上、

四月十三日

松平備前守

(八の四)

一 昨十三日御届申達候備中国賀陽郡井山宝福寺江屯集
之者共、同国浅尾蒔田相模守陣屋江楯籠候段相聞候折

柄、於芸州小笠原老岐守殿より、右乱防之者共早々人

数指出討鎮候様御達も御座候ニ付、出張之人数江猶亦
厚相心得候様及下知候得共、南海岸之方江落行候趣ニ
付、惣勢跡を追懸候処、川船ニ乗連島之方江乘下候様
子ニも相聞候付、海陸共種々致吟味居申候、然処於其
地早々追討候様御達之趣、今十五日相達候付、猶又別
人数差出敵重為致穿鑿居申候、此段御届申達候、以上、

四月十五日

松平備前守

(八の五)

一去ル九日夜備中国倉敷陣屋江長州浪人と相唱多人数及
乱妨候よし、御代官より申立候付、人数出等之儀、大
坂表より相達候儀も可有之候得共、指出候儀ニ付、早々
人数差出討鎮候様可被致候、

四月

松平備前守

(八の六)

松平備前守

一倉敷御代官所江賊徒及乱妨屯集罷在候趣相聞候間、人数早々指出追討可被致候、尤板倉伊賀守・板倉楨津守江も同様相達候間、可被得其意候、

四月

(八の7)
一此間内追々御届申達候於備中国倉敷・浅尾及乱妨候者共之儀、昨十五日御届申達候以後、川船ニ而安江川乘下、龜島ニ而海船ニ乗替、沖之方江乗出候分も有之、又は領分福田新田并備中国之内江も致上陸候趣相聞候付、早速人数手配申付、精々探索為致候処、所々ニ而生捕并討取候者名前人数共、今日迄之処別紙之通御座候、此上精々致穿鑿居候間、追々御達可申候得共、先此段御届申達候、以上、

四月十六日

松平備前守

(八の8)
一 覚

前長州藩

櫛部坂太郎支配

生捕 西岡龍太 二十五才

同

同

長尾喜代熊 十六才

防州

同

山本義一郎 十四才

同

石田 恵 十七才

防州熊

討取

浅尾正之助 三十四才

福田新田備中ニ而

所持之合印ニ
奇兵隊

手負行倒死人

浦上為吉源忠成 と有之

但右之通届出候後、是は 公儀御役人様御

見分之上御取備被成候趣村役人共より申出、

死骸のミ残居申候、

右之外ニ生捕之者も御座候趣ニ候へ共、姓名等未相分

候間、追而御届可申達候、以上、

四月十六日

一(八の9) 備中国乱妨浪士共之儀、去ル十六日御届申達候以後、

私領分并ニ備中国之内共精々致吟味候処、最早残徒も無之趣ニは候へ共、猶潜伏之者も難計ニ付、手当之人数等相残、其余之人数は今日迄ニ引揚申候、且去ル十六日以後生捕候者とも名前、別紙之通御座候、此段御届申達候、以上、

四月廿日

松平備前守

一(八の10) 覚

蒔田相模守領分野辺村出生

当時浪士

立石孫一郎家来

生捕

惣十郎伴

池上惣十郎

同

虎介

右之通御座候、以上、

一九 於大坂監察より廻達

備中国致乱妨候賊徒、去ル十四日同国河辺川河舟ニ而乗下候処、芸州表より為討鎮被差遣候三兵隊御人数ニ

而討取及鎮定候付、被差遣候御人数并軍目付掃去いた

し候、尤残党散乱逃去候者も有之候ニ付、先達而相達候趣、猶嚴重可被心得候、

右之趣御供万石以上・以下并近畿・中国筋領分有之面々江可被相達候、

右之趣可達旨、伊賀守殿被仰渡候、依之申達候、以上、

四月廿五日

小笠原撰津守

田沢対馬守

一〇 寅四月廿五日達

一(一〇の1)

藤堂和泉守

京地之御用之筋有之候ニ付、兼而人数揃置、相達次第人数召連上京候様、所司代より相達候処、右御用被成御免、長防攻口之内応援被仰付候間、相達次第速二人数召連出張候様手筈可被致候、

一(一〇の2)

松平越前守

於備中倉敷及乱妨候浮浪之徒、其領分は勿論近領等江可相廻も難計ニ付、敦賀最寄江人数差出置候様、所司代より相達候処、最早其議ニ不及候間、最前相達候通芸州路遊軍之心得ニ而可罷在候、

一一
備中倉敷・浅尾等及乱妨候姓名

益田主税義昌 十七才
 福原仁直弘 十九才
 国司信濃民衛 二十五才
 益田家臣
 玉田九兵衛 三十才
 清水五左衛門 十八才
 柴岡一学 四十三才
 徳原柄市 三十才
 須野柳左衛門 三十才
 八田豊太郎 十八才
 本井雅 十八才
 木山忠次郎 十九才

国司家臣

高山夕右衛門 六十四才
 秋山源五兵衛 二十六才
 神三七兵衛 二十二才
 同 大次郎 四十二才
 同 十四才

国司主計 十七才
 島田兵庫 十九才
 白石間兵衛 四十七才
 一田源藏 三十一才
 同 伊豆 十六才
 岡谷益左衛門 十九才
 江見波右衛門 十七才
 同 五左衛門 十三才
 梶原三郎兵衛 三十八才
 京極平左衛門 五十才
 福原家臣
 福原広人 二十三才

一一
一二
倉敷陣屋焼払候跡建札

右之者共頭立候者之由、

浪士

中田忠右衛門	三十五才	同	源左衛門	四十九才	正木但馬守	四十九才
佐々木主城丸	十三才	同	熊谷治郎兵衛	二十才	同	源左衛門
藤原佐内	三十一才	同	小松大八郎	十九才	同	源左衛門
保兵衛	十六才	同	宇津木三郎	十四才	同	源左衛門
阿部岩右衛門	二十五才	同	同	十五才	同	源左衛門
須田奥右衛門	十九才	同	河村金平	三十才	同	源左衛門

倉敷村代官
桜井久之助

右之者、兼而奸徒盗国醸害条、不埒之至ニ付可加誅罪之処、此年出陣中ニ付、余党之処加誅戮本陣令放火もの也、

元奇兵隊義士
倉敷
村役人共江

一一三
寅五月二日閣老水泉州より達

堀 石見守

大坂表御警衛被仰付候間、人数召連早々上坂候様可被致候、

五月

一一四
筑前侯より閣老江相達

美濃守領分内江差置候三条実美始五人之者共、為御取締御目付小林甚六郎様三月廿三日蒸氣船ニ而領内江御着船、直ニ御揚陸、博多御止宿、同廿一日於箱崎駅美

濃守・下野守御出会仕、同晦日二日市駅江御越御居滞
相成申候、此段申上候様従国許より申越候、以上、

五月三日

内
永田直次郎

一五

寅四月廿九日加州候より

(一五の1)
加賀守儀、今般家督被下置候付、如前々無程帰国仕、

直ニ可申示令条、家例之件々も有之候処、御留守中は
惣而御暇不被下旨粗承知罷在、殊更結構昇進之御内意
も被成下候儀、御還府之上御礼申上候迄は、此俣在府
仕度存底ニ而候得共、時勢柄人氣一和之根基も無覚束、
いつれ政事向引請、直政殿重相整申度、品々難黙止筋
合も有之、機会ニ後れ候而は誠ニ痛心至極ニ御座候、
殊更一昨年京師変事之節、家中不居合族も有之、夫よ
りして加賀守病中とは申不都合も生し、其折柄中納言
所置殿重ニ取締申付候事ニは候へとも、方今種々之妄
説流言ニ迷ひ候所より、万一趣意取違、如何之気体相
合居候族有之間敷共難申、其上近来追々諸物価高貴、
当年ニ至り格段沸騰、国民困窮ニ迫り人心不穩萌も相

聞、心中不易、精議を尽し、取救之手段も申付度、夫々
見居、中納言も安心保養罷在候様取計度、乍心外不得
止此節柄恐入候得共、志願之趣先奉伺候儀ニ御座候、
尤一旦帰国仕、夫々政事向尽力所置申付候上は、京関
共御用途之節は、速ニ出登可仕心底ニ御座候、是等之
趣は各様迄及御物語候間、御噂之折柄可然御取成被下
度奉存候、以上、

四月廿九日

内
小谷兵左衛門

(一五の2)

五月五日左之通
覚

内意之趣一応尤ニ候得共、此度参府家督被仰付候ニ
付而は、御留守御警衛被仰付御統柄、旁当今御暇被
下候而は、在府御警衛相心得候面々江相響候事ニ付、
此節御暇之儀は難相整候間、暫在府候様可仕候事、

一六

寅四月十一日長州宍戸備後之介、芸州ニ而差出候願
書

今日御使者を以御達之旨謹而奉畏候、然処主人父子并興丸儀被仰達之旨有之、当月廿一日、御藩江可罷出と之儀ニ御座候得共、重大之事件ニ付、本末打合、猶今春以来追々申達候通、士民一統無余儀情実も有之、説諭方等手数相掛候は必然ニ候得は、主人父子興丸は勿論、名代之者逆も急速罷出候儀、如何可有御座哉、就而は、廿一日迄ニ御藩江罷出候儀、万一覚束なく候半と只管心痛罷在候、何卒右期限少しく御日延之儀奉願度候間、程能御取成可被下奉願候、以上、

四月六日

宍戸備後之介

一一七

寅四月廿一日大坂町人共出金左之通

銀壹万千貫目宛

同老方貫目宛

- 鴻池屋善右衛門
- 加島屋久右衛門
- 同 佐 平
- 米屋平右衛門
- 辰巳屋久右衛門
- 千草屋宗十郎

同九千貫目宛

同八千貫目ツ、

同五千五百貫目

同七千貫目

同五千貫目ツ、

合銀拾五万九千五百貫目

右之通相聞得申候、

一一八

寅五月關老松防州より

- 米屋喜兵衛
- 炭屋彦五郎
- 平野屋五兵衛
- 炭屋安兵衛
- 鴻屋重助
- 鴻池屋重兵衛
- 同 市兵衛
- 米屋七兵衛
- 鴻池屋善五郎
- 近江屋猶之助
- 加島屋十郎兵衛
- 鴻屋伊兵衛
- 山家屋権兵衛
- 塩屋伊三郎

(一八の1)

三番頭始江

西洋銃隊調練之儀ニ付、此度被仰出候趣は、形容虚飾ニ不抱、真実ニ修業いたし、御実備相立候様可被遊と之御趣意ニ付、畢竟近頃追々虚薄ニ流れ、着服等専ら洋風を模し、異様之冠物花美之筒袖・股引等相用、修練之実理を失ひ、漸々土風を破、一体之御趣意ニも悖り、以之外之事ニ候、以来胴服・陣羽織等洋製ニ不紛様急度心付、筒袖・陣羽織・股引も稽古之外平常着用不致、且練兵ニ横笛相用候儀も無用ニ可致候、万一此上心得違之者於有之は急度御沙汰可有之筈ニ付、銘々厚相心得、組支配江も急度可被申渡候、

五月八日

(一八の2)
海軍奉行始江

海陸軍伝習御開相成候ニ付而は、業前研究之儀は、格別相勵ミ速に御用立候様可心懸は勿論ニ候得共、若心得違平常之衣服等迄彼之風習ニ押移候様之儀有之候而

は、御国体ニも拘り以之外之事ニ候、一体洋字之儀は、彼之所長を採用候儀ニ而、平常之挙動迄彼に倣ひ候様之儀は決而有之間敷事ニ候、海陸軍之儀は諸向之規範ニも相成候事ニ付、右等一同謹慎、業前一途ニ心懸、実直ニ修業いたし、聊心得違無之様、支配役々并伝習人共江急度可被申渡候、万一心得違之もの有之候ハ、嚴重之御沙汰可有之候条、其段可被相心得候事、右、海軍奉行・陸軍奉行・御軍艦奉行・騎兵頭・歩兵頭・御持小筒組之頭・大炮頭江周防守達之、

一九
寅五月姫路候より閣老江届

(一九の1)
去月廿五日於大坂表御用番代板倉伊賀守様より家来之者被招呼、同氏河内守江別紙之通御書付被成御渡候旨申越候、依之別紙御書付写相添、此段御届申上候、以上、

五月七日

——家来
村上源右衛門

(一九の?)
一備中倉敷御代官所江乱妨之徒鎮靜相成候儀ニは候得共、

兼而被仰出候通、姫路城 御泊宿ニも被仰出候事故、

其方儀姫路表江罷在、御警衛筋夫々及差図、此後 御

動座ニも相成候は、其表より御中軍御供之儀、最前被

仰出置候通可被心得候、猶模様ニ寄相達候ハ、早々登

坂可被致候、尤此度出張人数之内分配、倉敷表迄差出

置家来共之儀は当分之事故、引払方は追而相達ニ而可

有之候間、可被得其意候、

四月

二〇
一長州本末藩士差戻一件

吉川監物家来

今日御引渡相成候趣ニ付、居屋敷退去仕候旨、廻り方
家来之者より申出候間、此段御届申上候、以上、

五月九日
秋月長門守家来
団井誠助

一兼而御預相成候毛利讃岐家来十一人、昨日乗船為仕候、
此段御届申上候、以上、

五月十日

木下飛驒守

一兼而御預被置候毛利左京家来廿九人、昨日乗船云々、

五月十日

竹腰龍谷

一右同文、毛利左京家来十九人、

五月十日

加藤遠江守

一右同文、毛利淡路家来共、

五月十日

関 伊勢守

秋元但馬守

板倉主計頭

一吉川監物家来、此度御差戻相成、芸州広島表迄船ニ而

被差遣、昨日乗船被仰付候ニ付、四家申合途中警固不

残端舟江乗組候処、風烈浪立ニ相成難乗通、端舟ニ而

一泊仕、今朝速ニ本船ニ為乗込申候付、此段御届申上

候、以上、

五月十日

松平因幡守内
洞 龍之輔

松平土佐守内
廣瀬伝太夫

伊達遠江守内
拓植 万作

宗対馬守内
山崎 東介

一長藩石田源七母、谷大膳侯藩塩尻源左衛門姉ニ而、依願右船ニ而国許江相越、

一長藩林清藏娘、京極下総侯藩合田文平身寄ニ付、預ニ相成居候処、右同断、

一同藩森重百合藏妻、筑州藩中西中要之続ニ而預ニ相成居候処、右同断、

右いづれも届書出ル、

一此節不易時節柄ニ付、小普請組并別手組共、夜中兩度ツ、城外巡邏可相勤旨達有之、

二二
一一 日本新聞第廿五号

西曆一千八百六十六年二月廿三日
我慶応二年丙寅正月九日

前月の伝信機報告ニ重大の疑件ありて衆人深く憂慮せしに、又倫敦より第一月十九日の日附にて上海に居留する一商人に告越たる趣は、英吉利と亜米利加との兩國間に戦争起りたる由なり、然れども我等半信半疑にして、敢て之を決定する事態はず、しかるに諸説紛々として起り、之を実事といふ者も少からず、因ておもふに、

近来日本・支那等に居住する英・亞兩國の人民、漸く其国の事情を解し、追々交際親密互市盛大に成行へき形勢なるに、もし右のとき事件あるに於ては、兩國の交通忽ち断絶し、右等の事も全く画餅となるへしと深く嘆息せしに、近日の信報に依て、此風説は全く偽なりしを知り、大に安堵をなせり、然れども此の如き浮説の行はるゝにも、全く右兩國の間に動もすれハ衅端を開くへき萌なきにも非ざるなれば、窃に嘆息せざる事を得ざるなり、

○

此頃記載すへきは亞國の信報にして、尚いまた其詳なるを知るに能はずと雖も、大統領ジョンソン君及び其宰相等の最良なる政務の所置なるか故に、速ニ之を看官に示さんとす、

リンコルン君死去の後、ジョンソン君其後事を営み終りて、扱自己の議論を衆人に布告し、国政を改正せんか為に、大に力を竭せり、其主意は、亜米利加合衆諸部をして、互いに親しく交通せしめ、且各部の人民、

共和政治の法に悖りて、独立せんとするの思慮をたゞ断しめん事を当今第一の急務とし、次に降服せし両党諸部を取扱ふべき処置を論議し、且務めて兵威を用る事なく、此邦を平治せんとするの趣意を述へり、

一 ジョンスン君の言にいハク、夫れ乱世の時に乘して起り、武威を以て民人を制服せるの政府は、国民を安堵せしむる事能はざるのミならず、却て民を勝敗の二党に分れしめ、是か為に永久不朽の怨を結ハしめ、且他国より移住する者なく、従来勉強せし民人をもみつから不精とならしむるの理ありと、此語亦以てジョンスン君の旨趣を知るに足れり、

一 亜国軍艦の數五百三十艘ありしも、今は減して百十七艘となし、又去年五月の頃迄殆と一百万ありし兵卒も、減少して五万人に至れり、去年十月朔日、亜国借財を會計せしに、大凡二十七億四千万ドルあり、ジョンスン君曰く、民間の借財は大に国民の勉強を妨げ、人心不和の基を開くものなれば、成へき丈速に之を払ハす

んは有へからすと、是に於て司庫官員と議定し、右の借財を毎年惣高六十分一ツ、払ひ、今年より三十ヶ年にて皆済すへきの処置を設けたり、

一 ジョンスン君は外国と親睦の交際を厚くせん事を専務とす、故に英国より先頃言出したる事件の如き頗る不満の事なれとも、敢て之に悖らず、穩和の処置を成すなるへし、

右五月十四日写取

一二 和蘭留學生某より内密報告

当地にイメレイキ報告あり、我國の為に甚憂ふべき所なれとも、果して其策の行ハるゝや否をしらす、子細は、英国のフレミエール、ハルメルストン、ミニストル、去月中死去す、是は有名之宰相ニ而、近来英國の政治穩ニ相成、漫りに他邦に対し干戈を動す事を不好、終始仏国と相表裡し、欧地靜謐を本となしたるは此人の功也、然処此宰相の死去ニ付、今迄ホレーンマッヘール、宰相なりしイーレルリュッツル、フレミエールの

変起りて、内外共ホリデーキ、ミリフチンクの変を起す
 ハ、万国のおなしき処にして、支那・日本も同様也、
 乍併英のとき公明制度法令アルコンチネネールの国にては、内治の
 順に変すへき理なきは更なりといえども、外政即ちテ
外国交際フトヤチーキの交りは測りかたき処也、然処此リュッ
 セルと云人は老年にて、久しく英の宰相成共、元来の
 習風を備へたりといふ、依て今欧地無事の折柄、他の
 欧地の外へ手を広げんとの私心ありと見ゆ、右ニ付、
 いま日本在留の英国ミニストル、パークスなる者は、
 其リュッセルの手先に兼而支那に於てチワロセチーキ
 に拝関せる人ときく、其人リュッセルと心を合て日本
 の政事を勞せんと欲する様子なり、其一証は、日本の
 情の事ニ付、色々此人の骨折にて政府の妨碍を開き、
 此度フルミュルとなり、愈此策を遂んと欲し、英国よ
 り秘使イリエム、某と申者を發し、魯國へ遣したると
 聞く、其子細は日本の交易兎角果々しからず、此上在
 再打捨置時ハ、何時に歐人自在交易せんこと計り難し、

故に条約を新に仕かへ、数多の港を開ん、夫ニ付色々
 と政府の落度たる処を取、難題を申出んと也、万一日
 本にて不聞入時は、干戈に及ふへし、さすれハ長州の
 件にて日本の手並も分りたれハ、償金の外策あるまし
 と云へり、然処魯にてはかへんせず、魯は元來欧諸國
 と相反したるホリチーキなれハ也、魯の云は、我國に
 ては元來交易を盛にするの意なし、日本と相和親すれ
 ハ夫迄にて可也、何も此暴策を以て交易を盛にするの
 意なしと答へたりと云、其後英公使李瀛生に其説を述
 し処、是も今日本と盛に交易する程の見込にもあらず、
 又戦争に及たる時に遣すへき戦艦も多分なけれハ、右
 策に同せずと断たりと聞ゆ、其已後英使和蘭に來り候
 処、和蘭にては、正大に断云は、交易の盛なるは港の
 多少によらず、又今日本国内に戦争杯あり、実に其政
 府のなし難き時に乘して色々難題を云はんハ、我日本
 と從來相和親する意を背けりと云に、右三ヶ國共、皆
 英の策を拒ミたれとも、残る処只仏國帝一人にて、是
 は如何成決定に及びし哉、いまたしらす、然処、愚考

を以てするに、私は近来要用の小地を取、英と相競て
 亜細亞に手を広げんと欲するの意底あれハ、いかにも
 計り難き也、其余イント等は計るに足らず、合衆國へ
 ハ英より別に飛脚を遣したりと聞、是詮する処、所謂
 世界の合縦連横にて、魯は秦のことし、英ハハ齊・楚
 のことく、我日本は其間に狭り鄭のことし、古はトル
 コにて引請し処、今は変して吾國と成たる也、此策に
 抛れハ、我对州を台湾のケイと唱候由、先年魯國の軍
 艦故なく我对州に抛りたる、是は其年の英のミニスト
 ル等支那に在留するもの、窃に我对州を取の謀あり、
 之を魯のミニストル聞て、直に軍艦に命して对州に來
 り据しめ、对州に向ふを拒きたりと云、数十日英の軍
 艦果して來り、魯人の已に來り居るを見て去れりと云、
 此説僕は從來あちらこちらに考へたれとも、若くは然
 らんか、今日形勢、若真ならハ我國危急の秋といふへ
 し、是は外国奉行は已に適せし人あり、日本にて成丈
 深謀遠慮を以て謀るべき所也、不然ハ忽ち大變を起す
 に至るへし、英ミニストル、パークスは此説に抛れハ

信すへき者にあらず、乍然私の（眞註）「仏教師ハ當時通弁官となりシカシヨンをいふ」
 センテリン杯決して頼むべきにあらず、必々後害を起す事あらん、要する処、
 我國にては正大公明にて欧州諸國と直ニ親懇を厚ふす
 れハ、おのつから害に遠かるへし、

眞の字極めて重々、何と成ハ間ミニストル杯東印度の
本ノマ、
 媒杯ありては情意相通せず、動もすれハフルスタン
 レホウシクの悪きより色々の事生すれハ、右輩の如何
 共仕方なけれとも、ベ学レールデの心得成事ならんと報
 し置のミ、

右年月不相知候得共、当時英のミニストル、パーク
 スは一昨年の冬來着仕候ニ付、多分其頃欵、亦是昨
 年正月頃の書状ニ御座候哉と奉存候、

二三

○

一 鹿特隄新聞第二号摘要

千八百六十六年一月十六日、即慶応元年乙丑十一月晦日也

英吉利

ケレントン外国事務宰相に任せし後、其前職カンセニ
ユルの官久しく其人を欠きしかは、ケレントンに継ぎ
其職に任する者何人ならんと諸人皆頭を延へ待居しに、
此度ゴヤセン其職に任せられたり、元来此人は倫敦の
商人なりしか、天資穎敏にして器識衆に超へ、平生の
言語皆治道に益多きか故に、近頃衆人の推挙に因り同
議院の官員となれり、今年纔に三十四歳にして此頭職
を領せり、斯る俊才の人なれハ、倍々力を其職に竭し、
後必ず国家の為に大利を興すに至らんと、人皆之を評
論せり、

一英国にて此頃新に勲功錢を造り、難船を救ひし人々に
与へ、其功を賞せりとなり、

一英国にて遷民を検査する官吏の簿に、千八百六十五年
中他国江遷徒する民口及び送致せる船の数を載せたり、
即ちリヘルポールより、合衆国へうつる民九万四千四
百四十四人にして其船二百六十四艘、カナダにうつる
民二千八百七十七人にして其船三十二艘、ワルリスに遷
る民二千二百四十二人にして其船六艘、ヒクトリヤに

うつる民六千六百六十二人にして其船二十五艘、南ア
メリカにうつる民二百九十四人にして其船三艘なり、
此内人品上等のもの六千四百六十人、下等の者十一万
八千五百十三人にして、其中英国人三万一千八百十九人、
スコットランド人三千五十一人、アイルランド人四万
九千四百一人、英国流寓の外国人二万三千余人は皆雇
船をもちひ、其他手船にて遷徒する者亦七千三百三十
九人ありて、其船二百二艘なり、依て之を総計するに、
遷徒の民口十二万一千八百五十二人にして、前年の数
に比すれハ稍減少せり、昨年の末、倫敦府内の居民
および一切諸物の数を惣計せし記を検するに、民口二
百八十万三千三十四人あり、其内死生する者の数を去
年間平均して算するに、一週日間に死する者一千三百
人にて、生たる者一千八百人たり、其他の諸物を算す
るに、房室三十七万八千家、寺院僧庵の類八百五十二
所、病院・貧院・痲疾院の類五十所、裁判所四十所、
牢屋十四所、展観場三十一所、劇場二十三所、私議院
五十一所、兵士の屯營十二所、市場二十四所、大小の

街衢一万二千坊、隙地七十所也、又居民の為に日用を弁する者を算すれハ、麵包を焼ける者三万人、薫味を制する者四万人、衣服を制する者二万四千人、裁縫するもの四万二千人、履を制する者二千九百人、庖人及ひ婢僕の類十七万人、乳汁・乳葉を製する為に畜養する牝牛一万三千頭なり、又居民の食料に供する者は、豕三万六千頭、小牛二万頭、牛二千五百頭、羊二百万頭、鳥類五万^(羽カ)隻、野獸九百万頭、鱒二百万尾、鶏卵二億三千五百万枚、穀類四百六千五万^(匁カ)一千^{百カ}シュットなり、其外焼酎の類九千五万噸、葡萄酒二百六十六万噸、市街を照すガスの焼台四千万、其上石炭の費六百万噸なりといえり、

一 近来英国都会の地に於て死者の数を算へ、之を千人毎に比例するに、ロンドンにては三十一人、利米不にては四十七人、メンチュストルにてハ三十七人、セルポルドにては三十九人、ピルシンハンにては三十二人、リースにては三十五人、プリストルにては三十四人、フウルにては三十七人なり、現今此比例によりロント

ン府の死亡者を算ふるに、先年に比すれハ、其数甚減少せり、其故如何とするに、人身の健康安生をおもひ、先年より府内に良好の樋を造りて汗水穢物の壅滯を流通せしめ、加之近来に至りては多くの水道を鑿り清水をひきしかは、自然に流行の伝染病に羅れる者等少きに至れハなり、此水利を興すの始は、人力を勞し財用を費す事、其数幾千万をしらすといえとも、今日に至り衆人始て其虚言にあらざるをしりて、実に万世不朽の良法といえり、既に利米不の地のときは、死亡する者他の都合の^(会カ)地に比すれハ其数甚多かりし、其故は此地許多の工作場ありて自然に不潔の氣を生ずるに拠れり、近来土人其害を避くるか為に、居室を掃除し、衣服飲食を清浄にせしかは、大に死者の数を減せりとなり、

仏蘭西

千八百六十四年パリスにおゐて府内の民口を算するに、百六十九万六千四百一十一人あり、亦此年生るゝ者の数を算ふるに、男子七千二百三十一人、女子二万六千六

百四人に及へり、此内婚嫁の官許を請け産せし者三万八千九百六十七人にして、私奔にて産せし者一万四千八百六十六人たり、此兩数を以て比例するに、私生の者有は官許を得て配婚する者一万六千七百十四人、病にかゝり死する者四千九百十三人なりしか、内二百余歳の老婦二人ありとなり、

一 今月四日イスパニヤにて一揆の内乱起りしか、其徒の渠帥ハピリムといふ、元来イスパニヤにて兵馬の総督たりし人なり、此人近頃許多の党を集め、近隣の諸地を扇動せしに、国内の民一味合体して皆政府に叛き、殊ニバンセロナ及びサルラゴサ兩地の間は騒乱最甚しく、剩へサルラゴサにては、党与の衆十万余におよひ、其者口々に、政府を滅亡、ピリムは万歳と呼へり、其声数十里の外に嘩しけれハ、政府にても其勢の容易ならずとて、都府馬德里は勿論、アルラコン及びカタロニー等の諸地へも敵に守禦の備を設け、其凶焰を銷過せんと計り、既に其地におゐて一戦に及ひしか、官兵大に利を失ひ、死傷甚た多かりしとなり、此騒動に因

り、国内伝信機の線を断ち切られしかは、往來の消息絶て通する事なく、且政府の新聞にも未其事を記するものを見されは、虚実分明ならされとも、内乱の徒の諸地へ出せる論文を見て之を察するに、全く今の王家ボウルホンの統を逐て、ピリム及び其党の者相謀りて国体を更へ、政事を改めんと為すと見へたり、又或説に、此内乱のはしめ起りし頃、其謀首はエスパルテロなりと諸人頻りに評判せり、此人は前に国政を執り開明会の頭目をもなして、頗る世態に諳練せし者なれハ、若渠帥たらんには其禍弥深重ならんと、政府にても大に憂苦せしか、幸にして此頃は久しくロクロノといへる地に関居し、絶て此事に預らざりしよし、其地の長官より之を政府に訴へしゆへ、今ハ政府も猜疑のこゝろなく大ひに安堵のおもひを為せりといふ、

一 仏国其地に於て、此頃合衆国の政態を尊敬する人々相謀りて、合衆国前の大統領リンコロンの為に、新たに金質の勲功錢を製し合衆国江贈らんとし、亦リロンに於ては、人々金銀を醸し合衆国の国旗を造り、其党の

名字を記して之を合衆国に贈らんとせり、其旗は幅七尺余、長さ七丈余にして、其左り縁には共和人民会と繡ひ、右縁は合衆国民に呈して永世アブラム、リンコンを追思す、千八百六十五年リロンと繡出せり、

合衆国

合衆国にて、此頃前の大統領リンコンの夫人寡居せるにより、二万五千ドルラルの俸錢を以て其資用に給はん事を議事院より建議せしかは、ワシントンにて元老職衆議の上、一定して此議に従へりとぞ、

一合衆国南部、黒人の横行により其都会の地多く穩ならすして、既にミルミントンにてハ、黒人百人を擒にし、メンチュストルにては黒人許多群集して獄屋をこほち、囚繋の黒人を釈放するに至り、ミッシンピにては黒人の剽掠を防んとて白種の土人所在に屯集し専ら拒守の計を為せり、斯く処々騷擾に及へるハ、近頃黒人等相謀り、南部の白人を尽く殺害し、此地に己の種族をして蕃殖せしめんとせしより起れり、またサワナにては、黒人の渠魁を擒にせり、斯く黒人の企に及びし起原は、

合衆国にて是迄白人の黒人を犬馬の如く驅使せしか、近年の戦争以来、黒人も白人と同等の所置に改むべき法令ありしより、先年奴畜せし白人の貨財田産を己か族の所有と為すとも政府之を咎むべきにあらずと、非望の念を起し、黒種の族類を集めて悉く白人の所有を強奪せんと謀りし也、

一塩湖といえる地の近傍に、嘗てモルモーチン教の人權ありて一地に占拠せしか、当今第一等の教師フリヘンヨランといへるは妻百八十五人あり、其内長年のもの(脱字アルカ)十四歳にして、総てその出産の男子八十五人、女子百二十八人に及へり、此外尚失する所の妻二十八人、失ふ所の子三十二人あり、第二等の教師ハ名をシラスルーデといふ、其妻百二十九人ありて、内長年の者は五十一歳、若年のものは十七歳なり、其称呼を便にする為に、皆番号を用ひたり、第三等の教師ゼレミアンステルンといへるは、妻百十一人あり、其以下の教師に至りても、ヨッフビルリセンは妻八十三人、ユリウスホフマンは妻八十二人、ギデオンは八十四人、ハバキユ

スは八十一人にして、其他皆之に準し、居民に至る迄
二人以上の妻を蓄えざるハなし、亦教師の妻多くはス
コット人・アメリカ人・スウィツ人・ドイツ人・デ
ネマルカ人・ノウルエーケン人・メキシコ人にして、
其中イタリヤ人八人・スバニー人二人・ギリシヤ人一
人ありといへり、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

寅五月廿五日

南部弥八郎

◇第一五九号 寅六月六日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

寅六月中

南部弥八郎

○寅五月朔日
(一の1)

毛利興丸

今度祖先之旧功を被思召其方江家督被下候上は、如前々
長州萩江城いたし、大膳・長門も同所江差置、毛利
左京・毛利淡路・毛利讃岐・吉川監物江万事被委任、
家政一新、領内鎮静いたし、父祖之旧功を補候様心懸
可被抽忠勤候、

右於国泰寺、末家左京・淡路・讃岐并吉川監物為名
代罷出候毛利伊織・福岡式部・平野郷右衛門・今田
靱負江両度ニ申渡書付渡之、尤右之者共より主人々々
江申達候上、左京初より大膳・長門・興丸江申達候
様相達候事、

(一の2)

毛利左京

名代

毛利伊織

毛利淡路

名代

福岡式部

毛利讃岐

名代

平野郷右衛門

一 今度大膳父子御咎被仰付、且興丸江家督被下候条、得其意、其方共并吉川監物一同申談、家政向引受、宗家扶翼、領内を鎮静いたし、後來決而御苦勞不相成、急度取締相立候様可被励忠勤候、

宗家を扶翼、領内を鎮静いたし、後來御苦勞不相成、

急度取締向相立可申旨相達候間、家老共一同申談、幼主補佐之力を尽し、取締向急度心付、家政向一新いたし候様可抽忠勤候、

右三末家并監物名代罷出候者共江申渡書付渡之、但宍戸備後之介病氣ニ付罷出、如斯、

(1の3)

吉川監物

名代

今 田 鞆 負

一 今度大膳父子御咎被仰付、且興丸江家督被下候条、得其意、其方・毛利左京・毛利淡路・毛利讃岐一同申談、家政向重立引受、宗家を扶翼、領内を鎮静いたし、後來御苦勞不相成、急度取締相立候様可被忠勤候、

(1の5)

毛利興丸

其方家来共之内是迄過激之及挙動候者といえとも悔悟改心いたし候ニおゐては一切御構無之候、且右ニ加り候百姓町人は勿論、其余之者共も速ニ其家に立戻、銘々本業相励可申候、尤別紙高杉晋作・桂小五郎以下之者共は相尋候儀有之候間、早々広島表江差出候様可被致候、

(1の4)

毛利興丸

家 老

一 今度大膳父子御咎被仰付、興丸江家督被下、末家左京・淡路・讃岐并吉川監物江家政向引受、監物重立取扱、

(1の6)

一 高杉晋作 桂 小五郎 小田村文助 村田次郎三郎
太田市之丞 佐々木男也 波多野金吾 天野謙吉
北条瀨兵衛 佐世八十郎 林 主税 山県半蔵

一(107)

毛利興丸江

宍戸備前

右之者先年来大膳家政向之儀厚心懸候由之処、當時退
隠罷在候哉之趣ニ候、今般大膳父子御裁許申渡、其方
江家督被下、家政向一新、領内鎮靜候様申渡候ニ付而
は、早々任用可被致候、

一(108)

毛利興丸

今般大膳父子御裁許申渡、其方江家督被下、家政向一
新、領内鎮靜候様申渡候ニ付而は、先年来大膳家政取
締向之儀厚心懸候永井雅楽等同様之者共、當時退役又
は各等申付有之哉之趣ニ候間、夫々任用可被致候、

一(109)

毛利興丸

於江戸表被下候屋敷場所之儀は追而相達ニ而可有之候、

一(110)

毛利左京

一右同文、

毛利淡路
毛利讚岐

一(111)

毛利興丸江

吉川監物

右同文、

右之通可相達候、

一(112)

毛利伊織

福岡式部

平野仁右衛門

今田鞆負

今般申渡候趣、早々帰国いたし主人江申達候上、来ル
廿日迄ニ大膳始夫々受書差出候様可申達候、

一(113)

松平安芸守江
毛利興丸家来
宍戸備後之介
小田村宗四郎

松平安芸守江

右備後之介儀、最早名代之御用無之候、兩人共御不審之筋有之候ニ付、其方江被成御預候間、得其意、取縮向之儀厚可被申付候、

小田村宗四郎

右之者共御用有之候間暫滯芸候様可被相達候、

〇二 寅五月十五日浪花来状

当地是迄は穩ニ御座候処、昨十四日朝より打破相始、難波ニ而多人数相集、米屋・酒屋・質屋渡世之者目懸、同所ニ而十四五軒打破り、夫より五組に分れ西横堀通道頓堀边上野へも相廻り、右渡世之家過半打破候趣、突ニ大変之儀出来申候、然処今朝三百人計召捕相成候者奉行所江被引取候趣、且又鴻池江施行差出せと申懸多人数押掛申候処、其儀無之ニ付騒動ニ相成候趣ニ御座候、別手組多人数御取卷相成候、先不取敢為御知申候云々、

五月十五日

〇三 薩州より建言相成候趣之風説但虚実不分明

御再討被仰出候事、

此廉一昨年尾老公御解兵相成、其後御上洛有之候様、

天朝被 仰出候処御拒、其後御進発御再討被仰出、
天朝 御趣意と御齟齬御不都合之事、

一大膳并三条実美始江戸江御召之事、

此廉 天朝 思召ニ無之候処、右様被仰出御不都合之事、

一御進発ニ付御上洛 天機御伺之節、

一勅旨之趣直ニ 大樹公江御沙汰之処、 大樹公玉座御

下

一勅旨御書取ニ御願御書付出候処、御押返相成御不都合之事、

一撰海江異船到来之節諸侯を召

天朝 思食之処、一橋殿御拒ニ相成、 天朝思召御押

付御不都合之事、

一昨年九月廿七日期限直ニ御旗被進候儀、

天朝 思食相違御不都合之事、

一条約 勅許之事、

此廉攘夷は積年之 叡慮ニ候処、

朝廷御押付 勅許 御不都合之事、

一兵庫開港之事

此廉 天朝 思食ニ無之趣之処、兵庫御応接ニ期限

ニは可開之書翰外国江被遣御不都合之事、

○四

寅五月十八日閩老水泉州より封書渡

牧野備前守

青山左京大夫

内藤豊前守

水野出羽守

本多相模守

御進発被為濟、近々御上洛可被遊候ニ付、為供奉上京

可被仰付候、尤追而表立被仰付候得共、此段内意相達

候、

○五

同十七日閩老より彦根候江達

井伊掃部頭

先達而上知被仰付候近江国蒲生郡之内奥之島山之儀、

願之通領分江残被下候、且山添奥之島村外五ヶ村、沖

之島村并右島渡道筋福堂村外三ヶ村、出格之訳を以御

預所ニ被仰付候、委細之儀は御勘定奉行可被談候、

○六

寅五月十九日於柳宮閩老より達

戸沢中務大輔

御暇順年ニ候得共、御進発御留守中御人少ニ相成深く

御心配被為在、不得止事此節御暇不被下候、御留守中

御警衛且御役当等被相勤太儀ニ被 思召候、猶此上勉

励厚く相心得候様被仰出之、

(六の2)

京極佐渡守

関 伊勢守

北条相模守

加藤遠江守

藤堂佐渡守

九鬼長門守

木下飛驒守

伊達若狭守

小出伊勢守

木下備中守

京極飛驒守

久留島伊予守

片桐主膳正

谷 大膳亮

伊東播磨守

津輕式部少輔

織田摂津守

一柳対馬守

同文言被相勤候面々太儀被思召候、

但病氣ニ付不罷出面々江は同席中より通達候様達
之、

(六の3)

山名主水助

戸川主馬助

溝口隼人助

近藤縫殿助

同文言被相勤候面々太儀之事ニ候、猶此上(マツ)

〇七

寅五月十八日閑老水泉州より

松平陸奥守家来江

松平陸奥守一門

伊達藤五郎

松平陸奥守為名代出府御警衛相心得太儀之事ニ候、此
段相達候、

〇八

閑老江大垣侯より

(八の1)

今度於芸州広島表小笠原宍岐守殿私家来之者被召呼、
別紙之通被仰達候、此段御届申上候、以上、

五月廿日

戸田助三郎

(八の2)

右ニ付

別紙

戸田助三郎

去冬以来其方家来之者差出永々張陣、多分之入費相嵩可為難儀候間、出格之訳を以金貳千三百兩拝借被仰付候間、御勘定吟味役可被談候、尤返納方之儀は追而可相達候、

四月

〇九
有馬遠州侯より關老江達

去八月夜五時頃撰州湊川先江多人數集屯、貝・太鼓打交物騒敷様子承之、早速探索之者差出為見届候処、何者共不相知候得共、凡千人計竹槍或は棒抔相携湊川惣門江押寄候趣ニ付、下陣江人数相揃置候処、御目付様より依御差図柳原関門并本町筋江手分いたし出張仕候処、全土民宍揆と相見、頻瓦礫等抛掛候故、不取敢先手共ニ空炮為打放候得共、更ニ退候様子無之、土分并足輕ニ至迄夫々武器用意、召捕方手筈仕様子相伺候処、其内町家江及乱入候付、先手之者踏込召捕申候、尤一揆共之内竹槍を以手向ひ手余候者は無抛土分鎗ニ而相支候故、手負候者も有之、所々江乱妨相働候付、人数

分配數十人召捕、及暁天市中致巡邏候処、猶亦湊川江残党有之、数人召捕申候段、兵庫表出張家来之者より申越候、此段御届申上候、以上、

五月廿二日

有馬遠江守家来

吉田 半

〇一〇
寅五月十一日關老水泉州江

(二〇の1)
去八日月番伝 奏野宮中納言殿より依御達、一門南部監物参上仕候処、三ヶ月詰御暇被仰出、且長々滞京苦勞

思召候、依之御絹被下之旨演達有之、難有奉存候、此段御届仕候、以上、

四月廿八日

南部美濃守

(一〇の2)
一美濃守娘此度出府之節ケウエール筒五挺供連之内江為持申候、右は房川中田御関所千住関門通行仕候儀ニ付、此段御届申上候、以上、

五月十一日

南部美濃守内
寺沢純一郎

○一 芸州侯より閣老江

安芸守所持之天震丸軍艦ニ而、此度毛利大膳家来共并末家家来共、芸州広島迄御差遣ニ付、公儀御役人衆初右家来共不残乗組相濟、昨十日品川沖出帆仕候、此段御届申上候、以上、

五月十一日

— 内

梶川銀次郎

○二 寅五月十四日閣老江

去月廿六日所司代松平越中守殿より京都屋敷詰家来之者被招呼、長州脱走之徒と相見得候者共、去ル廿三日拾五人、廿四日廿五人程、摂州辺相廻り西香村江罷越、所々江之間道筋聞合、摂州高部江罷越、作場道罷通り、丹波路江相越候様子、尤所持之武器等無之帶刀而已、引登小尻ニ金ニ而ニツ引印有之、袖印は白木綿ニ而梅鉢紋有之候、右之者見掛次第召捕置、早々所司代江可申出旨被仰渡候段、在所役人共より申越候ニ付、此段

御届申上候、以上、

五月十四日

小出伊勢守

○三 寅五月十六日閣老江

(一三の1)

去月十九日於芸州広島表、同所詰合之家来江大目付永井主水正様・室賀伊予守様より、備中倉敷辺及乱妨候賊徒共其方領分江致脱走候分生捕又は討取候者有之趣ニ付、早々取調可被申立候、且生捕之者共一ト通尋之上重立候者両三人警固指添広島表江指出、其余生捕之人數は大坂町奉行江引渡候様可致旨御達ニ付、同廿五日生捕之内、別紙名前重立候者兩人、芸州表江指立申候、且又殘人別紙名前之者近々大坂表江指登可申心得ニ御座候、此段御届申上候様備前守申付越候、以上、

五月十六日

松平備前守内

本郷佐野介

(一三の2)

右ニ添

別紙

一 覚

西岡龍太

長尾喜代熊

右兩人芸州表江指立申候、

山本茂一郎

石田 恵

池上惣十郎

同 虎介

右四人大坂表江指登候心得ニ御座候、

右之通御座候、以上、

五月十三日

一四

○ 寅五月浪花来書中備中乱妨一件
京師ナルヘシ

但蒔田相州侯家来京師守護職江為届罷登候者江面

会ニ而聞取候趣ニ御座候、是迄表立届書等いつれ

も取繕虚実紛々ニ御座候処、本文殆と実説ニ近く

御座候哉と奉存候ニ付、写取申候、

四月九日、百五十人程いつれも稽古着・馬乗袴着用、

鉄炮持参、船ニ而参り、備中倉敷最寄海岸より上陸、

何と欽申寺ニ屯集、兵糧杯用ひ居候由、

一 倉敷より主意柄尋として使者差出、右往復之内日もく

れ、此夜は右寺ニ而一宿、

一 十日朝未明より倉敷陣屋表裡より鉄炮打掛、俄之事に

ていつれも手合も無之散乱之由、

一 桜井久三郎様は広島表より帰陣懸いまた途中ニ而不在、

一 右留守御陣屋元ニ浪人ニ而剣術師範致居候者門人一同、

兼而留守警衛之儀桜井より頼ニ付、是は感心ニはたら

き致討死候由、

一 当手之巨魁たる者ハ、倉敷之何某と申富家江一端養子

ニ相成、不縁ニ而放逐欠落、夫を遺恨ニおもひ浪士ニ

加ハリ魁いたし候者故、土地案内殊ニ頗る人物ニ而謀

略も有之者之由、

一 一兩三年前何等之義欽、同人一件ニ而倉敷陣屋ニ入牢

之者有之、此度右牢を打破り一件ニ付入牢之者不残手

下ニいたし、内一人腰抜有之候処、逆も一緒ニ同道難

致候間、首打呉候様頼ニ付打落し、首は持参之由、

一陣屋并右富家より奪取候金子三千両余と申事、
 一十四日欵、右倉敷より四里程北当地見廻り組頭蒔田相
 模守陣屋浅尾と申処を通越、十三四町先之其寺江屯集、
 浅尾より使者を以主意相尋候処、御陣屋下を通行恐縮
 之由、貴館江乱妨いたし候所存は更に無之と申立、双
 方より使者往返、然処浪士之使者浅尾陣屋甲冑着込な
 と着罷在候を見付、右は御見請候之処全く私共御追討
 とも被成候儀と奉察候、左候へハ此方よりは御敵対い
 たす存念は無之候得共、不得止事御相手ニ可相成坏と
 申唱立帰り候間、今ニも打込可申哉と接戦用意類ニ罷
 在候処、翌日ニ至候而も更ニ其様子無之、猶使者を以
 相尋候処、昨日は使者之者過言を申恐縮、全く左様之
 所存は無之、早々立払可申と速ニ支度整へ立払候間、
 使者跡を付半道程見送り立帰安心致居候処、小屋番と
 か申者江兼而見張申付置候処、右浪士引返し候趣急ニ
 注進有之哉否、直ニ陣屋之表裡より鉄炮打懸速ニ乗込、
 蒔田方討死士分・雑人共十三人と申候届ニ御座候得共、
 二十人余も有之、手負十五人程有之候由、此夜一宿致

し、翌日立払、何川と欵申大河有之、夫より乗船、元
 之湊江罷出可申途中、歩兵頭戸田軍艦二艘ニ而芸州よ
 り罷越上陸いたし、右ニ行逢堤之上より鉄炮打懸船中
 之浪士一人打落し、右者首を討持參之由、孰れも船底
 江潜伏いたし、流れニまかせ下候間、追討致兼、海江
 出る所に寄洲之小島有之、其蔭より備前領分を上り、
 戸田勢と河上五丁余を隔て双方打合候得共、遠隔之事
 ゆへ何れも手負無之由、殊ニ歩兵玉葉尽果、軍艦より
 取寄候隙も無之、其内備前領内何方江欵散し行衛相知
 れ不申候由、

一備前并備中松山之人数出被仰付候而倉敷最寄江出張罷
 在なから更に手合も無之、右は備前江先鋒被仰付候事
 故、松山方より討取方催し候得共、人数か揃ハぬの器
 械か不足のと申居、又松山方ニ而も一手ニ而討取候程
 の義勢も無之、訳もなく掛合往復のミニ而十日より十
 八日浪士立はらひ迄空數対陣罷在候由、此度之一条ニ
 而は備前至極臭気を発候由、

一大坂より千人隊もくり出候得共、半隊は備前領江行越

し、半隊は二三十里も手前ニ逗留いたし居、何も手合無之、戸田歩兵も甚不手際之由、

一 蒔田儀は当地十三日出立、廿一日昼時浪士立去候跡江着、右は夜を日に継候而も罷越可申之処、陣屋被奪取候注進途中江頻ニ有之、容易ニ罷越候而は素より少人数且器械も不足手合致兼候迎、途中ニおゐて彼是因循甚不面目之由、

一五

寅六月風説聞書六月三日之記

参政平岡丹州上京并上坂之内意有之、尤十日後発足と申事専支度中ニ候得共、いまた表立不被命候由、

一 監察木城安太郎、二日昼八時頃大坂より早打ニ而着、尤趣意未相知、

一 関老松防州、昨二日引籠之事、

但昼八時頃、柳営より小栗野州・駒井甲州使とし

て相越候、尤前日政事談判ニ付、水泉州と激論有之候而如斯、尤右様之議論は両関毎々有之候由、

一 大樹公御上洛、御用掛関老板賀州・稻濃州江内意有之、

一 右ニ付御先詰松伯州、浪花居残小笠原老州之由、
一 参政遠山信州・増山対州、近々帰府之積、

但信州は多分退役、事ニ寄対州も同断欵、訳柄未相知、

一 藤堂大学侯奥方、六月中旬国許発途之由、
右之通方今風聞ニ御座候、

一六

寅五月四日仙台侯より

(二六の1)

松平陸奥守一門伊達六郎江於横浜表夷船一艘為買入候様仕度奉存候、右買入之儀御差支有御座間敷哉、左候ハ、右ニ付

公辺御規定も可有御座、委細御差図被成下度、別紙船形図面相添、此段奉伺候様役人共申聞候、以上、

五月四日

内
大童信太夫

(一六の2)

十二日付札

書面之趣不苦候、尤神奈川表運上所江申立手続等差図を請候様可仕候、且同所関門通行印鑑御目付

江差出候様可仕候、

一七 寅五月十六日閣老稲濃州より大小監察江達

毛利大膳父子御裁許万一及違背御討入相成候節は、四
国・九州討手之面々一方之為指揮、老中・若年寄之内
出張可有之候間、此段為心得御供万石以上・以下之面々
江可被達置候事、

一八 江戸市中打こほち之大略

四時過
五月廿八日夜品川・本宿・新宿・米屋・酒屋・質屋并
旅込屋等兼而豪富之聞得有之者杯を數十人ニ而押入、
酒樽・米俵其外道路江投出し、家内障子・襖・天井・
箆筥等打こほち、晴天ニいたり逃去、翌廿九日芝田町
五丁目より本芝四町・浜松町四丁是亦右同断、夫より
は麻布新町・四谷鮫ヶ橋、繁花之地ニ而は堀留町杯は
白昼ニ乱妨いたし、五日ニは深川木場之材木屋大家江
打入、右同断、加之金銀之証文書付類溝中江投込等い
たし、町奉行号令も不行届、何時来るとも不相知、少

し大家ニ而は夜中不眠罷在、米屋共当時二合三勺位ニ
売候而も損ニ相成候得共、高く売候へは亦々乱妨ニ逢
ひ可申を恐れ、不売候得は又打こほち可申杯と申事ニ
而、無余儀二合五勺又は三合ニ売候所も有之、或亦町々
ニ而頭立候商人共は金銀米錢を施し、右乱妨を免れ可
申といたし候故、下賤之者は奉行より打こわしを喜び、
中ニは往来ニ而投出候米を拾ひ召捕ニ相成候も有之、
可憐形勢ニ御座候、右乱妨之始は五月八日兵庫より起
り、大坂并海道ニ而は島田・金谷・駿府等同様之騒乱
ニ而失火焼失、夫より江戸は品川を始として追々諸方
相こほち申候、最初右之徒党格別多人数共不相聞得候
処、町々の窮民不期して合従し、且は右之紛れ金錢等
掠奪いたし候より外ならず当分静まり可申勢更に無御
座候、

但本文日本橋乱妨之節、南町奉行与力後藤某外ニ
一人為鎮静罷出候へ共、中々鎮り候勢無之、折か
ら庄内市中廻り新徴組通掛、右騒動ニ不掛り合過
去候を各候処、新徴組返答ニ、剣刀を以て乱妨い

たす輩有之候ハ、此方ニ而取扱可申事ニ候へ共、町人体聊之騒候は差構無之と申候より口論ニ相成、与力兩人之内後藤は即死、一人は深手を負候由、窃ニ能気味いたし候杯申者多く御座候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

寅六月六日

南部弥八郎

◇第一六〇号 寅六月七日報告〔『玉里島津家史料四』一五〇三〕

(付箋)「第二百五十号」

一 仏国博覧会主意并規則書

仏国都府博覧会之儀は、各国ニ生産天造人工之差別なく広く宇内之産物を一所ニ相集、観覽を広め智識を増候を本旨と致し候趣ニ有之候、

一 西洋千八百六十七年第五月朔日開局、六ヶ月相立閉局之積候事、

一 諸品物之儀は、開局より閉局迄飾付、右品之内望候者有之節は、相對ニ而直組いたし、閉局之後ニ至り差引致候規則ニ候事、

但差出候品物は都而無稅之事、

一 展観場中ニ而手細工ニ致し候品々は、望人有之次第即時ニ売払候而も不苦、尤無稅之事、

但職人は蒔絵師・塗物師・金銀細工師・紙師・陶器師・大工・指物師等宜趣、尤諸雜費等都而自分賄ニ候事、

一 大神楽・手品・独楽廻し等之芸人罷越候儀、勝手次第之事、

但願出候者有之候節は、諸入費は都而自分賄ニ候事、一品物は新規之物ニは不相限、旧き品ニ而も不苦候間、

可成丈宜敷品差出候事、

一品物は一種一品ニは不相限、敷品差出候而も不苦候事、一品物差置候場所借請候ニは敷金等差出ニ不及候事、

但飾付方入用は差出候事、
一品物は当五月中ニ取揃、六、七月頃より仏国軍艦渡来

致候趣ニ付、着次第積込、シュエス迄差送りアレキカ
ンデリー迄蒸気車、夫より他船ニ而夫より仏国都府迄
差送候様、尤横浜よりシュエス迄之船賃は差出に不及
候得共、同国より仏国都府迄運送賃は銘々より差出候
事、

一 差出候品物之内最上之分江は、仏国政府より褒賞差出
候積、右褒賞請候品は、各国之品より相勝候儀ニ付、
追々万国より注文請候事、

右之通町会所より名主江相達、願人取調相成候事、

二
一 筆啓上仕候、愈御勇健被為成御勤務奉恐喜候、然は風
聞書壱冊差上申候条、宜御取成奉仰願候、此段申上度如
斯御座候、恐惶謹言、

六月七日

南部弥八郎

養田伝兵衛様

西郷吉之助様

参人々御中

◇第一六一号 寅六月廿九日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書

寅六月中之内

南部弥八郎

一 ○寅六月十九日閩老井河州申渡
（一〇一）

御使番

多賀鞆負

竹中万寿藏

武州秩父辺農民共多人教徒党不穩趣ニ付、甲州街道御
代官江川太郎左衛門手付手代共出張罷在候場所迄急速
罷越、同人手ニ而召捕討取等之働之次第、彼地之模様
巨細承り可被申聞候、

一 (102)

御使番

近藤作左衛門

押田藤左衛門

同文言

板橋道中山道熊谷宿出張之歩兵頭河野駿河守所迄、急速罷越、彼地之模様巨細承り可被申聞候

〇二

寅六月十九日聞老井河州より大小監察江達

(101)

松平安芸守・井伊掃部頭・榊原式部大輔江、別紙之通

去ル八日於芸州広島表相達候間、此段為心得御供方石以上・以下之面々江可被達候、

右之通去ル十二日於大坂表相達候間、可然向々江可

被達候、

六月

(102)

別紙

一

松平安芸守

芸州口一之先討手被成御免候、依之国境・間道・海岸・島守衛之儀は兼而相達置候得共、一際嚴重相心得候様

可被致候、尤松平近江守も付屬討手之儀被成御免候間、右之趣可被致通達候、

六月

一 (203)

井伊掃部頭

榊原式部大輔

此程相達候趣も有之候得共、松平安芸守儀、芸州口一之討手被成御免、且松平近江守も付屬討手之儀被成御免候間、兩人申談討入可被申候、尤松平三河守・松平兵部大輔引統練詰候様相達候間、可被得其意候、

六月

〇三

寅六月十九日申渡

(201)

阿部豊後

名代

久松鑑次郎

其方儀、御役中不行届之儀も有之候付、隠居被仰付蟄居可罷在候、

(三の2)

御小納戸

阿部長吉郎

名代
右 同 人

阿部豊後御役中不行届之儀有之候付、隠居被仰付蟄居被仰付候、其方儀先達而仮養子ニも相願候儀ニ付、豊後家相統被仰付、為家督拾万石被下雁之間詰被仰付、奥州棚倉江所替被仰付候、依之御小納戸役御免被成候、

(三の3)

松前伊豆

名代
藤堂久米之丞

其方儀、御役中不行届之儀も有之候付、隠居被仰付蟄居可罷在候、

(三の4)

伊豆嫡子

松前志摩守

名代
溝口美作守

父伊豆儀、御役中不行届之儀も有之候付、隠居被仰付蟄居被仰付候、家督之儀は無相違其方江被下、柳之間

席追而村替可被仰付候、

右於河内守宅、老中縫殿頭列座、四度ニ河内守申渡、大目付有馬阿波守・御目付山口内匠相越、

(三の5)

水野和泉守

名代
水野肥前守

思召有之ニ付、加判之列御免、如前々雁之間詰被仰付、差扣可罷在候、

右於芙蓉之間河内守申渡之、老中列座、

(三の6)

松平周防守

奥州白川江所替被仰付之、
右於御用部屋同人申渡之、老中列座、

○四

寅六月十四日閣老井河州より大小監察江

毛利興丸

一昨子年家来之者共京師江乱入

禁闕江発炮候条、於大膳父子其罪難道殿科ニも可被仰

付処、恐惶謝罪、三家老之首級備実檢、其後弥恭順謹
慎之趣ニ付、

天幕之御主意を以、格別寛典之御裁許五月朔日申渡、
廿日を限御請書可差出筈之処、廿九日迄猶予之儀吉川
監物より願出候ニ付承届候処、闔国士民疑念憂憤切迫
之状情鎮撫難届旨を以、此上猶寛大之御沙汰被仰出候
様、三末家・監物より又候書面差出、右期限ニ至り御
請書不差出候、是迄も至難之国情御斟酌恩威両道を以
國家之大典被正候処、終ニ御請不致候条、

天幕之命を遵奉不致、御裁許違背不屈至極ニ付、問罪
之師被差向候間、此旨可相心得候、尤硬命之者を御誅
劬被成候御主意ニ付、無罪之細民末々之ものは猥ニ動
揺致間敷候、

右之通松平安芸守を以毛利興丸并三末家・吉川監物
江相達候間、御供万石以上・以下之面々江可被達候、

六月

右之通於大坂表相達候間、可然向々江可被達候、

六月十三日

○五 寅六月十五日右同断

(五の1)
毛利大膳父子御裁許及違背候付、問罪之師被差向候旨
被遂御奏聞候処、別紙之通從

御所被 仰出候間、其段為心得御供万石以上・以下之
面々江可被達候、

六月

右之通於大坂表相達候間、向々江可被達候、

(五の2)

別紙

一毛利大膳父子裁許、先般経

天聽其末申達候処、及違背候付問罪之師差向候旨、遂
奏聞被

聞食候、大樹ニも長々滞坂、此上模様ニ寄進発ニも可
及太儀ニ被

思食候、速ニ 奏追討之功奉安

宸襟候様、討手諸藩江も可申聞旨

御沙汰候事、

六月七日

六月十四日到來

六(の1)
寅五月於大坂表

紀伊殿江附添ニ而芸州表江 松平伯耆守

四国九州討手之面々江為差図 京極主膳正

但伯耆守ニは明廿六日御軍艦ニ而相越候事、

御目付

大久保帶刀

伯耆守江付添芸州表江
同日御軍艦ニ而相越

同助
御使番

長田六左衛門

(六の2)

寅五月廿八日於御座

紀伊中納言殿

右御対顔上意

御太儀ニ存る、万事心を用ひられ指揮あらるゝ様に、

此品

御廳 御陣羽織

御手自被下之、

芸州表江御発途ニ付、御懇之上意御老中御取合申上之、

御退去、再於御休息御対顔、御二度目、御取分ニ而御

酒御頂戴、御杉折一組御拜領、

御陣羽織 但袖付

御紋、白羅紗地、皮色、糸錦、籠目、唐花、鳳凰、波
頭、縁り、無地、金、御裏、白茶地、金襴、

一紀伊殿御出張之儀、期限後御着芸相成候様ニ而は何分

ニも御不都合ニ有之候間、御手船着帆候ハ、一刻も

御早く御乗込御出芸被成候様可申上候事、

但六月三日紀州汽船明光丸ニ而出帆相成候事、

〇七

寅五月熊本侯使者平野太郎右衛門板關老江差出

世運御挽回一条ニ付而は、乍不束事々種々致思惟候趣

追々言上仕、即今長防之御裁許彼是別而御混雜中猶又

殊更ニ申立候儀可憚処、時体日を逐ひ致変化候ニ付而

は、何事も予御覚悟不被為在候而は難相成、愚存之次

第忌幟(諱カ)を不省左ニ奉録上候、

一年を逐ひ世上之混雜相増人心一致ニ至り兼候折柄、内外御疑惑御疎隔之向も有之哉ニ致承知、殊之外懸念仕候、仰願くは天下と俱ニ天下を被為興、御胸襟を被遊御披、右様之向は猶亦御誠意を以御待遇有之、賢才御任用は不及申、其余材能有之族は、程々ニ応し国家御經營之具ニ御差加有之、黜陟も賞罰も公平至当之筋ニ出候ハ、譬御風化を礪候向有之候共、自然順路ニ立戻、上下一般ニ帰嚮いたし、弥以、

朝幕御一和・士民安堵之場合ニ至り可申、若又御根本之御取堅無御座、此假幕府之御威光を以万般之御指揮可被遊と之御趣意ニ被為在候得は、列藩益危疑を抱き、人心内ニ背き、士氣外ニ破れ、如何なる衰態を生し、遂ニは分崩割拠之形を成し可申哉も難計、真ニ以奉恐懼候、

一浪花御滞城之儀、御内定之趣ニは奉伺候得共、幕府数万之大軍數百日之在营ニ候得は、望郷之念当然とも可

申、況長防御一挙も相濟候処ニ而は議論沸騰も難望、万々一御東帰と御運ニも相成候ハ、是又意外之紛乱を生し可申と、只管案勞仕候程之事ニ付、右之御内定も相伺不申向は猶更追日之御動靜如何可被為在哉と疑惑可仕奉存候、然るニ今日之急務は人心を被定候ニ有之、人心を被定候は疑惑を被解候ニ有之、疑惑を被解候は事實を被示候外有之間敷、依之十分人心居合候迄は幾年ニ而も御滞坂と申義御確定ニ相成、速ニ御実跡を被表度奉存候、

一昨年十月条約

勅許被 仰出候節、兵庫は被差止候旨御沙汰ニ被為在候ニ付而は、其儀は無異議承服之上退帆いたし候事と相心得居申候処、猶外夷は不相替兵庫開港ニ致覚悟候様子ニ相聞、右は一時機治之御權略ニ而御許容ニも相成申候哉、乍併

朝意ニ致違却候御取扱ニ候得は、後來之禍害是より醸成可申、一刻も早く明白至当之御所置被為在度奉存候、所詮天下之事は形勢を察し人心ニ従ひ候より外有御座

間敷、方今之形勢之所帰人心所向を深御洞察被為在

朝幕一致之御決議ニ至リ不申候而は万々被行候筋無之、

精々御熟算之程奉禱候、右重大之事件、外藩不背之容

易ニ申建候儀重疊奉恐入候得共、

皇國治乱之境今日ニ可有御座と奉存候、何分沈黙難罷

在、不得止以使者献言仕候間、委細之儀は篤と被聞召

分可被下候、恐惶頓首、敬白、

四月

細川越中守

○八 寅六月廿二日閣老江

(八の1) 去月廿七日於大坂表稻葉美濃守様江越前守家来之者御

呼出有之、同氏大藏大輔江別紙御書付之通被仰出候、

此段可申上旨国許より被申付越候ニ付申上候、以上、

六月廿二日

松平越前守内

草尾精一郎

一 (八の2) 別紙

長防之模様ニ寄御動座之場合ニも可至、就而は御用之

品も有之候間、松平大藏大輔儀登坂候様被仰出候事、

(八の3)

○

一 去月廿六日於大坂表稻葉美濃守様江家来之者御呼出有

之、別紙之通御書付を以被仰渡候、然処越前守儀持病

之脚氣近頃別而爾々不仕候ニ付、於同所板倉伊賀守様

江去ル七日別紙之通書取を以暫出張御猶予被成下候様

奉願候処、即夕於御同所様御付札を以御指図御座候、

此段可申上旨従国許被申付越候、以上、

六月廿二日

内

草尾精一郎

一 (八の4) 別紙

其方儀、先達而大坂表江出張候様相達置候処、病氣爾々

不致候ニ付、為名代本多興之輔出坂之儀ニは候得共、

長防御所置之儀ニ付而は此程尚又相達候趣も有之候ニ

付、病氣候共押而早々出張候様可被致候、

(八の五)
同二

拙者儀、病氣之処長防御所置之儀ニ付而は此程御達之趣も有之候ニ付、押而早々出張候様被仰出、奉得其意不取敢押而可罷出之処、持病之脚氣近頃別而爾々不致長途之旅行難致当惑罷在候、依之不本意至極奉恐入候得共、出張之儀暫御猶予被成下候様奉願候、以上、

六月朔日

松平越前守

(八の六)

御付札

病氣無抛儀ニ付、快方次第上坂可被致候、

〇九
寅五月廿九日浪花密信

宍戸備後之介被召捕候儀ニ付、五月十九日板倉侯江籠出相伺候処、板倉侯も愕然之体、全宍州江御委任故当地江沙汰なし独断之事と相見候、長藩永井雅楽・宍戸備前杯幽閉罷在候者を出し任用可致旨達も御座候由ニ付、夫等を以相考候得は、備後之介を召捕ニ相成候得は、右之党騒ぎ立国内騒動を生し可申、其節誠暴を分

而御征伐之意欵と申説有之候得共、余り以前之御所為ニ引競候得は立派過候事、又備後之介之党を激せは内外より相倒候意欵と申説も有之候得共、何れ見越之論ニ而、詰り早く申せは宍州候仕様と申説実なるへし、

〇〇
明石藩人之説話

井伊・榊原之両侯は、小笠原閥老と共に芸州江出張し、最も永滞在故窮迫ニ及ひ、其内井伊は江州より兵糧を運ひ可也に取統、榊原は越後より之海路下関を通航差支、都而買入之事ゆえ別而取統兼、井伊江兵糧借用之談ニ及ひ候処、断ニ及候より追々議論相激し、榊原は腕つくにて借らんと言、已に争鬪にも至らんとし、芸州ニ而中入取扱、夫ニ付同所ニ而取賄可申処、是以扨底ニ付、窃に長州江内談いたし借用之上取賄候由、右様之形勢ニ而勝敗如何と申説有之、

一明石侯病氣ニ付出陣延引、人数計り差出相成候由、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

寅六月廿九日

南部弥八郎

◇第一六二号 寅七月十六日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風説書 寅七月中

南部弥八郎

○ 日本新聞第三拾三号 寅六月廿五日到來

西曆一千八百六十六年四月二十七日
我慶応二年丙寅三月十三日

横浜開版

頃日英国蒸気船オテントーサマ長崎より、ガンセス上
海より、右二艘同日ニ此港に入津せしに依て、中国海
之風説を聞く事を得たり、其風説左のことし、

一大君の使節小笠原宍守・永井主水正長州領ニ程近き、
広島といえる海島迄出張せり訳者曰、海島といえるは、英人、
島といふ詞になつミ、誤て此注
を下せ、右兩人出張の主意は長州の隣国なる長府・清

末・肥前按するに備前の
あやまちならん・土佐等の諸大名と評議して、

長州の陰謀を詳に聞糺し、これを大君政府に言上せん
か為なりとそ、然るに其事十分に功を成さず、長府・

清末の二侯は辞して其事によらず、他の兩家はいまた
何等之返答を為さずといふ、大君政府は大膳・長門父

子を退隠せしめ、且下の関に於て西洋諸国に對して炮
発せし償金を政府にて払ひし過代として、所領之内よ

り米拾万石の収納を取上へきとの評議一決せりといふ、
一 倩ら考ふるに、長州はみつから彼か強を(特力)特みて敢て幕

府の命に服従せざるへし、前年西洋諸国の兵艦下関を
撃破りて彼に敵しき約束をなし、炮台に備ふる大炮を

悉く取払はしめたり、是は頗る長州の害になれり、然
に近頃又許多の野戦炮を造りて敵に守拒の策を設くる

由也、是則ち大君の兵を此港下関にひしとさゝえ擗へ
徑る為なるへし、しかれとも歐羅巴人長州の太守を助

る事なけれハ、竟に破滅せん事必せり、或いふ、長州
下関の守禦極めて充実にして、尚且其本城山口に於て

も亦堅実之固ありと、読者此説話に就而宜く考ふへし、

夫れ大君の兵久しく中途に淹留して発せず、もし一奮発の挙あらは二三週の間全勝を得へきに、怠慢して其機会を失ひしに似たり、之に反して長州ハ聊畏憤の色を顯はさず、其実尚旧のことく一大名の富強を減ずる事なし、只

御門は方今長州を助くる事なく、只管大君ニ左袒する如く見ゆれとも、畢竟

御門ハ待むに足らず、殆ど名有て実なきものゝ如し、嗚呼此後の形勢如何様に変すへきや、吾等いまた之を測る事能はず、吾等各国結ぶ所の条約の如きも

御門の調印真偽詳ならず、日本國中諸州の大名いつれも、外国人を自己の領地に招き寄て港を開き互市を通するの望あり、もし港の數増加し、出口・入口の貨物多く有之に於ては、双方の利益共に多かるへきは顯然たり、且何れの大名にても、

御門に要請するならば其許容を得ん事ハ掌を反すよりも易かるへし、不知、大君政府よく此事情を察するや否や、もし能く之を洞察して相当の所置あらは、固よ

り他の大名に勝れて永世其利を失はざる事勿論なるへし、

二

○

○ 日本新聞第四十三号但六月廿五日三十三号と共に到来す、西曆一千八百六十六年七月七日 我慶応二年丙寅五月二十五日故に其低訳成す

横浜開版

横浜開版

此度の一週間は新規税則の書付を手に入んと欲し、日々杖を曳て此所役所に奔走せし故、其余の書漸く二通手に入たり（共に幕府の人より贈られたるもの也）、之を見るに長州終に幕府の命に承服したる由なり、乍然前週出す所の新聞紙に載たる説も亦慥なるもの也

税則は外篇に、訳出す

一 今日紀州公原注云、五十東海道を通行ありて、今夜は程ヶ谷泊りなりといふ噂あり、是大坂より江戸へ行かるゝなり、

三

○

英訳日本外史 每号統出

訳者曰、原文は日本外史開卷第一の論説一条を訳する

ものにして、本邦往古 王朝の盛なる頃、

天皇躬自ら兵権を掌握し玉ひて、

神功皇后三韓を征伐し玉ひ威名四方に布くを始として、
其後唐制に倣ひて將軍の職を設け、藤原家出て権を專
にし、源平二氏武職に任するより、

光仁帝の宝龜年間、又 桓武帝の御宇、及び貞観・延
喜の間奥羽蝦夷の乱、三善清行の事、天慶・寛治の間
源平二氏の勢漸く強く、

鳥羽帝に至て之を制せんとし玉ひ保元・平治の乱を引
出し、終に天下の大権武門に帰するに至るの由を記す、
然れども是固より頼氏の書に原つき、之を翻訳する由
なし、但其題を爰に揚て、以て西洋の人既に此のこと
き挙有といふ事を世の人に知せんと欲するのミ、

○四 越前英学生瓜生三寅直話五年筆記

当夏崎陽ニ而英人長州江罷越、今度御再征ニ相成候は
何等之訳ニ候哉相尋、長ニ罪あらは説之、無罪ならば
親ミ厚き国之事なれば援すんハ有へからず、為見舞罷

越度候間為通弁参吳候様英人の頼に応し、三寅相船乘
込下関江罷越候処、馬関奉行とて桂小五郎罷出、英人
云、今度御再征之御沙汰あり、貴国何之罪有て然るや、
桂云、一昨年領海通行之異船を掃攘せしは素より私怨
有にあらす、只奉

朝命のミなり、其後八月十八日已前之

王命は真の 王命にあらすとして、我攘夷発炮不都合と
なり、遂に不許入京師、是何に由て

王命の真偽を可弁、未知解、其意長防以て憂なす、依
之去秋家来之者共登京、之を弁し可申と思ひ差登候処、
豈図んや於京師及暴動候一条如何ニも不相濟儀ニ而、
蒙

朝敵之汚名、且為討伐兵馬を向、此時一言を以て申も
あらねは、暴動せし巨魁三員の首級を切て備実檢謝罪
すれハ、此事ハ算用済の筈也、爾後何之儀も無之ニ、
今度御再征其所由を不知、依て審ニ其子細を問ひ、其
情実を述て不聞時は不得已之次第、防戦の外無他事と
いえり、併援を乞ニ及はず、只社稷の儀におゐては可

然周旋相頼と云、英人領掌せり、夫より英人長防海岸
台場の得失を論し、長州より重大之饜応あり、桂三寅
に向て云、別に緩々高論承度候と云、三寅曰、我は越
藩士也、元洋学之為ニ崎陽に行、今度登京師候処、折
節英船之貴国へ応接の通訳を頼まれ、依て是迄同船せ
り、此事濟候上は他の事存不申と、桂強て之を誘ひ列
座ニ而大に饜応せり、其時一婦人出て取持を為す、言
語容貌京師之人に相違無之、且其婦人云、郎君はもし
新(脱カ)様御弟子にてはなき歎と云、我驚き答曰く、然り、
其故を問ふに、我は三樹の妓也、去秋暴動の頃桂氏遁
れて秋屋私ナルヘシの根太下ニ身を潜め、三日三夜時の隙を考て
我を携え微行以て奔り、遂に此処に至る状を審に語れ
り、畢而之を桂に問、桂曰く、ケ様の時命を失ふは実
に大死同様故に如此と云、扱先生は正家義と同唱し、尊
攘を主張せらるゝやと問へハ、桂曰く、尊 王攘夷の
説を唱るゆえ天下の人氣か帰したる也、當時は陳腐を
いふ小五郎に是なしと答、扱又當時過激社中三百人は
かりの者志を得、専ら国政を司り居候様子聞見せり、

又長州は公(脱カ)の由ニ而、夷人ニ物を売候ニは正直ニ価
を定、日本人同志之商同様ニいたし被申道ニ而、損す
る時は上より償可申との触書出候より、夷人喜ひ、時々
崎陽在留之夷人下吏をして色々の物を買せりと見聞せ
り、又此頃薩より新納武蔵守・五代才助自国条約之為
ニ外国ニ渡海せり、長州よりも是と同船して九人、条
約且遊学の為ニ遣ハせしと云、過日香港より一便あり、
新納出立之支度ニ外国の金を尊ふ故に、金作りの帯剣
及び衣服迄悉く金の飾にて立派ニ出立せり、其費一人
に三千金に及ふと云へり、又上海ニは幕府并薩長之商
館有之由、又長州の一(脱カ)江戶(脱カ)に参り居(脱カ)外(脱カ)色々交易
の品物場取しらへ、外国江往復いたし居候由、右之外
種々談話略之、又英人と同船して横浜に至り、暫有て
越前に帰省し、京師に來り、三日滞留して、十月九日
京師を發て崎陽ニ行けり、

○五 右同人、橋府某との談話

右之趣、橋府某へ相咄候処、某申けるは、三樹の妓一

人暴動之節行衛不知の説も兼て承之、桂氏の行衛も是にて明白也、此節並夷長防に在て反射炉をたて大砲の鑄造及び焰硝の法則伝習せしもの聞有之、且仏の書面中を以て考ふるに、長の外夷と通信通商せしもの状尤符合せり、只桂氏の談はしめて聞しに、通商は素念にして攘夷は一時之一策の説あり、遁辞歟、既に去夏於伏見福原越後と戦話せしに、専ら攘夷の説を立て不止、若不遁辞時は彼に被欺候事也、如何にも忌々敷事也、扱當時は狐狸類沢山にて官武共ニ大ニ御困り也、薩の如きは、自国ハ専ら交易し外国と条約を結ひしは、仏の書翰にも有之、今度撰海異船渡来之節も、薩船同所に渡来、異船と並ひ繁き互に往復するの状、如何にも心を合せて渡来せしものゝ如し、然るに撰海異船掃攘の御沙汰相成候ハ、當時左京の人少ながら先鋒仕度旨伝 奏江致建白、去ル五日御呼出了簡御尋之節も異船応接は一手ニ被仰付被下度、若不聞時は直様先鋒掃攘仕度杯と申出、右薩船之渡来せしは既に霜月一出帆せりと云へり、其他宮堂上方江取入関東之邪魔を入、関

東ニ而は京師の有事無事を語て官武令離間、或は諸藩ニ語るに、互ニ離間するの策あり、中納言殿にも之を憂給へり、

一今度橋公江御補翼被蒙仰、是ニ而兼而之関東之嫌疑御水解之姿、御誠忠貫徹、

皇国之為以て祝すと云、其時水島云、然り、先七八分は御水解も可有之歟、いまた全く其患を不免、既に中納言殿にも御退役にて御帰府御用人甲府江逼塞、我も逼塞と申事ニ幕議一旦相成居候、其罪状を見るに無跡形事計驚入候事、此上迎も薩杯彼是周旋せは、折角今日之場ニ至候而もいつ頼れ候哉、実以困り入候は彼也、併ながら尹之宮・二条殿も御氣付と見へて、此頃の御沙汰となれり、

一松前・阿部兩人、会津江御預之評議略相決居候得共、御沙汰止ニ相成候事也、是ハ在所江突離し置時は、松前殊ニ外夷江隣候故御懸念有之事なれとも、近国諸侯も有之事故、為差事もあるましくとて右御沙汰止ニ相成候、

一条約

勅許と相成上は、余程御規則ニ骨のおれ候事、依て從朝廷万石已上御呼登之御沙汰有之候得共、それにては余り大造也、且此節之形勢と相成候而は御譜代はかり五七侯閥老御手も合兼、又諸藩御呼登等御評議も被為在、中国例之如く五奉行相立、外様の内より相勤候様致候杯之此頃御評議中也、

〇六
寅六月十八日閥老井河州江達

(六の1)
大和守川越領最寄武州飯野村河原江相集候者共、所々及乱妨候ニ付、追々人数差出取締向嚴重申付置候趣、当十六日以書面一応入御聞置候処、其後追々徒党之者弥増、武州比企郡・高麗郡・多摩郡・入間郡之内領分并御他領共所々屯集罷在及乱妨候ニ付、為鎮静炮隊増人数手配諸方江差出向ニ付、発炮をも致し相散し候と、又々相集所々江分れ乱妨ニ及ひ候、何分多人数之徒党共所々屯集、又は潜伏罷在候と申様ニ而、鎮静相成兼候趣、尤召捕候者共始殺傷有之趣ニは候得共、未取円

申上候場ニ至兼、猶精々仕罷在候旨、在所家来之者より申越候、此談及御聞置候様大和守申付候、以上、

六月十八日

松平大和守家来

岩倉弥一右衛門

(六の2)
去ル十六日・一昨十八日と追々御届申上候、大和守領

分川越最寄江屯集致乱妨候徒党之者共、為鎮静夫々手分人数差出、発炮或は手強相詰候処より、領分最寄追々及退散候旨、領中民家相毀候軒数并徒党之者共之内討取又は召捕候人数等之儀取調之上追而可申上候、尤右徒党之者此後立戻及暴行候哉も難計ニ付、為取締差出候人数は其假無油断相固罷在候段、在所家来之者より申越候、此段申上置候様大和守申付候、以上、

六月廿日

——家来

岩倉弥一右衛門

〇七
寅六月廿一日閥老井河州より達

(七の1)
水戸殿家老江
中山備中守

御用有之候間、早々上坂候様御申付可被成候、此段可被申上候、

(七の二)

水戸殿家老江

中山備中守事、此節差扣御免之儀は難被及御沙汰儀二候得共、此度御用有之上坂被仰付候ニ付、差扣被成御免候間、其段御申聞被成候様可被申上候、

○八

寅五月十七日於芸州達

松平安芸守家来

野村帯刀

右之者先般長防御所置之儀ニ付、役々より家老共呼出見込之趣為相尋候処、勤柄不似合之申立も有之、慎申渡置心得方可相尋之処、国事多端之折柄深御主意も有之候付慎差免候、此後一際憤発勉勵致候様其方より急度可被申付候、

五月

九

○^(德) 激文寅六月写

天下今日之形勢ニ至りたる根元を尋れハ、畢竟幕府之御政道不正多きより差起、其大要之一二を挙るに、戊午の年違

勅調印交易取結ひしは、天下私商巨魁通用金銀之吹替に其位を下けて莫大之私利を営ミ、物価日々貴く、生民塗炭之苦シミに至るは賊罪の張本也、人心憤怒堪へからざるより許多の禍乱を醸成せり、

聖天子深く之を憂ひ玉ひ、屢々

勅詔を下し給ふといえども、陽に載(德)き陰に背き、曾て遵奉之驗分毫も無之のミならず、動もすれハ脅

天朝矯 勅命候様之所置も多く、其君を蔑にし民を誣る極悪大罪を身に負ながら、みつから其罪を反省するの心は更になく、聊にても己か嫌疑に涉りたるものは、心術の正邪曲直を不論、一概ニ残忍酷薄の所置を施し、虎威弥加ハりて民心は弥離る、天下の怨反道路以目するの姿に相成居るは陳述に不及、然るに諸藩計較禍福

傍觀一人として

天朝 皇国の御為をおもひ其職分を尽すものなきは痛哭流涕の至ニあらずや、我々等も又御進発陪從中の者といへとも、熟ら大本大義を相考候へは、非道非義の沙汰に随ひ一日の偷安を謀るは、第一上は

皇国之大道に悖り、下は 君父之先靈地下に對しても心恥しく、千歳史籍の汚名難免、伏惟

朝廷の尊き所は天下の人心を取、天下の公道を行ひ給ひてこそ、億兆蒼生の奉仰所也、然るに中古以来萃而御失体は

朝廷の御微力公卿の暗弱邪佞にして、賊焰の熾なる時に當つては、非道の

勅をも賜りて幾多の忠臣を非命に斃し、神州の正氣も之か為に靡耗し、万民苦死し、

朝威も不相互有て無か如し、此度の姦譟邪曲言語同断、実ニ不忍陳也、豈不可歎也、豈不可謹也、天下の曲直分明に白す、今幸に同志の者を糺合し、

皇国の大道を維持し正義を助けて回復を謀らんと欲し、

窃に誓約する所也、按に天下有志の諸君口に不言とい

へとも、其志の同じき符節を合するか如くなるへし、

他日機會の一呼速に其響應を期すへし、檄文如此、

征夷府与夷狄合勢以脅

天朝万古未曾有公卿尽邪佞諸侯蠹賊

戊午以来死者以千数

天子親誓神明將軍屢上洛

勅詔何卑真 勅詔何乎信

〇〇 航西小記附録

(二〇の1) 今般西洋滞留中彼方諸生之嚙、或は閭巷之風説等日本

之事ニ係り候儀は、心を留承り候処、兎角ニ日本を悪

しき様ニ申者十に七八ニ而、間ニは公辺江奉対恐多き

事件も不少候得は、相憚り以前差出申候航西小記中ニは

認入不申候処、猶彼方内情見聞之次第も有之候ハ、

認差出候様御内沙汰ニ付録上仕候、彼方政府之内情は

機密ニ而可被知様も無御座、唯道路風説程之事ニ付実

否何様ニ可有御座候哉承候儀を認上申候、都而歐羅巴

洲ニ而英吉利、仏蘭西、魯西亞、フロイス、オーステ
ンレーキ、五強国と唱へ、其他イタリヤ、和蘭、デー
ネマルカ等皆文明の政事ニ而相互に条約を押し立信義を
以相交居申候、然共其政府々々の内情は相互ニ異心を
挟ミ、若交際之間条約ニ背き信義を失ひ候国あらは、
猶予なく討伐して其国を取ん事を望ミ、英吉利・仏蘭
西・魯西亞杯は其意最甚敷、仏蘭西政府にては英国を
亡さん事を希望する故に、英国之過を見出し之をケ条
にとり罪せんと企をなし、英国の仏蘭西に於るも同
様なり、魯西亞も日本ニ而は信義の国の様ニ唱へ候得
共、日本及支那等を取らんと欲する内情は無にしもあ
らず、併し一度条約を取替したる上は罪なきに其国を
伐つこと能はず、譬へは魯西亞にても英吉利にても、
私に日本を討んとする時は仏蘭西・米利幹より日本に
応援して其妄伐の罪を正すへし、故に各国と交を結ぶ
には、国の富強大小ニ拘はらず、只信義を失ざるを以
て主とす、即今ホルトガルは歐羅巴第一之貧国にして
軍備なき国なれとも、条約に背かず、交るに信義を以

てするか故に、英仏の如き強国近方に在りといへとも
手出しをなすこと能はず、近来合衆国より英吉利に使
節あり、其趣意は、亞墨利加南方北方合戦のとき、全
南方ハ反謀して亞墨利加大統領か為にハ大賊なる事は
世人皆知る所なるに、英吉利より南方に軍艦を遣はし
応援なしたる事、信義を以て交る国の為すへき事にあ
らず、依て亞国より其罪を正し莫大之科料を英国に出
さしめ、もし科料を不出に於ては即刻英国を討伐すへ
きよしを申向候処、英国にてハ兎や角遁れんとして暫
時は押移候へとも、終に科料を出すに談判相決候
員數は、英吉利強暴といえとも、理に戻り条約に背
き候得は、如是ニ候故、各国交りを結ぶに一度信義を
失ふ時は一日も立かたく御座候、然に日本政府の外国
人に対し条約に違ひ信義を失ふこと度々にて、加之動
もすれハ鎖港の談判に及ぶゆえに、日本政府今の通り
にては永統無覚束薄水を渡る姿也と、一般の風説に御
座候、

一 仏国の都パリス滞留中、同所の学生等と相交り、談話

の末に、歐羅巴にて日本の風説如何や、少も忌憚らず申聞候様相尋候処、右学生の説に、日本の外国人と交る事を喜ハす、歐羅巴の威勢に怖れ交を為す故に、時々日本国民等は鎖港の説を唱ふる者多し、且政府にても屢条約に背き虚を以て外国人に交る故に、世界相当之交に戻れり、然れともいまた日本に兵を向けざるハ、元日本は今より二百年前、ホルトガル人九州に在て乱妨したる事あるにより即刻打払ひ、其後鎖国して只和蘭と支那に長崎通商を許すのみ、嘉永年中亜墨利加人渡海してより諸歐羅巴ニも約条を結ひたる事、十年に越へず、故にいまた字内の形勢をしらす、所謂井中の蛙也、方今間に日本討伐の儀もあれとも、各国の人民はいまた日本の開けざるか故に如此、夫を討は不仁也、不義なりと寛恕して一致せず、若歐羅巴各国の中に日本政府の為す如き所置あれば、決而猶予せず、忽ち各国申合せ討伐すへし、近来も已に英吉利のミニストルより日本討伐の義を各国に布告したれとも、いまた諸国共に決定の返答なし、多分日本討伐の儀は先此俛

て押移へき哉の風聞なれとも、事実ケ様の場合に至りたれば、日本も速に富国強兵の政をなし、各国と交るに信義を以て条約に違ハざる様無之は、実に危き時勢なりと語り申候、

一 亜墨利加のジョンソンと云者に^{パリヌ}巴理府にて逢し時、同人かはなしに、英吉利・仏蘭西の両国は頗る日本を取らんを希望するの模様也、其故に今薩州は幕府に背き内々に事を計り討幕の企をなす事を、英吉利にて能く承知すといへとも、之を不知体にて、薩州人等か英国に至り諸器械及軍艦を求め諸學術伝習杯するにも懇切に取扱ひ置て、夫を幕府には何之沙汰も不致、又幕府ニも懇切に交り、此節横浜に於て日本より海陸軍の伝習を頼み候処、英仏相争ふて伝習せん事を望めり、人に物を教るに相争ふて教るの理なし、是英仏日本をなつけ終には吾有にせんとの遠謀也、また今幕府と薩との間に事あらは、其勝敗の模様により必勝利の方に応援すへしと語申候、

一 米利幹のピールと云者に出会、其はなしに、もと日本

人は性質鋭敏にして物事に合点する事至て速也、又国民等随分貿易する事は好めとも、政府にては国民貿易を不好と外国人江申向もあらとも、左にあらす、凡宇^(マウ)内の人民欲心なき者あらす、皆金銀を得ん事を欲するは人情なり、金銀を得んと欲するには貿易なさゝる不能、然るに往々日本人鎖港の説を唱へ、或は外国人を殺害する事あり、此事実を考ふるに、全く外国人を惡むにあらす、是は幕府に怨ある者政府をして迷惑せしむるものならん、若外国人を殺害する時は、政府より莫大の過料を出さゝるを得ずして、終には幕府疲弊し日本国の諸大名を指揮する事態ハさるに到らしむるの術なるへし、若左なくして、外国人を嫌ふのミにて斯く屢外国人を殺害するならば、日本人は最も世界の痴愚なるもの也、其故は幾千万人の外国人を五人や十人殺害したりとて、其人種尽るへき歎、又ハ外国人其勇氣を恐怖して日本にゆかぬ様に可成との存念か、何も可笑事也と語申候、

一 仏蘭西のシャルといふ者の咄に、日本は氣候世界に勝

れ、地面富饒にして諸産物も亦莫大也、然にいまた富国強兵之場に至らざるは、全く其国政の宜しからざる故也、其政事何によらず御老中の意より出て、万民心服するとせざるに闕らす所置をなす、而して人を用^(に脱カ)る門末を以てして人材をあけす、一度人材を挙用るといへとも、重役の意に背く時は忽ち貶廢して再ひ用ることなき故に、下に人材多く、上は愚蒙の人多し、是其国の一致せざる所以なり、又外国人に接するも、諸談判のとき理にせまる時は当座遁れの返答におよひ、後日再ひ其末を押尋る時は前日の説と齟齬するに至り、大に困し、終には国の費となる様の事多し、且亦古より貿易なさゝる国なる故に貿易に暗く、商人等只今日の利のミ争ふて、我さえ利徳あれハ他の人の後年の事は思はざる故に、日本国中に許多の損失となり、終には吾身の利得も末遂ぬ様成行に心付す、西洋にてハ幼年より商買の学校に入て商買の学問をすれとも、日本にてハ町人の子弟は教なく、只算用手習を稽古して目前の利を得る事をしるのミなれば、日本に於て商人を

賤しむる事甚しく、日本商人は學問をせず事に疎き故に、賤むの理も有へけれど、士官の其位にありて其道を失ふに比すれハ、町人は今日の活計に困せず、他の助を受ざるを以て見れば士官に然れとも、日本は往古よりの風習にして士は粗食麤服して其家貧乏、且其人才力なしといえとも之を充分として商賈を賤しむもの多し、今日本をして富國強兵に至らしめんと欲せば、産物を開らき巧者に商賈をするにあらざれば能はず、且商人にも商売に關ハる學問させ、政府にても貿易に心を用ひて諸産物を輸出して金銀を得、其金を以て武器を備ふるに非されハ、強兵たる事を得へからずと語り申候、

一 英國のニュートンと云者の喩に方今世界の模様を見るに、國を治め民をなつくる事の容易なるハ日本に如く國はなし、日本は數百年來昇平打つゝき、下にある者より高貴の位有る人を見ては賢愚に拘はらず尊敬する事甚し、故に高貴の人其臣下は勿論町人百姓等に些少之物を賜ふ時は喜悅し、親族打寄て相祝して其品を終

身の重宝とす、是の如き故に今上に仁を施し公の政事をなす時は、國中忽ち一致して國民等其恩を報せん事を競ふ様ニ成事は亦掌を反するか如し、若歐羅巴にて日本のことく平人は國帝を仰ぎ見る事を許さず、宰相重役の通行に人を払ひ退く等の事を為さは、忽ち人氣沸騰し不日して其國亡ふへし、故に國帝より國民を取扱ふ事至て親切なり、已に昨丑年仏蘭西帝國中コロリ病流行の節、國帝みつかから病院に至り、懇に病者の安否を尋問する事しはくも也、又貧院に入て是を訪問する事も亦屢々なりし、之を以て其他の件推て知るへし、英國もまた女王のみつかから病院に至り貧院に至り老兵院に入て尋問すること仏國と同様也、故ニ仏國民は皇帝の恩沢を仰ぎ、英民は女王の恩を報せん事を忘るゝ事なし、是蓋し日本と歐羅巴とは往古より其政事の風習異なるニ依れり、

一 巴理府滯留中薩州人石垣銳之助 本名新納某、大身の由、此度参り候内之重役
関研藏 本名五代才助、此者長崎ニ而親數相交候者ニ而、外ニ一人名前失念仕候、以上三人は役人にて渡海いたし居候、外ニ諸士十六人、薩人都合十九人、又別に長州人八人、土州人二人英吉利ニ参り居、いづれも遊學ニ御座候、併面會は右新納以下二人迄ニ御座

候、此三人は英国を本館として仏蘭西
等の近国、何歟周旋の様子ニ御座候

之序ニ、何故に事を公にして渡海は不致哉、ケ様私に

忍ひての渡海なれハ、公辺江異心を挟ミテの事歟と疑

念懸間敷ニもあらずと申候得は、五代曰、今日本の事

情薄水を踏かことくにして、一日も因循しかたし、幕

府にて速に奮発し、日本の歐羅巴各国の交同様ニ相成

ハ、豈幕の臣たる薩州より許多の金銀を費してかゝる

事を為すへきや、然るに依然たる幕吏の因循深く之を

嘆するの余、物入をも不厭ケ様遠海を隔て是迄罷越た

るは日本国中の為にて、日本の為は即幕府の為ならず

や、只々日本の歐羅巴に劣らざる様ニとの寸志にして、

敢て幕府江異心挟ミテの事にては毛頭無之候得共、ケ

様の事を今幕府江申出候而も決而聞済ニ可成勢ひに無

之故、差当り日本の危急維持為渡海也と申ける、

一帰帆之節船中にて乗合諸歐羅巴人等の噂に、今英吉利

より薩に心を寄せ、薩と幕と事有ん事を希望する模様

ある故、龍動^{ロンドン}にて薩人を懇切に取扱ふ事幕府の使節よ

りも丁寧なり、今年も島津三郎の次男龍動に渡海に相

成候由、依て歐羅巴の風聞には薩州は却而幕府よりも
権ありて不遠日本国中は薩州の有と可成抔と申唱ふる
説もあれと、此儀決而行ハれざる事と心有人は承知せ
り、英の幕・薩の間に事あるを希望するは幕府を疲弊
せしめ、終には日本の諸港を英の有とせんとの底意な
るへし抔と、取々の嘶に御座候、

右之外諸人の説話・閭巷之風聞等、日本の事に係り
候事件前文に大同小異ニ而、別に録上仕候程之事承
り不申候、

慶応二年寅三月

岡田撰藏

外国奉行

使者

柴田日向守

外国奉行支配組頭

副使

水品楽太郎

同支配調役

英仏

富田達三

通弁

塩田三郎

英仏蘭

福地弥一郎

同

小花作之助

俗事方

(一〇〇二)
(マルセーユカ)

仏国コルセールの旅館

部屋代 一人ニ付 四拾九匁

茶 一人ニ付 拾四匁

朝飯 一人ニ付 四十二匁

夕飯 同 四拾九匁

湯 同 廿匁

サボン 一塊ニ付 三匁五分

コーヒー 一碗 同

燭 一灯 同

リヨンの旅館

部屋代 同断

活花 一瓶 廿匁

葡萄酒 一瓶 三兩貳朱余

氷水 一碗 三匁五分

巴理府の旅館

部屋代 一人ニ付一日 貳兩壹歩壹朱

茶 同 一度 三匁五分

朝飯 同 三步貳朱ト三匁五分

夕飯 同 壹兩三歩

コーヒー 拾四匁

蠟燭 一灯 七匁

シヨタジョン町家借

借家料 一ヶ月 百七拾五兩

囲床 一ヶ月 貳兩壹歩壹朱

蒲団代 七日分十六枚ニ付壹兩三歩壹朱余

枕代 七日分十八箇 壹兩余

手巾 七日分六十枚 貳歩壹朱余

食料一日一人ニ付 壹兩壹歩壹朱余

酒茶は別也、

蜜柑一通例之品 七匁

医師 薬法計

薬店医師免許ニ無之者不相成、

英国平常王都警衛之兵卒二十万人

仏国兵卒二十万より四十五万迄

英国蒸気船

第一等の船客上等の室ニ居る者は

九百廿匁兩三朱と壹匁七分五厘

第二等の室に居るものは

五百五拾九両貳朱ト三匁五分

第二等尋常之室に居る者は

四百四拾七両壹歩貳朱ト貳匁五分

〇一
寅六月廿九日雲州侯より届

石州路攻口御手薄ニ候間、出羽守儀応援之心得ニ而当月五日限迄出張候様可仕旨、於芸州広島小笠原老岐守様より御達候ニ付、去ル三日先手人数石州路江繰出候得共、同国は險隘之土地柄陣所等之差支も有之、彼是人数不残期限迄繰詰候儀は難相成候間、惣体之人数は石州境迄繰詰無手技繰込候様可仕旨、芸州於広島小笠原老岐守様江御届仕候、猶又於大坂も御届仕候由申越候、此段御届申上候様申付越候、以上、

六月廿九日

内
田口弥十郎

〇二
寅六月廿九日脇坂侯より

兼而御届申上置候通、芸州口一ノ先討手松平安芸守被

成御免候ニ付、為応援去ル十八日先備差立、私儀今廿

一日在所発足仕候、此段御届申上候、以上、

六月廿一日

脇坂淡路守

〇三
寅七月朔日大垣侯より届

別紙(二三の1)之通於彼地松平伯耆守殿江出張来者より御届差出申候旨申越候、此段申上候、以上、

六月廿五日

戸田助三郎

別紙(二三の2)

別紙

一今曉卯之下一刻クワ島山林ニ而二ヶ所火之手相見候付、早速人数相揃模様相伺候処、西北山々より鬨之声を發し、兵糧御焚出所并陣所々江鉄炮夥數打掛候ニ付、大小炮を以相防候処、敵軍より棒火矢にて致放火、一端之勢猛烈ニ候得共、大小炮を以散々打立追退申候、官糧御荷物等別条無御座、彼我殺傷之儀は未相分候得共、不取敢御届申上候、以上、

六月十九日

内
戸田権之助

一四
○寅七月朔日松平隠岐侯より願書

此度毛利大膳父子追討被仰出、隠岐守并式部大輔四国海路一ノ先被仰付候ニ付、五月廿九日より追々人数繰出、去月八日防州大島郡江先手之者共討入及戦争、夫より次第ニ繰詰、同十六日同郡之内普門寺山江押寄遂一戦候処、勝利無之、討死手負等も有之候ニ付、一応隠岐守領分中島迄人数引揚、養生之上猶又押寄候趣注進申越候処、当地ニ罷在候家来、隠岐守父子之安危如何可有之哉と一統心痛仕、先途見届申度旨申出、種々相諭候得共、強而欺願致し難黙止、且は此度四国手先鉾之大任被仰付候ニ付、速ニ成功遂不申候而は隠岐守父子瑕瑾のミならず、乍恐 公辺之御武威ニも拘り候儀と奉恐察、可相成丈当地之人数をも差遣奉報

御国恩度候得共、兼而神奈川表御警衛被仰付置候儀ニ付、右之外余分人数も無御座、尤神奈川は去ル子年長防追討被仰出之節御警衛御免之儀奉願候処、当時御人

少ニ而御代合之御方様無御座候付、如何様共差繰置番人差置候心得ニ而人数相減候様被仰渡候ニ付、昨年右之趣を以御届申上、当地在合之人数大半召連候付、当地神奈川表御警衛人数は番人而已之心得ニ而相減居候付、此上は減方無之神奈川表御警衛御免無御座候而は一人も難差遣、当節柄御人少ニ而御手明之御方様不被為在候様奉恐察候付、御免之儀奉願候は御時節不并何共恐入候次第御座候へとも、前文不容易場合、家来一統隠岐守父子之安危心痛罷在候段、深御憐察被成下、何卒神奈川表御警衛之儀御免被成下候様奉願度、此段各様迄御内慮奉伺候、以上、

七月朔日

内
梯渡

一五
○寅七月五日夜聞書

大監察塚原但州、豊前小倉六月廿六日御軍艦ニ打乗、今七月五日晝七時横濱江着、夫より直ニ陸地乗馬乗切、同朝五半時前閨老井上河州江入来、跡より家来罷越、

尤此表之家来之趣ニ而供侍中大意風聞、

此度小倉表異船数艘罷越申立有之趣ニ而、右ニ付而之事ニも候哉、同日夕八時より外国人出府応接有之、夜ニ入相済、夫々退出、夜五時前也、

但横浜之風説に大小銃炮并彈薬等小倉口江積廻方ニ付、アメリカ船雇入談判之上積廻答之由、

一六
寅六月高松侯より届

上ノ関口討手被仰付候間、応接之心得を以急速致出張、松平阿波守・松平隠岐守・松平式部大輔・伊達遠江守・奥平大膳大夫・松平内膳正可被申合、尤為軍目付小堀大学被差遣候間、可被其意旨、今廿四日板倉伊賀守殿より御達有之候、此段以使者申達候、以上、

六月廿四日
松平讚岐守

一七
中津世子作州侯より願書

毛利大膳父子御征伐ニ付而は、養父大膳大夫儀兼而上ノ関口応援被仰付置、御差図次第出馬可仕候得共、長

州より豊前國中津迄は海上僅十里余之儀ニ而甚心元なく御座候間、私儀御暇可奉願方哉之段奉伺候処、御進発御留守中御人少ニ付在府罷在候様御差図被成下奉畏候、然処在所表は如何ニも手薄ニ而最早一二之手も出張仕、追々大膳大夫出陣跡之儀を、召連候家来一同深掛念仕、自然氣後ニ罷成候様ニ而は以之外之儀彼是心配仕、既ニ近領小倉田之浦江は長州より軍艦四五艘多人數乗込、焼玉を以悉く焼払、長州人三四百人屯集ニおよひ候よし、中津江は至而程近ニ而突ニ危急之場心配仕候段、急便を以申越候間、強而相願候も恐入候得共、爰許有合之家来共召連、本藩為守衛罷越申度奉存候、尤大膳大夫ニは品川洲崎御台場御預罷在、同所江夫々人數配有之、何分人少ニ而当惑仕候間、可相成候は前文申上候次第、幾重ニも御汲取被成下、右御預をも御免被仰付、急速大膳大夫在所江御暇被仰付被下候様仕度、此段奉願候、以上、

七月三日
奥平美作守

西曆一千八百六十六年六月九日

慶応二年四月十六日
(廿六)

横浜開版

昨今京都より来る所の報告を聞くに、彼地の甚た不定なる形勢をしるに足れり、其大略

御門より長州江言遣されて詰問の趣今以て其返答あらさるか故、是より一週日を限りて弥其ヶ条に順従するや、或は戦争に及ふべきやの決定あるべき由なり、右日限は日本四月十日の事なる由、然れとも我等のおもふ所にては長州人必ず其返答をなさざるへし、故に遂に廿一日に至て大君の軍隊前進するに至るへし、其確信は近日の内に之を得べきなり、

一薩摩は表に平和を示すといえとも、密に長州江加勢すへきとの説、衆人信用する一事件たり、然れとも此一条は各人の疑惑のミにして、別に根元あるに非ず、

一去ル一日、長徒一百五十名党を結び、其近国備中国に在る在る代官の居宅を放火し、数多の金銀を豪奪せり、
(符カ) 其後甲州に於てもある大名の住所を襲ひ之を火攻せし

か、当所にては其勞を償ふべき程の功を得ざりしと云、一方今江戸表にて米甚乏敷か故に、之を嘆訴するもの少からず、亦横浜に於ても其患なきに非されとも、当時の光景にては江戸の如く甚しきにいたらず、

一去る廿日、東海道に於て一異変あり、其事件の実説を得んか為に頗る心を尽せり、抑其事の顛末をきくに、当江戸政府の始祖たる家康公を尊敬するか為に、年々四月十七日、日光に於て祭礼有り、其祭礼の席上に列座せしめんか為に、

御門よりも長臣一人を例幣使となづけ、京都より同所江下向せしむ、但其職務たるや死人の靈前江供物を捧くへき者にして、元左迄高官ならずと雖も、此任を受たる間は甚非常の尊敬をうくる者なり、既にして右の祭礼終り帰京せんとする途中、鎌倉の近辺に差懸れり、折柄其所の役人慇懃に願ひけるは、東海道を通行する外国人あるか故に、此者共をして大道を避開かしむへき間、暫時の猶予を乞ひける趣也、元来此のとき尊貴人の通行有時は神奈川奉行より兼而外国コンシユル

江通達ある常例にて、当日はコンシユルより布告して

外国人の他出を止むる事なり、然るに此度は右の通達

無かりし故に、外国人右の大道に出行たる者幾組もあ

りし故、前文の如き趣をも申出しなるへし、しかるに

神奈川に於て或る一組の外国人日本の番屋に來り、彼

通行の間之を避しめん事を乞ひける故に、詰合たる者

之を許諾し、外国人を番屋江入置、扱例幣使通行の後

之を出し遣したり、然処稍過て例幣使の従者なる侍二

人、將軍の役人詰合たる処江立帰り、外国人を隠した

る事を咎め、忽ち一刀を抜き役人の頭上に傷付、其処

を立去れり、之に因て其罪人の追手として数多の人数

をさし向たり、然れとも例幣使は更に之をしらすして

鎌倉迄行過たり、而して右の罪人当所より英国里法三

十里はかり隔りたる小田原迄之を追行けるか、遂に其

行方を見失ひたりと云)、

ある説に、外国人一人彼行列に不意に行逢ひしに、彼

等刀を抜て外国人を切らんとす、然るに幸に馬上なり

しかは速にのかれ去る事を得たりと云、然れとも此説

はいまた真偽を詳にせず、

一九

○ 日本新聞第四十六号

西曆一千八百六十六年七月廿八日
慶応二年丙寅六月十七日

横浜開版

南方戦争の事

左に出すは陣中より來りし書翰の抄訳也、○全軍を惣
督する紀州は御三家と名つくる、將軍家三親族のいな
り、時としてハ此三親族の内より將軍を撰出するの例
あり、

一松平伯耆守は御老中の一人なり、

長賊叛逆の萌弥頭れしニ付、終に罪科一決して紀州

殿総督となりて既に発途あり、松平伯耆守は差添と

なりて既に今朝出帆す、京極主膳正は四国諸軍の取

締を任せられ、是亦明朝発向あらんとす、普代の諸

軍惣討入の日限は来月五日(七月十六日)と定まり

たり、

原注曰、普代とは小き大名にして將軍の臣下に屬する

者を云、

一長州は弥戦争と意を決したれども、恐らくは却て不利なるへし、然れども畢竟はみづから招く禍なり、

一戦争の様様は尚追々申述へし、

五月廿六日（一千八百六十六年七月八日）京都より、

○

頃日又江戸よりの報告あり、上に掲ぐる書翰の信実なるを証するに足れり、因て次に之を付記す、但し是ハ直訳に非すと雖も出所正しき告知の意を抄訳する者なり

一長州人専ら籠城の用意を為すといふは実説なるへし、彼既に詐謀を行ふ事、当地（江戸）に於て普く諸人の知る所也、

一当時京都は一橋（將軍家の重臣にして御三家水戸の一族）之を守衛す、京地に於ては江戸の軍勢を忌嫌ふ事甚しく、大坂の商人すら速に帰府あらん事を希望するに至れり、

一將軍は越前を補佐の官に任し、紀州には長州及びその

徒党を征伐することを命したり、

原注曰、越前は故のソーサイジョー総裁職（朝廷の顯官にして五十五万石の大名也、○長州の徒党は九州全島の諸侯なり、是長州の能く其国を支ふる所以なり、

一將軍は躬自陸軍に將として大坂に滞留す、

一近頃道路に充満する風説あり、云く、將軍もし一橋をして權を專にせしめは、將軍其職を失ふに至るへし、一橋ハ一時安穩なる時勢に至るを不滿に思ひ、みづから將軍に面争することあるへしと（將軍素より之に注目する事、既に明なり）、

二〇

○寅六月廿日県令川上猪太郎より届

追々御届申上置候陸奥国村々騒立候儀、去ル十五日之夜同国伊達郡岡村・長倉村、同十六日夜同郡中瀬村を及乱妨候後、支配所内事馴候者共江申付、徒党之者共願之筋為相探候処、生糸改・口糸蚕種紙改冥加御免、米価引下旁其外品々勝手仮之儀申聞候へ共、日増ニ多人数相成何様之儀仕出可申も難計候間、兎も角も取鎮

度候ニ付、願之筋取上ケ可遣候間神妙ニ引取候様再三為申論候得は、多人数之儀ニ而承伏いたし候者も有之候様子ニは候得共、頭取之者相分兼候ニ付、中々惣体ニ難行届候得共、精々周旋いたし申談候中、幾手ニも相分れ、去ル十七日朝同郡栗野村百姓池田長次郎宅、同日昼後松前伊豆領分同郡梁川村百姓家三四軒、同日夕私御代官所同郡五十津村百姓宍戸喜惣次外右人、同日夜ニ入同郡西大窪村百姓榛沢平七郎・藤田村徳三郎外二人、泉田村百姓太郎左衛門、一昨十八日晝同郡北半田村名主早田万七・同忠太郎、同日朝若地村百姓吉郎右衛門外右人、居宅・家財・酒・醬油類ニ至迄悉打毀、中ニは焼捨候分も有之、且金子等も被奪取候者も有之趣ニ相聞申候、然処私陣屋許桑折村之儀は、徒党之者共押来候往還口江兼而板倉甲斐守より差出候人数を以為相固、且手付手代共も出張罷在、外口々ニは手付手代等手分いたし為相固罷在候処、同日朝五時頃右甲斐守人数固江向ひ、人数二万人余も可有之、一時ニ押来候ニ付、甲斐守家来よりも前書之趣再応申論候得

共、不取用備向を打破立入候ニ付、出張之人数一先村央迄引取候処、直ニ村内検断、吉次郎外八人居宅を打毀、前同様及乱妨、猶私陣屋江向押入候体ニ付、甲斐守家来并手付手代共陣屋外村中ニ而喰止不為立入、若強而取入候ハ、打払候趣申聞候処、暫く相扣候ニ付、右家来より手付手代共江申談候は、右様之多人数ニ付一旦打払候而も始終防留候儀は難出来、手強之取計いたし候而も却て徒党之者共相激、忽ち村内は勿論陣屋等ニ至迄惣体に破却いたし候は、眼前左候へハ人命ニも拘り候儀ニ而、跡々取鎮方難出来両郡中惣乱と可相成候間、何れニも徒党之者共取有度候ニ付、取扱方為仕具候様達而申聞候間、最初は打払候上難行届候ハ、一命を限り相働候外有之間敷旨及挨拶候へとも、左候得は甲斐守人数は引取之外無之段申聞、無余儀次第ニ付取扱方為仕候処、徒党之者共儀、前書生糸改・口糸并蚕種紙改印冥加御免并売米金彦歩ニ付彦斗之相場を以窮民共江売渡、質物利下等取計有之度段申立候付、口糸并種紙改冥加御免之儀は其筋江伺之上可及沙汰、

安米壳渡方質物利下之儀は何れニも取計可遣旨、甲斐守家来より書付相認一体ニ申聞候儀も難相成候間、徒党之者共拾人位も呼寄為誦聞遣、猶前書支配所内事馴候者共も共々世話いたし承伏為致候処、追々退散いたし候へとも、多人數之儀殊ニ桑折村中并野田等江居余り隣村・万正寺村・同高館山伊達崎村地内阿武隈川迄屯集いたし候ニ付、申論方悉骨折、漸夜ニ入桑折村中ニ罷在候分丈は退散相成候間、家来之内武役之者共、甲斐守城下福島町江も徒党之者共押入候風聞有之候趣を以、速ニ引払、地方役之者相殘、同夜より翌朝江掛高館迄阿武隈川河原ニ屯集之分江申論相濟一同退散いたし候内、右川原と唱候村々之内桑折宿外三ヶ村定助郷困窮ニ付当分助郷被仰付候分有之、右は御奉行所江免除も歎願中ニは御座候得は、是非とも免除願濟相成候様取計受度段申立、是亦聞届遣候由之処、定助郷村々は右を聞及、当分助郷免除被仰付候而は難儀之段申立候得共、程能申論置候趣ニ有之、然処最初桑折村江立入候者之内五六千人程は甲斐守家来申論をも不聞届、

直ニ立出十八日夕より昨十九日迄、私当分御預所同国信太郎飯塚村名主中村吉右衛門・入江野村久作・下大笹生村名主銀藏外一人、下野寺村名主渡辺忠七・上野寺村名主六右衛門・下村名主佐久間太郎右衛門・下島渡村百姓佐久間善右衛門、其外阿部豊後領分同郡上坂野村・木下備中守領分同郡瀬之上村・溝口主膳正領分同郡八島田村・板倉甲斐守城下福島町・同人領分同郡郷之目村・久世出雲守領分小倉村・土井大隅守領分伊達郡板谷内村・湯野村等ニ於ても數十軒打毀、乱妨に及ひ、夫より同郡掛田村辺江立退候趣ニ有之、又前書十八日夕同郡伊達崎村地内阿武隈川原ニ屯集致し候者之内四五百人程は直ニ右川を東江打越、同郡新田村百姓橋弥太郎并同人親弥作・飯田村嘉兵衛外一人宅打毀、夫より睨と不相分候得共、阿部豊後領分・土井大隅守領分村々ニ於ても同様百姓家数軒相毀及乱妨、同郡掛田村江出、前書信太郎村々を及乱妨候徒と一手に相成、猶所々及乱妨候趣ニ相聞候得共、追々陣屋許より遠相成候間、行先之儀睨と難相分、一体右徒党之儀最初最

寄私領之内より起り、夫より支配所ニ相及候義と相聞

候得共、頭取之者難相分、村数之儀は信・達両郡之内

九分通、安達郡村々よりも相加候儀と相聞申候、右は

未全鎮静ニも至り兼候ニ付、巨細之儀調難出来候間、

猶追々取調申上候様可仕候、依之再三御届申上候、以

上、

寅六月廿日

川上猪太郎

御勘定所

〇寅六月廿八日閩老井河州より達

(二の1)

松平陸奥守

奥州伊達郡・信夫郡之内農民騒立徒党乱妨ニ及ひ候趣

相聞候間、国許在合人数差出鎮静候様可仕候、尤丹羽

左京大夫・相馬因幡守・秋田万之助・板倉甲斐守江も

相達候間、得其意、御代官森孫三郎・川上猪太郎被承

合可被取計候、

(二の2)

丹羽左京大夫

同文言在所在合之人数

相馬因幡守

秋田万之助

板倉甲斐守

〇寅五月廿七日於広島

(二の1)

長州三末家并吉川監物名代之者より別紙之通申出仕候

付差出申候、尤御裁許ニ關係仕候歎願書を取次申間敷

段御達之趣、兼而先方江達置候儀ニ付相断候処、国情

難黙止次第、何分ニも一応申上呉候様、只管申出仕候

付、不得止事其低差出申候、此段申上候、

五月廿五日

松平安芸守内

上野田吉五郎

閩老小倉州より達

書面兼而相達置候趣も有之候ニ付、別紙書面三通差

戻候間、其段可相達候様可仕候、

(二の2)

演説覚

一今般幕府より御裁許ニ關係いたし候歎願書は、決而御

取次被成間敷旨被仰出候段御通達被下候処、従来国情

徹上不仕のミならず、遂に斯迄被仰出候而は下情益鬱塞前日ニ倍徒仕、説諭之手段も無之、忽沸乱を促し、遂に天下之禍端を啓候事必然之勢ニ付、祖先来唇齒之御交誼弊藩窮厄御推察被下、是非共幕府今一応御尽力別紙之次第御取計被下候様、主人共より伏而奉願候事ニ御座候、就而は江波港ニ罷在、何分之御沙汰可奉待筈之処、被為置御尊藩候而も御混雜之儀、且両国人心沸騰之折から掛念之筋も御座候ニ付、岩国新港迄引取御沙汰奉待候、以上、

五月

(三の3)
一嘉永度外夷之御所置よりして御国威日々ニ陵夷し、人心不服之機有之候付、御父子様御苦慮被為在、幕府江叡慮御遵奉御示悔之御所置被為在度段御建白被為成候得共、

公武之御間御齟齬之趣有之、遂に戊午以来異常之變を醸し、内憂外患 皇国未曾有之御大事ニ付而御傍觀ニ不堪辛酉歳又々御建言、何分ニも幕府ニ於て今一際

叡慮御遵奉御尽力相成、天下之疑惑を解き、上下共御一致禦侮之御策被為立度、尚亦大樹公御上洛

勅諭台命を以御国是天下江御布告有之度段をも被仰上候処、御採用之上台諭を以御上京

叡慮御伺之処、下田条約於関東相濟候上言上………不分明思召勅諭ニ而は無之、其後自関東拒絕堅固

御勅諭且至当時仮条約も御破却御拒絕被遊度

思食候との御事、右は 皇妹御東下之節五ヶ年乃至七

八ヶ年ニは諸夷尽掃攘可奉安

(巻) 震襟候との御誓書閣老御連名ニ而被差出候事、右等之

次第ヲ以

叡旨台意共攘夷御確定之段、此時始御伺定ニ相成候儀

は速ニ御末家様方江御進達ニ相成候通りニ有之、終に

大樹公御上洛、君臣神明ニ被為誓、

勅諭台命を以攘夷御布告ニ相成候段は固より御承知被

為在候事ニ付、御父子様ニおゐて御感激ニ不被為堪、

聊藩屏御任御身家を以大起被為当、攘夷御魁被為成、

辱も 御褒詞賜候所、不凶も幕府ニ於ては齟齬之御取

扱振被仰出、統而京都差停ニ相成、從來御父子様御心志を被為勞、開鎖二条は 皇国重大之事ニ付、前件御伺定之通

勸慮御遵奉 台旨御敬順被為成、曾而一箇御私見相成、於下々は一統疑惑憂憤之余、

闕下近く歎願仕度、不得止事心事より昨今之変ニ至り、其砌外夷大挙致襲来候処、前断之次第ニ付奉

勸攘夷も一変して一己私闘之姿ニ相成候間、無余儀一と先止戦之御取計ニも被為及御慎被仰出候折柄、御官

位・御称号被召上、東西御邸は相毀たれ、猶も只管積年之御誠意御徹上被為成度、同列之者以下数人をして以

闕下不敬之罪を被為謝、尾州御陣扨ニ相成候処、又々大樹公御進発ニ相成、大坂表江同列之者罷出候様御達

有之、其後大小監察御下芸、

天朝・幕府之御耳目として御尋問之上一々国情民心御落意御承知候処、今日ニ至り候而意外之御達被仰出、

此度御名代兼江御渡相成候由承知仕一統驚惑悲歎、人情恟々罷在、別紙之通申出候間、別而私共不肖重役と

して御父子様斯迄御冤枉被為蒙候儀を不能奉霽候而は、上は御先靈様江申訳無之、下は衆人之鎮撫制服決而不相叶、生を天地之間索る所無之、此上は一死之外無御座候、実ニ臣子切迫之情不日禁犯而奉哀号候間、何卒正大至当之所を以断然御所置、上は御先靈様を被為安、下は二州生民を御救助被成下候様、泣血奉懇願候、謹白、

丙寅五月

御家老中

(二二の4)
今般宗家 御裁許之趣、大膳父子・興丸江可達と之御

旨、国内鎮撫筋尽力仕候様御地江差出候家老江御達被為在候処、全体宗家之老臣宍戸備後之介為其一途差出候得は、此者江こそ可被仰付所、其儀無御座、剩滞在被仰付驚惑之至奉存候、誠ニ国内切迫之情状は兼而申上置候通ニ付、右之次第柄伝承任、名代家老共帰途を遮候故、暫高森駅滞在任、僅ニ一先帰邑仕候仕合ニ御座候、就而は末家中申合度候得共、彼是隙取期限余日無御座候ニ付、不取敢監物より廿九日迄期限御猶予相

願置、鎮撫方之儀は精々詰合取掛候内願出之趣御許容被逐、難有仕合奉存候、別而申合尽力仕見候得共、從來士民於而は大膳父子奉 天旨竭臣分度無他之心事ニ奮励感激仕居、今般不容易御達之趣有之由追々伝聞仕、如何之御次第哉と疑惑憂憤不一方迫切之情、別紙之通歎願申出、猶宗家家老共よりも末家中江願出候筋、実ニ無余儀情実ニ有之、加之宗家名代穴戸備後之介御預ニ相成候由伝聞仕候ニ付而は、又々一藩之悲憤を増し、殊更説諭鎮撫其方便ヲ絶、何共不得止之次第、於私共も難黙止、是亦徹上不仕候而は不相叶奉存候、然るに別段悲罷居候を只管 台命服腐(腐之)而已ニ心付、御威權を仮り無理ニ押付候節は忽国内沸乱ニ至り候は必定ニ有之、私共支封之分として内に宗家始沸乱之勢を啓き、外は天下騷擾之端と成候而は△祖先之微功不被為棄厚(頭赴)脱瀟黙享アリ御趣意可仕候様ニとの心事御酌取被仰付、何卒天地大之御度量を以上下感服仕候様御寛大之御沙汰被仰付被下候様奉歎願候、右之次第ニ付而は私共江御達筋之儀は于今免角之御請申上候様難仕奉恐入候、此段幕府

向宜様御執成被成下度奉懇情候、已上、

五月廿五日

毛利左京

毛利淡路

毛利讃岐

吉川監物

(二)の5)
一 謹而奉申上候事

乍恐 御兩殿様多年之御忠誠一朝湮滅仕而已ならず、

爾來御国難相連り候処、御冤罪を雪ぎ鴻恩之万分一奉

報事も不相成、生を偷ミ日を曠く仕候儀、多罪之至誠

ニ以奉恐入候、然処今般又々不容易御沙汰振被仰出候

由、実ニ驚愕悲歎之至堪不申候、抑癸丑已來外夷之御

所置よりして

皇威日々陵遲人心不服屢内難をも生し候次第ニ付、御

兩殿様是を被為悲…… 公武之御間ニ被為竭不分明

勅諭台命御遵奉日夜御勉勵被遊候処、豈凶讒構百出御

冤罪次第ニ相増候故、臣子之至情切迫之余甲子之變ニ

至り候へとも、全以て奉対

朝廷不遜之心底毫末も無之段は天地鬼神も知り候処ニ有之候処、事柄不敬ニ涉候を以て奉恐入候次第ニ付、国家之汚辱をも不被為願柱石之臣を罪に所せられ、御両殿様御誠意を

天朝・幕府江御露呈被為成候御事ニ有之候処、如何之浮説御取用ニ相成候哉、天幕之為御耳目三監察芸州御下向、国情民心委曲御領掌相成候段被仰聞候ニ付而は、御誠意貫徹之期可有之と奉存候処、又候今日之形勢ニ相成候而は実ニ上天覆育之御聖意ニは決而無之御事、是偏ニ是非曲直を不問只管二州必滅之遂算を暗に賛成仕候向有之故に候、最早如何程御誠意を被為竭候とも決而御採酌は無之と奉存候、然処御両殿様兼而御奉上之御志厚被為渡候得は、枉而其指令之通一寸土をも削り小責をも御受被為成候哉之儀共御座候而は、却而御名議義は不相互、一步を退き候へハ一步をすゝめ、遂に二州浜滅ニ至り御罪名而已天下万世に遺し、人の指笑を被為招事必定ニ而、誠ニ不堪苦慮痛念之至奉存候、然は此災難ニ当り候而は如何ニも其宜を不被

失様其力を被尽、社稷を御保護無之候而は、上は御祖先之神怒を被蒙、下は二州之士民其怒を帰する所無之と奉存候、私共是迄生を偷ミ日を曠し何共無申訳次第、一統議決仕候処有之、仮令公旨ニ出候而も、上件之通不条理成御沙汰有之節は、誓而奉命不仕奉存候付、乍恐兼而申上置候、恐惶敬白、

長防
士民中
寅五月

〇二三
備前侯より達月日未詳於大坂關老江差出候歟

芸州口一之先討手松平安芸守御免被成候ニ付而は、早々出張仕候様、尤兼而御達御座候通応援之積可相心得旨御達之趣承知仕候、然処去ル八日御達面問罪之師被差向候御主意之趣并松平安芸守一之先御免相成、御達之趣難相弁筋も有之、右二件之条理相同家来共江篤と申論候様致度奉存候、勿論人数之儀は兼而御達之通相揃置候得共、条理徹底不致候而は人心一定難仕候付、此段不取敢相伺候、以上、

月日
松平備前守

二四
○於大坂阿州侯より差出

今度京極主膳正事四国討手之面々為御取締被指遣候ニ付而は、指揮之儀も相心得候様、猶又御達ニ相成候旨御達之段奉畏候得共、根元若年寄之指揮ニ相隨ひ候柄ニ無之、於此儀は御断申上候、以上、

六月八日

松平阿波守

二五
○石州風聞津和野藩人の書乎

儲此程中より長防之御一挙も弥御大事と相成、扱々奉恐入候御儀御座候、最早頓ニ御聞込ニも被為在候半哉、芸州口之御手始有之、去月十四日同國小瀬と申処ニ而、彦根・高田・公儀御人数ニ而押攻、彦根家より炮発ニ相成接戦之処、敵間道より右御人数之後江廻り挾打之姿ニ相成、大御敗走ニ而広島御城下迄御引揚ニ相成候由ニ御座候、其後十九日之御攻入は御勝利と申事ニ承申候、右は芸藩梶川氏より直ニ相伺候儀ニ御座候間、全く之御事と奉存候、尤右御確報は先月十七日出之御

飛脚過る廿七日到着之由ニ御座候、尚亦石州路之儀は未御討手御人数御不揃ニ而、御先鋒之福山勢一番手丈先月十二三日頃御出張相成、依而浜田勢一番手は俱ニ同国御領分益田と申処迄御出勢ニ相成居候処、去月十六七日長藩士凡五六百人程襲来致候ニ付、右御人数と接戦に相成、前日之軍ニは大に官軍御勝利之処、翌十七日亦々押来炮戦有之候処、官軍利を失ひ、浜田勢鎗を入れ追散せし処、案外散兵と相成、四方之山上より炮発いたし、是にて大敗北と相成、軍目付三枝刑部様・浜田家老一人・番頭共討死ニ相成候由、浜田様御飛脚去ル朔日御到着にて実事拝聴仕候、右御戦争ニ御在所よりは人数出張も無之訳は、矢張御在所江も襲来いたし候哉之由、定而争鬪も有之候事欵と心痛仕候へ共、於今御混雜故哉否御飛脚も無御座、甚以心痛至極ニ御座候、尤右戦争之土地は津和野表より十三里計も掛へたゝり居候間、中々注進も延引ニ相成候事と奉存候、又浜田御城下江も十里計も有之、何分不容易事情故大坂表迄急便差立候間、一兩日之内ニは実否も相分可申

と只々心配仕候、且又右戦争に福山家ニ而は御人数之
内頭分は討死も無之候由云々、

小笠原左衛門佐
朽木近江守
松平能登守

二六
○寅六月廿七日閣老井河州より御達

松平加賀守

長防御討入ニ相成候ニ付而は、兼而京師御警衛被仰付
置候事ニ付、早々登京殿重御警衛相心得候様可被致候、
尤申立之趣も無余儀次第ニ付、一と先帰国速ニ上京候
様可被致候、

御進発御供被仰付、長防御討入ニも相成候間、急速上
坂候様可被致候、

二七の二

松平「後和泉守と改
名代
松平左衛門佐
酒井若狭守

二六の二

一長防御討入ニ付、加賀守予而京師御警衛方之儀、一昨
廿七日被仰渡之趣ニ付、来月四日御当地発途仕候、此
段御届申上候様申付候、以上、

同断被仰付、急速上坂可被仰付候間、此段内意相達候、
但以後御供被仰付上坂之事、

二八
○丹羽侯より届

六月廿九日
松平加賀守内
恒川新左衛門

二七
○寅六月廿七日於柳營
二七の二

本多主膳正
加藤能登守

奥州信夫郡川侯御陣屋より飛脚を以同国信夫郡・伊達
郡両郡之百姓共多人数徒党いたし、所々豪家等打毀及
乱妨、川侯御陣屋江も押寄可参模様相聞候付、兼而御
達之通為防人数差出候様、御代官森孫三郎殿直書を以
申来候ニ付、不取敢去ル廿日左之通川侯表江差出申候、

(物之)
者頭二騎但足輕共ニ 大目付一騎 郡奉行一騎

勘定奉行一人 大筒方侍五人 徒目付以下拾老人

医師一人

右同断之所、左京大夫領内江も押参候趣ニ付、領分境八丁目宿江左之通固人数差出申候、

郡代一騎 者頭三騎但足輕共 大目付一騎

勘定奉行一人 大筒方侍十三人 徒目付以下七人

右同断之处、徒党之者追々増長仕、領分之方江も押参候様相聞候ニ付、猶亦領分境下川崎村・内木幡村・針

道村、右三ヶ所江も前条ニ準夫々固人数差出申候、

右之通在所表より申来候間、此段不取敢御届申上候、

且又右徒党之者弥領内江押参候節は、可成丈穩便ニ申諭取鎮候様可仕候得共、右勢之者共不法相募乱妨ニ及

候節は非常之取計ニ仕、品ニ寄飛道具をも相用候心得

ニ御座候、此段御届申上置候、以上、

六月廿四日 丹羽左京大夫内
和田要人

右一揆及鎮靜候段、具令森孫三郎より挨拶有之候付、

右人数六月廿五日引取候旨、七月朔日届有之、

二九
明石侯より閣老江

去月廿四日、於大坂表稲葉美濃守様江家来之者御呼出之上、長防御征伐当月五日諸手一同討入候様御達御座候、依之兵部大輔出張之儀御同方様江家来之者より奉伺候处、此上出張之達は無之候間、兼而揃置候人数召連出張可仕旨御差函御座候、右ニ付去月廿八日より兵部大輔召連候人数之内追々芸州表江繰出、引続出馬可仕处、兼而持病之痔疾相発、押而出馬仕度種々療養仕候得共、暑気差障猶又強発仕、何分乘馬難相成、無拗暫出張延引仕候、少も快方ニ御座候ハ、早々出馬可仕、夫迄之处出張罷在候尾崎六郎江陣代申付置候段、去ル十四日於大坂表板倉伊賀守様江委細及御届候旨申越候、此段御届申上候、以上、

六月廿五日 松平兵部大輔家来
馬場源三

三〇
於難波閣老板賀州より達

酒井河内守

御在坂中島之内より西は木津川迄持場と相心得人数差
出、昼夜巡邏いたし御締向行届候様可被致候、怪敷者
等有之召捕候節は、別段届ニ不及当地町奉行江可被引
渡候、委細之儀は掛大目付可被談候、

〇三一 因州侯より閣老江届

因幡守儀、石州江応援兼而被仰付置候処、此度人数繰
出し之儀、依御差図早速繰出し可申之処、先頃以来雨
降続川々出水差支候ニ付、無抛出立見合居候処、去月
十一日より人数順々繰出し申候、此段御届申上候様申
付越候、以上、

七月朔日 松平因幡守内 洞 右馬太郎

〇三二 浪花新報

六月六七日頃閣老伯州侯より吉川監物江監察某を以
主意御書御遣相成候由之処、最早御手切相成候上は御
未詳請取申間敷旨ニ而指返し相成候処、尚激徒之所分と被

思召、格別懇ニ御認替御遣相成候処、吉川用人某と欽

応接追而主人江可相達旨ニ而、不敢取体ニ相見候由、
依之紀州侯杯も弥御奮発、九日より御取掛相成旨ニ而、
三兵隊小永島江松山侯御人数大島郡江向出帆相成候を
見請、出立相成候趣、六月八日出之早追十二日着坂、

但小永島を足溜りニいたし大島郡を取敷候ハ、小
瀬川辺出張之奇兵隊手を分可申、其節双方より御打
入可相成との御軍議ニは無之哉との風評ニ御座候、

一 六月五日出立飛脚十二日着

今五日迄は人数相揃兼候得共、八九日ニ懸り候ハ、随
分相揃可申御見込也と申来候趣、

一 同六日朝之四国飛脚同日着

松山侯御人数追々出張ニ相成、宇和島侯御人数何所と
欽申所江相揃候旨申来候由大洲久保田某咄しニハ、
城中江相揃置候様被申間

一 同九日彦根之早打十三日夕着

大島郡ニ当り炮声相聞候付、戦相始候半と之注進、最
早此後時々飛脚差立申間敷、此後飛脚差立候ハ、岩国
乗取候と被相心得候様見込有之体ニ申来候由、

一 芸州侯并付属近江守様御人数一ノ先御免、井伊・榊原
両家被命候、

一 同十一日頃発宿次之騎馬十四日朝着

去ル八日松山之人数大島郡八代と申所江押発炮いたし、
曾而取合体無之、海辺之民家都而戸指、偶相見候者逃
去候と申振合ニ而、防禦之手当等相見不申候由、

一 室賀予州之一手ハ前島取押同炮発相成候処、是亦取合
候体無之ニ付揚陣相成候処、御所置仰渡振服従いたし、
薪水等迄指出可申勢にて、防禦之体相見不申候由

凡相知居候処、右之振合ニ御座候得共、伝聞之誤も御
座候半と奉存候、尤此度之儀は右之振合ニ大違は有之
間敷奉存候、併右咄其源は会・桑・公辺より出候事之
由、

右六月十六日平戸藩より入手、

三三
○阿州侯建白

今度長防御裁許被仰出御趣意奉畏候、然ニ末家并家老
始二国之士民苦心ニ不堪歎願書差出候処、御採用不相

成哉ニも伝承仕候、就而は彼是愚考仕候処、何分諸藩
之人心不折合之儀と管見仕候処御座候得は、申上候通
天下一般鳴罪之上ニ無之而は、仮令雖台命衆人蒙命之
様如何哉と奉心配候儀、干戈を被促候時は、長防二国
よりして

皇国之乱緒引起候様可相成、其節は乍恐不一方被為惱
宸襟候様可被為至、天下治平之御政務被行被安
天慮候は御職任之御事故、一応御裁許は被

仰出候得共、此上ニも寛大之御所置御再議被 仰付、
諸藩を初億兆之万民迄も仰御徳政安堵仕候様、意表之
御英断被為在度奉存候、斯御打入之際申上候も奉恐入
候得共、天下之御為難黙止微衷奉言上候、

六月四日

松平阿波守

松平淡路守

三四
○西方之事情去ル十一日発

公辺之報知ニ三兵隊大島郡江、室賀伊予守御預之隊ハ
代辺江去ル八日炮発ニおよひ候処、士民男女共ニ三百

人計罷在平伏鎮靜相成候様奉願候と計り申、更に敵対いたし候模様は無御座、薪水炊具等如意いたし候付、陣取相成候由、察るに八方防禦の手合迄此辺は捨置候と見申候、

一 会津人数本隊之内半隊

大組物頭 井上兵橘

長柄頭

持弓頭 原田伊予

持筒頭

供番頭

椿山隊 一隊

糖谷隊 一隊

右人数合二千六百人、当月六日より十三日迄不残京着二相成候、尤甲州通（道カ）・上州街道・東海道三道より通行、

但不自立様上京と云、

〇三五 六月十四日出芸州より十七日夕着

（三五の1）
去ル十一日大島郡之内浦靱負持内久賀と申所江三兵隊

押掛、村上丹後出迎防戦、終に利を失ひ敗走す、三隊

江生捕五人計或村上之手 五人計討死と云有之、米二千計分捕、村上

丹後逃去行方不知由、伊予松山之人数同島之内安下荘

江押掛、格別防禦も無之、終に上陸放火せしめ陣営相

固候由、是ニ而大島郡皆悉御取敷、十二日御点検終日

相懸、十四日ニは松山之手三兵隊并小永島屯集之兵相

結ひ新湊江押掛之手段之由、

一 芸州口井伊・榊原之先鋒難進体、後勢跡を打入相成候

様御沙汰相成候処、先鋒両手奮発間道より打入候由、

十四日之戦争は互ニ先を争候勢ニ付、いつれの手も花々

敷戦可有之との事也、

一 伯州侯御人数廿日市迄御繰詰相成、

右は肥後浅井方より大里氏江之来札、大略之内伝聞

之誤も可有之、

（三五の2）
六月十四日立十八日朝着

去ル十四日卯ノ刻、防長之兵井伊・榊原之両手江逆寄、

両手大ニ敗走すといふ、事実未詳、

一或云、井伊・榑原両手間道より、津山・明石之両手表道より、両手一同討入、大に利を得事と云、事実未詳、

右両説不詳と申内、井・榑両手敗走之方実説らしく

御座候、

一勅答之内大樹云々以下、

右幕府之飾文之由、風評有之、

○三六
六月廿五日立難波の来翰抜萃

六月十三日夜木瀬川向長州陣ニ而数多之篝火を焚き候
処、十四日晝に彦根・榑原之手より川をへたて、大炮
を発、夫より大小炮戦と成、兩軍川を渡攻掛、戦央な
る時、右之方ニ有之山の後ろより長勢押迫り、幕軍の
中央ニ攻掛、此奇兵之為ニ兩軍散々ニ敗北す、井伊家
老岡本半助戦死、今一人手負と相成、惣軍崩立足と、
まらず、彦根侯兵船ニ而漸く逃れられしといふ、井伊
の手四百人余討死、手負数しれすと云、
一一説、木瀬川向之岸ニ篝火を焚き奇勢を示す、井伊家之

斥侯某母衣を掛河を渡り虚実を伺居候処、長軍よりね
らひ打に討落す、是より井伊勢我一二川を渡り攻掛候
処、前書之通奇兵を以打勝しとも云、

井・榑敗走之事は実説、則土藩北村某井伊家より承
候由、

一当月十四日戦争後、彦根勢取て返し戦を挑ミ候へとも
岩国勢不取合先無事ニ候処、十七日芸州領名不分明
大井と欵

処江長の奇兵隊の暴徒押出し、乱妨放火等いたし、兵
勢盛ニ相見候処、紀州水野大炊頭手勢を引率攻撃大合

戦と相成候処、水野終に勝利を得、首級数多取、無比
類功名を遂たるとの事ニ有之、

但是は芸州藩士之説、実説欵とも被存候、乍併勤幕
家之論故虚誉もはかられず、後略、

○三七
寅四月芸州侯建白

長防御所置御決之趣ニ而、御役々広島表江御差下、末
家及大膳家老等御召出相成、御達之次第承知仕候得共、
世間流布仕候、

御奏聞并 勅許御書付之趣ニ而は、寛仁大度之思召ニ被相伺難有儀ニ奉存候、御寛典ニ被処候儀は乍憚天下之形勢飽迄御洞察被為在、非常之御権道ニ候事哉と奉恐察候、然ル上は其事行はれず、終に干戈を用ひ候而は、折角御廟議無詮事ニ落合、且は国内平穩可致との勅意とも相窺ひ、甚以奉恐入候次第と苦心仕候、されハ事成否は如何と愚考仕候ニ、父子塾居ニ相成候而は、仮令家督は誰某江被仰付候共、一旦断絶之姿士民誰か為に恭順を尽し可保哉、君辱めらるゝ時は臣死する之界ニ至り可申と奉存候、亦削地之儀も元和・寛永之頃と違、今日ニ至り候而は殆と三百年之国恩を蒙り居候長防、其君あるを知て天下あるをしらす、本ノマ、事民穩ニ可差出共不奉存、彼是争乱ニ立至候儀は見え透申候、乍去天下之勢を以兩國之兵に向ひ一朝ニ可得勝道理ニ御座候得共、只兩國のミに無御座、方今内外紛乱之折柄、一旦事起り候得は永く兵端は不可止、天下治乱之界共可申欵と憂苦之至奉存候、乍去最早御決議御 奏聞も相濟、今更御廟算を妨恐縮之至奉存候得共、実以非常

之世態如何共難黙止候ニ付、不願潜越心付之假言上仕候、何卒再応御評議被為在度奉希望候、誠恐敬白、

寅四月

松平安芸守

〇三八
同侯再建趣意書

毛利大膳家来先年輦轂之下を騷擾いたし候付、尾張老侯諸国之兵を御総督被成御討入之日期被仰達候処、大膳父子深く奉恐怖、任用失人不明之畏れみつから寺院に述蟄し、首惡之三老臣を嚴誅ニ所し、其首級を獻し、吉川監物を以只管陳謝ニ及び、御惣督御聞取有之、御陣弘ニ相成、又々不容易企有之趣を以、大樹公御進発、直々追討可被為在所、教而後誅之台慮ニも被為在候哉、一ト先御不審之条件御責問有之候処、夫々分疏陳説いたし、是又大小監察御汲取御引取相成、追々御水解ニ至、格外寛大御所置之趣、小笠原始御役人方広島江御下り、大膳父子・三末家・吉川監物共御呼出ニ相成候得共、今以罷出不申、窃に惟、此説紛々之風説流言令伝聞致自疑自愕候事ニ可有之、在職之者ニは順

逆を弁へ如何様被仰付候而も拒絶仕間敷候へ共、彼僻陋之境頑愚之民は菽粟不弁、一凶ニ君父之危難と存込居候間、御所置次第ニ而は不得止干戈を被動候様ニ至り可申、夫ニ而は寛典之御趣意ニ反し、且彼我数万之生靈を銚鏑ニ斃も不便之至、況天下遂被其禍、万民塗炭ニ陥候様成行も難計、抑己丑年洋夷渡来より諸侯東西奔命内外与役民力稍尽之折柄、万一愚民頑固ニ因て兵端取起候而は、此上四海之疲弊実以不堪痛哭、乍恐其段被思召候而、兼而寛典之御所置ニ被為出候儀ニ可有之候へとも、御遥制之儀長防兩國之事情上達いたし兼候儀も可有之と存、御廟議も承知不致真之風説ニ依て先頃上書いたし、尚亦ケ様ニ申出候段御所置之寛嚴兎哉角申立候訳ニは決而無之候、只方今干戈を被動候場合ニ無之、呉々寛洪惻怛之御大量、示天之御高德ヲ以頑民を教諭有之、恩威並行彼等悦服し而奉命候様成、天下同力与々外侮を禦ん事を庶幾而已、

月日未詳

三九 於浪花彦根候届

(三九の1)

私惣軍昨十四日晚、榊原式部大輔・惣軍陸軍奉行竹中丹後守等兼而打合候通岩国江討入候積諸方分配、先手木俣土佐・二番手戸塚左太夫隊・三番手河手主水大井村迄繰詰、軍目付朝倉藤十郎も出張教陣整列、從天朝被仰出候趣為申含、使番竹中七郎兵衛・曾根信十郎差越、小瀬川涉越候処、賊勢防州脇村并八幡山より大小炮打掛候ニ付、直ニ大炮隊相進ミ、八幡山台場を始樹間屯集之場所目的敵數放撃、脇村江令放火候折柄、賊勢三百人計小瀬川を涉り、不計芸州大竹山より大小炮打卸し、追々味方之後山江相迫、南之方海辺ニ而は式部大輔人数も賊勢炮戦迫来候付、東之方宇上田山と唱候岡山江転陣待請候処、終ニ進撃いたし、二三番隊之儀は賊勢分配渡途を遮候ニ付、勇味村江分配山村地理寄烈戦後襲を防候得共、三方被取囲死地ニ陥り苦戦之処、兼而相約置候陸軍方新湊江も不相懸応援も無之候ニ付、無余儀四時頃ニ小方村ニ而三隊引纏防波村江

引揚申候、旗本先手貫名筑後隊は往来小瀬川筋より苦之坂迄押返して黒川村江繰込、苦之坂江出張いたし候処、坂上より押来、且両傍之樹間より烈敷発炮いたし候ニ付、接戦中味方大砲相損し、手詰之地理ニ無之賊勢北之方を東江廻り候付、小方村迄繰引備相建可致接戦之処、筑後儀銃丸ニ当り疵受候付、殿備横地小平太隊繰出し入替り敵敷防戦、本営取締候所、先手を始苦戦之機に乘し賊勢山上を跋渉、本営近く進撃いたし候付、字四十八阪之花所転陣、同姓兵部少輔人数緘原江出張、襲来候賊勢と烈敷防戦致候中、惣軍相纏候処、各隊山下海辺之難戦且帰途之村々悉々大△移転（頭註「落字」）之術を失ひ、器械損亡屯集致し候詮も無之旨、於大野村式部大輔申合伯耆守殿江申達、相同之上広島表江一ト先引揚、廿日市駅ニは簾本之内広島心左衛門隊殿備相兼差置申候、人数死傷之儀は取調之上跡より可申述候、此段御届申達候、以上、

六月

井伊掃部頭

（三九の二）
一此程御届申達候井伊掃部頭人数、去ル十四日於芸・防

国境戦争之節味方死傷、

隊長

鉄炮疵

貫名筑後

戸塚左太夫隊
母衣役

大塚与一右衛門

木俣土佐隊
使番

竹原七郎兵衛

敵陣江為使参り罷帰り不申候

曾根信十郎

戸塚左太夫隊
戦士

只木次郎右衛門

討死

木俣土佐隊
物頭大久保藤助組

梅本竹次郎

鉄炮疵

西塚才助組

中野房之丞

同

陣場方手代

小川貫之丞

討死

戸塚左太夫隊
物頭吉川軍左衛門組

同 藤田源三郎

河手主水隊
物頭沢村左平太組

同 山本金吾

貫名筑後隊
物頭黒柳源左衛門組

鉄炮疵 一村由太郎

河手主水隊
旗持

討死 中村千太夫

木俣土佐家来

討死 北村宗太夫

手負 北村要輔

討死 沢田利八

貫名筑後家来

鉄炮疵 宮川鎗吉

河手主水家来

討死 木川梶兵衛

戸塚左太夫隊

即死 軍夫 菅人

手負 同 四人

河手主水隊

即死 軍夫 菅人

手負 同 菅人

貫名筑後隊

鉄炮疵 同 菅人

即死 同 菅人

右之通御座候、此段御届可申上旨、広島表より申越候、以上、

六月廿五日 井伊掃部頭内 今井忠左衛門

四〇 寅六月廿三日板閣老より達

松平右近将監

其方軍目付三枝刑部致討死候ニ付、代り興津富太郎江被仰付候間、可被得其意候、

四一 浜田留守居より之書翰

只今七時因州之留守居真野氏江参咄ニ、当月十六日萩

之方より高津之門を越、益田と遠田之間江押寄候処、

益田に福山勢屯し、御当家之一之手遠田二之手津田ニ

屯居す、右両勢を以挟ミ討候処、多田村江駆抜候由、

十七日ニ長勢六百人程津和野城下をすいと押て、福山

勢も御当家之勢も中々防兼、散々ニ敗走し、長勢直ニ

御城下江押寄候、防州之方よりも多人数多田村江繰出

し、一ツニ相成御城下江押寄、御当家は籠城いたし居

候趣ニ申聞候、真野氏は右之咄熊本并唐津藩より承候

よし、実説は相分兼候得共、御当家之一大事と奉存候

間、先不取敢申上候、以上、

六月廿三日

右ニ付江戸浜田藩より因藩江人数出之有無問合候処、

当月十一日・十五日・廿日ニ繰出しニ相成候旨相答

候由、

四二

寅六月廿日府内出七月朔日着書状摘要

小笠原近江守殿・小笠原幸松丸殿人数、小倉より田之

浦江出張罷出候処、十七日暁長州勢蒸気船ニ而不意ニ

乗寄、大炮打懸候処、是より大炮打出し候間も無之小

筒を以炮戦いたし候処、同所外口より今一艘大軍ニ而

乗上り、両家人数後ろより鉄炮打掛、小笠原家苦戦、

城下之方江敗走之所、小倉より人数出候哉、鉄炮之音

共夥敷相成候旨、同所迄見届之者より申越候云々、

四三

六月十六日芸州におゐて平沢より来札、廿二日着阪、

廿八日東武着

前略、当表殊之外御混雑、何共紙筆ニ難尽形勢ニ御座

候、是迄追々長江之御取合紙面も御承知被成候半、右

一事も御採用無之而已ならず、芸藩も先手被差免、唯

会・井伊・榊原・紀州杯より申立之筋のミ御取揚相成

斯迄相運ひ、当月八日を事初、十一日杯ニは大島郡沖

且海岸数ヶ所放火、幕府ニ而は御勝利之様ニ申なし、

遂ニ芸州江も軽拳相働、去十四日未明より防国江井伊・

榊原押詰、戦争ニ相成候処、言語同断、井伊・榊原之

恥辱は幕府之御恥辱、且

皇国之御恥辱、奉恐入候事ニ御座候、十四日早朝より

炮声夥敷、如何哉と相察居候内、四時頃より所々煙上り、昼過ニ相成候処、落武者追々參、榊原侯は御旗本大野沢より当朝相懸り、四十八坂迄御くり出候処、先手敗軍、井伊家も敗軍之事ニ而友崩いたし、一発も無之御敗走、広島表江暮六時御入、直ニ海田市迄御引取相成候事、尤御先手ハ玖之坂口ニ而打合御座候由、討死・手負等不相分、大炮脱字 候位ニ而跡敵ニ被取候事と相見得申候、井伊侯御旗本は小方辺迄御先手は大竹油着村迄繰出し、少々は小瀬川も渡り候由之処、伏兵起大敗軍、木侯・貫名之兩隊先手海江入田ニ入、九死一生之体ニ而引取候振合、貫名は手負之趣、外討死・手負不相分、井伊御本末一同夜四時頃広島江御引入相成、敵は三百人計古今未曾有之御敗軍ニ御座候、小子も為見分借馬仕大野辺迄罷越候得共、何も申上候程之事も無之、唯々見苦數体ニ御座候、此程御人数繰詰之所如何相成可申哉、徳川之御家運も乍恐如何哉と奉存候事ニ御座候、昨日松伯耆殿ニも御出馬之筈ニ候得共、御延引ニ相成、此後御討入御模様無御座候、井伊家は、

大炮十七(連)廷之内三挺持帰候由、其外兵糧器械皆々敵ニ被取、又は兵火にて焼失之事ニ御座候、後略、

四四
○寅六月芸州風説

宮津侯軍艦ニ而去月廿八日芸着ニ相成、宍州侯は九州御締として小倉表江御渡海相成、尤当月三日也、然処宍州侯ニは長之御所置振御不都合ニ付、小倉より東南をさして御発帆相成候哉ニも風聞承候へ共、実之所如何哉と存候、紀州侯御芸着相成候処、宍州侯は御裁許被仰渡候而已ニ而、可然処御討入之期限迄被仰出候は過当也と御不平之趣、

一 關老宍州侯小倉江御移之節、御軍艦ニ而歩兵隊御送り申候、帰り掛当月八日上ノ関・中ノ関江発炮ニ及候処、向より手出無之、夫より長州之内八代島と申所ニ而又発炮ニ及候由、

一 五月廿三日芸州広島材木町筋角門口ニ丁目張紙、

四五
○縮演

今度大膳父子敵科之御裁許被仰付候次第は、所謂雲雨晦冥日月先を失ひ候同様ニ而、大膳父子末葉及士民ニ至迄御趣意之程難奉御請、根元大膳父子事心事忠節信義誠義を尽、乍恐

天朝及幕府ニ而能被為知召候処、此度御裁許振所置如斯御不審は毫末も無之筈、全執権共讒誣且は役威之族自己を挟ミ邪政をすゝめ、天下の乱を起し、遂ニ徳川家を覆んとの隠謀顯然たり、奉対神君忘顧伏罪難遁、

速ニ逆党征伐ニ及ひ、中央之雲霧を吹払、日月清光の時節奉待候外無之、逆党小笠原耆岐守并同腹同意之首

級討取、神明ニ△正道政令ニ奉復古度、一念発起近日（頭註）「捧字脱カ」

小笠原宿陣江差向兵発及候、乍併芸州侯封国動人民之騒一条隣国之因ミ憚有之ニ付、来ル廿八日迄ニ退宿いたし候様御取計奉願候、若期限ニ至り等閑ニ候ハ、最早憚も不顧責入、遂本懐可申候、仍同腹同意之深意前達如件、

寅五月

神長防二州義兵

四六
○寅六月十四日戦争略記

六月十三日夜彦根侯攻波迄、先手先鋒木俣土佐勇見村・大竹村辺迄、同先鋒貫名筑波（後）小方村迄、高田侯大野村迄、先手第一彦根勢等打混、第二第三小方・黒川・玖波辺迄練詰、十四日朝七半時頃小瀬川より押詰、六時過彦根・高田いつれも大砲四発ッ、打込候得共、何之答も無之、更に無人之体故、木俣勢真先ニ小瀬下之渡を押渡し関門江押懸候処、案外たやすく破れ候間、次第二進ミ行、遙遠方ニ烽火有之候故、是こそ敵之屯陣所と心得、尚進ミ行、日之出過脇村峠俄ニ烽煙相起り、統而小瀬岳辺八ヶ所江相起り、是はと見る内脇村峠山中より大砲俄ニ打出し、木俣勢過半後より幾百発か数を不知打込候得は、木俣勢散々に乱れ立、更に発炮も無之、前後より取巻れ候故、大砲は勿論器械投捨敗走すれば、防州勢押懸りく発炮不止、彦根勢辛ふして小瀬川を渡りけり、貫名之勢高田之先鋒は木俣の敗軍を不知、炮声を聞て次第ニ練詰候処、豈凶んや、玖之

坂并鍋倉山より伏兵起り、大小炮雷霆のごとく打立、

木々村・木々村・勇見村・大竹村一時ニ兵火起り、彦

根勢三方打立られ散乱不一方、其内七拾人計小方村新

田さして遁れ、新土井之内ニ隠れ居候処、沖より日の

丸の印を建候小船三艘相見候故、能き助舟と呼懸候処、

漕来り五十人計上陸するや否や、彦根勢の赤装束を見

掛一同に発炮打立られ、猶更胆を飛し散々遁れ去り、

既に玖波辺江近く候処、玖之坂・鍋倉山之伏兵山路よ

り迫り遁れ来候勢の前を遮り打立、弥逃れハ弥追掛、

遂ニ毘沙門之下江迫り大に打立らる、玖波村一時ニ兵

火相成、一足も止り得ず、惣勢大崩れ、高田勢は尽く

海田市江逃帰り、彦根勢は広島江逃去り、実に氣之毒

之体、

一彦根勢一万人と申候へとも八千余人も可有之歟、死傷

大に秘し不相知候得共、隊長二人即死、兵士雜兵ニ至

り候而は幾人と教不知、貫名・木俣も手負、兵糧・兵

具焼失、既に先手大炮十五挺も持帰らず、中軍之内纔

二挺持帰候由、

一高田勢八千人足らずも可有之、此分は真先ニ逃出候故、

器械大概持帰り、先手大炮十二挺之内屯挺持帰り申候、

死傷も多くは有之間敷候、

一防州勢芸地江踏込候者二百人不足と云、玖波・大野之

間迄追懸、小高き処江登り、一同勝声を揚、其後玖波

江陣取候由、

一紀州水野大炊頭十三日晚より大野江進ミ松平太郎左衛

門十五日廿日市江進む、

一大島幕軍より人数不足ニ付(懸)巖島滞留之歩兵江応援申来、

十五日出船、一里計之処閑老より飛船を以敗状申来、

其低引返し、廿日市揚陸、大野江進む、歩兵四百人計、

大炮一隊六挺、

一竹中丹波守十五日廿日市揚陸、同所宿陣、

一芸藩上田主水玖波村江出張是は防州江之間道ニ而、此所当
同人私領之由

藩より段々出張有之候得共、皆間道江警衛之由、

一十六日大野村宿陣之諸勢俄ニ騒立、皆々東方差而逃去

候処、廿日市も之に驚き草津迄敗走、長勢只今押寄候

と口々ニ申唱え、上を下へと動乱故、芸藩より探索い

たし候処、玖波村之農民大野江参り申出候ニは、今朝
玖波村出立之折長州様御宿所之御方より御伝言御座候
は、今日一同山路より罷越御面会可致との儀ニ御座候
と申出候を聞哉、肥前松平太郎左衛門真先騒立、又々
十四日之通、間道より廻り後ろより打たれ候而ハ不相
成と唱るや否、一同前条之振ニ有之候由、此事不可信
様ニ候得共、弥実事ニ違無之候、

一 龍野侯は御不快御出張なし、作州侯御出馬途中御供之
中脱走人も有之由、

右荒増申上候、御推察可被下候、実ニ氣之毒之事ニ
御座候、私共ニも十五日ニは大野辺迄罷越候処、農
民之談落武者之咄聞ニ不堪事ニ御座候、

〇四七
六月初旬芸地密説

伯州侯芸城中江被出紀伊守様并重役共列座、幕長是迄
之情実巨細及演説候処、閣老大に驚愕之御振合故、然
らば御再思御所置可有之と被論候得共、御確答相成兼
御帰館、

一 九日紀伊守様閣老江御参館、先日御建白之趣を以段々
被仰述候処、御尤ニ候得共今更致方無之と歎息之振故、
紀伊守様御裁許大膳父子江達命之有無不相分候而は何
事も被為出来間敷候間、拙者方より使者を以有之模様
岩国迄糺合被致可申欵とまで被申候得共、今日ニ至り
候而は無益之事と御断相成候由、

一 十二日寺尾生十郎閣老江謁し、名分を正し条理を尽し、
皇国之治乱武運之盛衰を懇に説込候処、閣老低声ニ而
紀伊守殿并其方より段々説論ニ預り、当今之時情并是
迄御不条理之事は疾ニ承知いたし慨歎に不堪、御心切
之段感銘之至ニ候得共、斯成行候上は如何様申呉候而
も取返し候事不相叶、御討入之儀も決而素志ニは無之
候得共、何分致方無之、不得已討手之面々江達命いた
し候、其方斯迄心切申呉候故本心吐露いたし候、乍去
此言訳討手之者江相漏候而は不相成、決而口外無之様
頼入候との事、寺尾も今はいか様苦慮いたし候而も無
益之事、幕府江之……不分明も是迄と内心決定引取候趣、
一 先日巖島行之幕吏切に松山江発炮を促し候故、去ルハ

日松山勢大炮四五発大島江打込候得共、島内より更に
応ずる者無之故、相止候由、

一陸軍奉行竹中丹後守去ル五日巖島行、九日晚帰芸、關
老江迫りて諸道討入を促し、十日昼再び帰島、此折松
山藩出芸、是も迫りて御討入を催促いたし候処、關老、
軍事ニは自然戦機も有之候故暴挙不相成と被申候処、
松山藩先日御役人切ニ弊藩ニ御催促被成候故、大島江
発炮仕候得共、諸方攻口更に何之拳動も不相見、如何
之御主意ニ候哉、且弊藩而已発炮、諸口傍觀有之候ニ
而は早々人数引揚可申と無理無体ニ相迫り、關老も不
得止彦根・高田江十四日討入之内達有之由、

一十一日幕府人数・松山勢蒸気船ニ而大島を取籠ミ、諸
港并民家江発炮、半日一夜諸方焼立候得共、島内寂然
応者無之、且農民漁夫往々死傷驚愕悲泣の由、

四八 ○周防出島晋門寺聞書

六月十五日晋門寺山江公儀御人数并松平隠岐守人数打
合出張有之、右山江攻登候処、敵兵一人も無之、空敷

山之麓より引上候事、

一同十六日亦々打合之上攻登、山の中央難所ニ而炮発戦
争ニ相成、追々難所江引付置、敵兵ニ追討を被掛候処、
地理不案内ニ而敗軍と相見得候得共、士分三人敵兵之
首一ツ携討死有之、其余家老老人、足輕四人即死、怪
我七人有之候付、如何之巧業可有之も難計ニ付、一と
先予州出島同所より壱里程有之隠岐守殿領分地利江退
陣罷在候由、

右松山侯江戸邸江六月廿六日注進有之、

四九 ○寅七月六日小倉侯より届

(四九の1) 小笠原老岐守殿九州路為指揮私領分江被発向、昨三日
領内沓尾江着船、同夜城下到着、其候在陣仕候、此段
申上候、以上、

六月四日 小笠原左京大夫

(四九の2) 一木下大内記・平山謙二郎・多賀外記・酒井数馬・石川

八十郎・湯浅貫一郎、其外付属之衆私領江発向、昨三

日領内沓尾江追々着船、同夜城下到着、何も其俣在陣仕候、此段申上候、以上、

六月四日

小笠原左京大夫

五〇 七月八日越前侯より関老江届

（五〇の1）今度依召大蔵大輔儀去月廿五日国許致発途、京都表江立

寄、夫より致登坂候、此段御届申上候様従国許被申付越候、以上、

七月八日

内
草尾精一郎

（五〇の2）
演説

一大蔵大輔今度上坂中於此表勤向之儀は惣而不仕心得ニ

御座候、此段御聞置可被下候、以上、

七月八日

五一 寅七月十三日伝聞風説

関老松防州去月廿三日より水瀉其上足痛ニ付登城無之、

当月番宅計相勤、九日押而出勤、当十一日より登城無之、

一 当十一日井河州登城、殿中月番相勤、

一 奥御右筆組頭高木幸次郎三日切早ニ而八日到着、

一 九日急に奥医師三人上坂之儀被命、昨十二日御船ニ而

出坂、

一 將軍家御不例之由相聞候事、

一 右ニ付御隠居一橋殿江御相続可相成哉之由、

一 稲関老当五日大坂より急御用ニ而出府被仰付、十七日

頃着府之由、尤御用筋は前同様之儀欵と内々噂有之、

一 去ル三日頃英国ミニストル横港着、尤長崎より

御国許江罷出、乗船之蒸氣軍船御国許ニ相残、他之飛

脚船にて致帰港候由風聞有之、

一 右英ミニストル御国江罷越御懇親申上候ニ付、仏ミニ

ストルも不遠推参仕候内存之由専風聞有之、

一 石州津和野亀井侯は長州江降参又は生獲ニ相成候と申

事并浜田侯も籠城危急之由、巷説頗ニ有之、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

寅七月十六日

南部弥八郎

◇第一六三号 寅七月廿一日報告〔維新前後諸書付66〕

(付箋)「第二百四十二号」

一 ジャパンタイム新聞の追加七月六日横浜出版

英軍艦プリンセス、ロアイエル船付属のサラミス船に、
英公使ヘンリパークス夫婦と其付添のもの共をのせて
昨七月五日到着したり、

一 以前我輩の報告せし事に齊ふして、公使は
薩州侯に逢ハんとて鹿兒島にゆき、爰に於てかれ厚き
饗応を受、若太守と其 叔父に久しく応接なせしとあ
り、

一 ヘンリパークスは能く外国人等に有名なり、外のある
大名にも面会のためゆきぬ、其大名は甚開国の企あり
て、外国交易のため日本全国を開かんとす、則ち住所

は豊後海の内にて、伊予の領地宇和島といふ所なり、
英公使また下ノ関に兩日の間滞船したり、此地にて万
事戦争の用意をなし居れるを見請たり、然るに過日此
辺にて將軍勢の此市井を攻とりしとの風説は虚言にし
て、戦争は起れるといへとも結局は長州に勝利あるへ
し、

一 石州口攻手井伊以前摂政を勤めたる大名の嫡子也并に榊原の両将を長州
勢にてとり押へ、同勢大敗、討死三百人ありて退陣す
といふ、○石州は長州より北方に当りぬれば、長州は
自国を越へて戦争すると見へたり、

一 南方の攻口は將軍勢一手の大將松平隠岐守にして、長
州征伐の階梯となさんため、大島を撃取たり、然れと
も長州勢其奪とりし者を再び追出さんとして、兵卒を送
り、其島に近付んとする頃、彼等は其所を立去りしと
也、

一 薩州の人々今四万五千人京師に在て、みつからの国守
より英ミニストルを迎へたりといふ事を、終には閣老
に公に告知なせしの噂あり、

一薩州・長州の間に於る肥前侯は開国家にて、外国人に有名の太守なり、夫ニ付噂あるには、日本南方の国は攻手の数に加ふるとも、右大名は其隣国に同盟たらんととの風聞あり、

一此新聞は甚た信すへき事にして、我輩の著述ものを読む人々下条を信用すへき事なり、是迄日本と我輩との間に妨ありし、只一手に引請なせる彼の商法規則も、○(頭註)一手云々則幕府一手の商法を指す速に破れる事目前に在るへし、

右兼而懇意ニ仕候横浜通詞品川英輔訳仕候由ニ而一覽仕候ニ付写取申候、同人の咄ニ、其後の新聞紙は只一覽仕候迄ニは御座候へとも、大意は英公使尤厚き御饗応頂戴、祝炮等之式迄有之、其上桜島欵にてし、狩有之、且英式訓練拜見仕候処、規則能相整候等之事ニ候由、

一通詞助鳴戸次郎之説ニ、大小銃隊操練之儀は英式尤すくれ、且アメリカは昨年迄も戦争御座候間宜敷御座候処、幕府にて仏のカシオンが詞に感溺して、終に仏国式伝習をはしめ、固より学ひ有之歩兵隊は和蘭法にて、

都而三十年已前の旧法、當時に於て用立不申候間、却而長兵未熟といへとも幕兵敗北せんは必然ニ御座候、於貴藩は英式御採用被為在候趣、誠に御英断奉感激候段、切に慷慨ニ不堪様子ニ御座候、

一幕府・長州、戦争をやめ致和議候方可宜段、英公使申立、仏の公使も頻に其言を聞老江告げ候折から、十日程以前に亜の公使来着之処、仏公使江物語候は、幕は条約を取結候事故、もし万一の時は幕を援け、長を討こそ至当の論なるへしと申候付、仏公使尤と同意仕候由之風聞専有之、右之事柄探索仕候処、其説紛々にて更に一定無御座候、乍併幕府ニ而一定之目途相付候へは、随分各国声援いたし可申候へとも、あるひは英仏、或は亜蘭と、時々説得ニ就而相変候故、逆も相整申間敷、但幕の小吏輩を始め先和議を以て機会と存候者も多く御座候様ニ被察申候、

一諸般紛雜之事ニ而、外国公使出府応接屢有之、夫のミならず魯西亞使官来港応接有之、右は奥蝦夷境界於今決定無之処、只此方にて略境界と定候所有之、近頃其

所を越へ魯人入込候事百里許有之候より、幕人夫を咎め追かへす為に論説相迫り、刀を抜候処、終に彼か為ニ被生捕候者八人御座候由ニ而、右之応接と申事ニ御座候、

一当時英軍艦二艘・亜三艘・仏一艘・魯一艘、其他商船とも凡三十余艘碇泊仕居申候、

一プロイスとオーストリアと戦争將に起らんとすとの事、新聞中往々相見候所、既に近頃一戦有之、プロイスはオーストリアに大勝を得候へとも、プロイスに合従いたし候イタリヤはオーストリアに敗を取候由、異人より直ニ承申候、

右之通外国人等ニ相たより承得候趣ニ御座候、此段申上候、以上、

寅七月廿一日

神奈川駅滞在

南部弥八郎

◇第一六四号 寅七月報告 『玉里島津家史料四』
〔一五三二の一〕

(付巻) 「第四百六十二号」

横港新報訳稿

一 横浜新報第二十三号 千八百六十六年第八月廿七日報

長崎在留ノ英人本国ノ全權・水師提督等ニ陪從シ
薩州魔府ニ至リ、自ら目撃セル事情ヲ詳載シ、横
浜ニ在ル同社江通信セル書翰ノ写

日本国南方西九州ノ形勢ニ関セル事情、逐一足下ニ通信ス可キ約ヲ為セシ以来、未タ曾テ報告ス可キ須用ノ新報モ無カリシ、然レ共方今最モ有益ナル一事起レリ、兼テ足下ノ想思スル如ク、実ニ日本ノ富饒ヲ以テ鎖閉セル全国ヲシテ貿易通商ヲ為サシムル大策ノ楷梯ナル可シ、日本ニ於テ交際ノ利ヲ得ルモノハ勿論、下工商ニ至ルマテ各其産業ヲ盛大ニセントスル輩ハ雀躍ス可キ事ナリ、此度全權并水師提督本国政府ト商法トニ関シ、鹿児島ヲ尋訪セル事はレナリ、薩州侯以下彼ノ国人精心誠意ヲ以テ応接セル事実ヲ慮ルニ、薩国ノ本国ニ交ハル懇親ノ確証顯

ハレリ、此ノ如キ前例一度行ハル、時ハ、必ラス南方ニ在ル他ノ諸侯モ速ニ此轍ヲ踏ムニ至ラン、是レ薩侯平日名望高クシテ、諸侯ノ巨魁タル所以ナリ、是迄日本縉紳家ノ固有セル風習ヲ一洗スル而已ナラス、就中通商ノ繁盛ヲ妨ケル弊ヲ除却スルニ至ル可シ、日本ノ諸侯ハ渾テ各独己ノ国論ヲ固執スル故ニ、諸侯商法ノ權ヲ握リ、自ラ通商シ、且商估モ能ク一致シテ得意ノ外国商人ニ對シ懇親スル処ニ非サレハ、貿易常ニ盛ナラザリシナリ、愚按スルニ、全權此度ノ一訪ハ、是マテ余輩日本ニ在リテ見聞セル中ニテ、最モ必須要用ナル処置ナリ、本国政府ニ對シ至テ便宜ナル交法ナル可シ、

却説、仏人ハ大ニ大君ヲ勵シ之ニ結ヒ、通商ノ利權ヲ專ラニセント欲スト、余輩ノ見聞スル形勢ヲ以テ慮ルニ、敢テ大君ニ大ナル利益モアル可カラス、又按スルニ、仏人ノ此策ハ大ナル謬ナラン、目前ニ於テ通商ノ勢權ヲ得ントスル貪心ハ譬ヘハ黄金ノ卵ヲ産スル鷲ヲ切害スルニ似タリ此ハ若シ大君倒ルレハ何益之、有ト云フ意ナル可シ、大君ハ十五ヶ月以前東都出立ノ時ニ引率セル兵力ヲ全フシ、再ヒ江戸ニ帰ル事

能フマシ、久ク因循シ不得已、遂ニ長州ト戰爭ニ及ハレタリ、長州ハ兩三年来心ヲ潛メ兵ヲ練リ能ク整頓セリ、江戸ノ兵士ニ比スレハ武器モ亦能ク整ヘリ、是レ篤実ノ商人ヨリ武器ヲ買入レシ故ナリ、反テ大君ノ狡猾ナル半士半商ノ輩ヨリ買上ケタル者ト異ナリ、且長州ハ自國ニ在リテ其本陣ニ近ク、兵糧等ノ運輸意ノ如ク、自ラ主客ノ別有リテ其利益謂フヘカラス、又同盟ノ諸侯アリテ、詳ニ敵ノ動靜ヲ搜索シテ之ヲ通信スル者アリ、必ラス是マテ無益ノ小戦而已ナラン、而大君ノ軍兵ハ諸方共悉ク敗ラレタリ、又今日馬関ヨリ報アリテ云、長兵小倉侯ヲ襲撃シタリ、此ハ殆ト馬関ニ對スル地ヲ領スル諸侯ニシテ大君ノ幕下ナリ、遂ニ長兵小倉領ニ上陸シ、要所一二所ヲ奪フタリト云ニ、副船將エートン馬関ノ景状ヲ探索セン為メ、当四日長崎ヲ開帆セリ、大君ノ將帥等諸方ヨリ長ノ領地ヲ襲ハント欲シ、反テ長兵ノ為ニ敗北セル事情ハ、定テ足下ノ聞知スル処ナラン、長州防禦ノ予備ハ充分整ヘリト云、一説ニ日本帝及摂政等外国ト新条約ヲ結ハント欲シ、大ニ孤疑セリト云、南方ノ諸侯ハ江戸ニ

在ル諸侯ト一致セス、決シテ条約ノ各則ヲ守ル可カラス、是マテ大君ト而已取結ビシ条約ヲ改メ、帝及諸侯ト結ハントスル条約ノ条則ハ、已ニ訳ナリテ若干人ノ手ニ渡レリ、此輩共ニ之ヲ好ム処ナリ、是日本新報中有益ナル事件ナル可シ、

此ヨリ全權等魔行ノ事情ヲ告ケン、先ツプリンセスロヤル・セルベント各船名ハ、第七月廿五日ニ於テ長崎港ヲ開帆セリ、サラミス船名ハ翌日同港ヲ開帆ス、全權ハルリー・妻パークス之ニ乗セリ、余輩ハ廿六日午後ニ鹿兒島ヨリ八九里距リテ投錨セリ、午後第二字ニ共ニ蒸氣ヲ整ヘ、炮台ノ近傍ニ投錨ス、尤ム薩ノ炮台ニ於テ英國ノ旗章ヲ挙げ祝炮十五發放ス、速ニプリンセスロヤルヨリ十五發返炮シ、畢リテ後投錨シタリ、暫時後余輩日本ノ旭旗ヲ挙げ、十九發ヲ以テ薩侯ヲ祝セリ、炮台ヨリモ亦一發毎ニ此報放ヲ為シタリ、又薩侯ノ家老等ノ來訪ヲ祝シ、以テ初日ノ炮発ハ終レリ、午後遅ク全權并水師提督外若干名上陸セリ、余輩ハ薩侯警護ノ士卒ト共ニ城下ヲ逍遙シ、其光景ヲ目撃スルニ日本ノ他処ト異ナル者多シ、

就中一奇事アリ、魔府ノ市民ハ江戸ノ住民ノ如ク愁容或ハ憤怒ノ色ナク真実ニ揖礼シ、只々笑語スル而已ナリ、城下ノ半途ニ於テ、シヤンペイエン洋酒其他清鮮ナル者若干ヲ予備シ、以テ余輩ヲ勞ヘリ、將ニ日没ノ時ニ至リ各婦艦ス、此日少ク瘦ルト雖モ、南方大諸侯ノ都府ニ於テ、初日ニ此ノ如キ饗応ニ逢ヘシ事ヲ共ニ喜悅セリ、又余輩ノ上陸中ニ薩侯閣下船中へ使ヲ遣ハシ云、軍艦滯帆中英人十五名乃至二十名ヲ饗応セント欲ス、且明朝閣下自ラ全權水師提督ヲ訪ヘ、相携テ共ニ上陸セント欲スト云々、此ニ於テ各人薩侯ノ位階ヲ論スルニ、実ニ其卓見ニ驚ケリ、大君ノ如キ不礼ナル容儀ト相反セリ、大君ハ南方ニ於テ擢タル諸侯ニ比スレハ、其識量容儀共殆ト相反セリ、

翌日朝十一字ニ至リ、薩侯ノ端舟プリンセスロヤル船ノ側ニ來着、閣下艦ニ上ル、礼ヲ以テ警衛セル船室ニ入り、次第二手ヲ把リ相祝シ而后、艦頭ニ進ミ薩侯ヲ祝スル炮発ヲ一見シタリ、其容貌ヲ望ミ見ルニ威儀堂々トシテ、実ニ大名ノ名ニ違ハサリシ、余此ノ如キ長身壮勇ナル者

ハ、曾テ印度ノ「ロヒラス」人種・亜臘比亞人中ニ於テ
 只一度之ヲ見タリ、侯ハ真正ノ日本人種ノ容儀ヲ備ヘリ、
 余輩曾テ日本ノ画図ニ於テ見シ者ニ違ハス、其皆ハ斜ニ
 シテ長シ、此眼光ヲ以テ其性ヲ知ルニ足ル、又島津三郎
 ハ余輩ノ想像ト異ナリ薩侯ニ比スレハ短身ニシテ肥大ナリ、
 起居傲然トシテ其容儀ハ敢テ雅正ナラサリシ、然レ共王
 公ノ容貌ナリ、按スルニ、此人ハ日本ニ於テ最モ才器ア
 ル執政家ノ第一人ナル可シ、

扱祝発終ルヤ否ヤ、薩侯艦ヲ横切り、艦ノ一方ニ至リ嘲
 笑セリ、是レ薩ノ炮台ヨリ快手ニ返放スルヲ見ント欲シ
 テナリ、此炮発後ノ教事ヲ今詳ニ足下ニ告ケン、薩侯此
 反放ヲ一見シ、水師提督ノ船室ニ下リ、其処ニ一二分時
 ヲ経テ後上陸シ、己ノ第殿ニ帰去ス、英人十七名随従シ
 テ共ニ上陸シタリ、其納涼殿ヲ見ルニ、前ハ港ニ面シ、
 十ポンド十二ポンド銅製ノ野戦炮ヲ以テ前面ヲ堅メタリ、
 全權ハल्ली端舟ヨリ上陸スル時、祝炮十五発ヲ放テリ、
 然レ共、此ニ少ノ謬アリ、其故ハ外国事務ノ官人ヲ祝ス
 ルハ青旗ヲ用ユ可キニ、誤テ白旗ヲ建テタリ而后、余輩

殿堂ニ昇ル、全權并水師提督・訳官シーボルトノ三員ハ
 深殿(禮)ニ饗導サレタリ、其処ニ於テ島津三郎当時大隅守并
 薩侯対坐シテ、互ニ既往ノ事ハ尤ム可カラス、以後和親
 懇篤ニシテ二国ノ間ニ於テ異論有ル可カラサル旨、談判
 ニ及ハレタリ、此談話中ニ余人ハ皆外ノ納涼亭ニ於テ家
 老ヲ以テ饗応アリ、凡半時ヲ経テ余輩再ヒ殿第二及レリ、
 此ニ於テ薩侯ニ調ス、全權等モ亦深殿ヨリ出テ来リ、各
 其席ニ付ケリ、此ニ於テ最モ美味ヲ尽クシ、日本調ノ割
 烹ヲ以テ四十五種ヲ備ヘリ、実ニ驚ク可キ饗応ナリ、外
 ニ日本酒并シャンペイエン、セルリー、ビール共ニ・獸
 肉等ヲ備ヘタリ、英人ハ渾テ長キ食卓ノ一方ニ坐シ、一
 側ニハ薩侯島津并家老二名侍坐ス、卓頭ニハ有名ナル輔
 佐ノ家老小松卓尾ニ後見職一名対坐セリ、白扈數行ノ間
 頻ニ飲食シ、互ニ祝礼ヲ行ヘ、最モ親キ交際ヲ以テ各笑
 語興酣ニシテ日本ノ管弦ヲ調シ、凡一時中歌吹歎極レリ、
 終ニハल्लीパークス云、今日ノ酒肴目錄ヲ破却シ賜ハ、
 共ニ夜間ニ至ルマテ留ラント欲スト、我輩ハ園囿ヲ見シ
 ト欲スル故ニ、速ニ後段ヲ食シ其他ニ至レリ、今足下ニ

其風景ヲ告ケン、其花園ノ好風景実ニ謂フ可カラス、各人一度此ニ来ル時ハ、直ニ兩三年間此間ニ寓セント欲スル思ヲ発スルニ至ル、只惜ラクハ、一二分時ナリシ事ヲ此ニ於テ共ニ烟草ヲ薰シテ後、饗主ノ嚮導ニ任セ殿堂ノ前面ニ到レリ、其処ハ凡長二百ヤルド我百間・幅六十ヤルド我三十間ノ地ナリ、此ニ於テ薩ノ兵卒操練ヲ為シタリ、其指揮官ハ我友人ノ門下ナリト云フ、我輩其步操ヲ一覽ス、尤モ我輩ノ為ニ美シキ天幕ヲ張り廻シ、其中ニ酒并果物等ヲ備ヘリ、饗主ノ姿容ヲ察スルニ、酒食珍味ノ以テ吾等ノ意ニ満タサラン乎ヲ常ニ愁フル色アリ、其丁寧極レリ、大炮調練ヲ見ルニ、五百ヤルド我二百五十間ノ距離ニ方のヲ掛ケ、十ポンドノ野戦炮ヲ以テ之ヲ打テリ、其習慣練熟驚クニ堪ヘタリ、各炮ヨリ十二発ツ、輪転発放セル時已ニ日没セントスル故ニ、各彼ノ親切ナル饗主ニ別ヲ告テ帰艦セリ、

其翌日製造局ニ到ル、此処ニハ通常ノ器械備ハレリ、午後第四時ニ、薩侯ノ兄弟五人等西洋風ノ調味ヲ以テ、我輩ヲ饗セリ、其中末弟ハ纔十歳ナリ、各篤実ノ童子ナリ、

今日ノ饗応中最モ奇観ハ、一度ニシュッキングピグ三尾此シュッキングピグハ切殺ヲ加ヘスニ卓上ニ出テ来レリ、吾輩焔煮焙シタル豕ノ子ヲ云フナリ去セントスル時、既ニ八字ヲ報セリ、依テ漸ク辞シテ帰船セリ、

第三日ハプリンセスロヤルノ兵卒ヲ以テ操練発放シ、薩侯及五人ノ兄弟ニ之ヲ見セシメン為ノ準備ヲ為セリ、島津ハ疾ヲ以テ之ニ臨マサリシ、先ツ港内ニ於テ軍艦ヲ運転シ、三四時間発炮ニ及ヘリ、而三百ヤルトヨリ千八百ヤルト我九百間ニ至ル距離ニ的ヲ掛ケ、盛ナル調練ヲ為セリ、多クハ的中セリ、艦上陸上ノ友人等此発放ヲ以テ少ク驚ケリ、大炮調練終リテ二十四ポンドノ火箭三挺ヲ発セリ、此火箭ノ激射ヲ以テ大ニ薩人ノ眼ヲ開キタリ、水師提督看客ヲ勞シ、終リテ後、余輩ハ翌日上陸ノ準備ヲ為セリ、斉備ノ海軍卒五六百人ヲ率ヘ、英軍ノ步操進退ヲ薩侯ノ一覽ニ備ヘン為メナリ、然レ共、操練場地隘小ニシテ、漸ク百五十人并野戦炮一對ヲ以テセサレハ、步操成リ難シ、軍卒悉ク真ノ薬包カトルトイフヲ用ヘ以テ発放セリ、黄昏ニ至ルマテ編成開列數式ノ調練ヲ為セリ、其時サラ

ミス艦ハ蒸氣ヲ貯ヘ操練場ノ近涯ニ待テリ、是レ全權ハ
 ルリーヲ乗セ崎港ニ到ラン為メナリ、別レニ望ミ、島津
 三郎ハルリー、バイクスノ手ヲ握リ、大ニ分袂ノ情ヲ惜
 ミ、航路ノ健康ヲ祝シ、堅ク再会ヲ期シテ手ヲ分テリ、
 全權ノ妻バークスモ侯族ト互ニ手ヲ把リテ別レリ、而後
 祝炮十五発放シ、其炮烟ノ中ニサラミス艦ハ錨ヲ上ケタ
 リ、

其翌日ノ遊楽ハ実ニ大ナリ、我輩朝三字ヨリ遊獵ヲ始メ
 リ、凡英人二十名・薩人四十名ニテ港上六里許ノ処ニ到
 レリ、其風景ハ横浜近傍ノ地ニ似タリ、然シ樹木ハ一層
 森鬱タリ、林中ニハ鹿・牝豕・猿猴等多ク住メリ、一群
 ノ獵犬・狩師等之カ嚮導ト為リ、纔ニ回ノ獵ヲ経テ、其
 獲物囊ニ満チタリ、鹿七・牝豕四ヲ獲タリ、鹿七尾中ニ
 ハ各四様ノ斑点ヲ画シ、至テ美麗ナル獸ナリ、此日又家
 老等ヨリ饗応アリテ後、別ヲ告ケ、其余ハ暫時ノ交ト雖
 モ、共ニ親友ノ好ミヲ為シ、畢リテ薩ヨリ水師提督ノ旗
 章ヲ挙ケ、重炮ヲ以テ祝発ス、直ニ薩州家ノ旗章ヲ翻シ、
 之ニ返発シ、其烟雲ト共ニ魔港ヲ開帆セリ、

薩ヨリ各人ニ賜ハル処ノ臆等ノ細事ハ、敢テ之ヲ告ケス、
 魔府城下并炮台等ノ奇觀景状ハ、必ラス他ノ友人ヨリ足
 下ニ報告ス可シ、分袂ノ時ニ至リ、友人ノ親情ニ感シ、
 思ハス分離ヲ惜メリ、此書簡ハ只ハルリーバークス魔府
 行ニ於テ、為シ得タル功勞ヲ足下ニ告ケテ以テ筆ヲ止ム、
 余接スルニ、薩州ニ於テ前ヨリ固執セル議論ヲ、遂ニ一
 変シ、共ニ符合セシメシナラン、実ニ薩侯ハ方今日本人
 中ニテ最モ磊落ニシテ卓識ナル者ナル可シ、近来開成セ
 ル富強ノ策ヲ以テ之ヲ慮ルニ、必ラス薩侯ハ速ニ縉紳家
 中ニ於テ最大位ニ進マン乎、是レ商估ノ為メニ最モ希望
 スル所以ナリ、……

於崎港千八百六十六年第八月六日 某
 本邦慶応丙寅第七月

◇第一六五号 寅七月報告 『玉里島津家史料四』

〔付送〕「第四百四十七号」